

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律

を調整いたしました。

第三に、中小企業者の事業税負担を軽減するため、法人、個人ともに低額所得部分に対する税率を軽減いたしました。

第四に、遊興飲食税について、租税負担の合理化をはかるとともに、税金徴収事務の簡素化を徹底いたしました。

第五に、固定資産税について、大規模償却資産に対する所在市町村の課税限度額を拡張いたしました。

第六に、軽油引取税について、揮発油課税の増額に対応いたしまして道路整備促進に必要な財源を充実するため、税率を引き上げることでありまして、以下その内容の概略を御説明申し上げます。第一は、住民税に関する事項であります。

その一は、所得税の減税に伴って自動的に生ずる住民税所得割の減収をできるだけ避けるために、その税率を昭和三十三年度においては二六％、この場合道府県民税は七・五％となり、市町村民税は一八・五％となるわけでございます。昭和三十四年度以降においてはこれを二八％にしたい。その場合は、道府県民税は八％、市町村民税は二〇％になるのですが、かくのごとくに調整をして参りたいと思っております。

所得税につきまして大幅な減税が行われます結果、減税後の所得税額を課税標準とする昭和三十三年度以降の住民税所得割におきまして、その税率が現行の二二％のまま据え置かれますと、自動的に住民税もまた減税されることとなりまして、その減収額は初年度百六十五億円、平年度二百二十八億円に上ることとなるのであります。

他の課税方式を採用しているという事情でございます。第二課税方式及び第三課税方式においては、市町村は、その条例で定める税率によつて幅広く任意に課税することができるとしてあるのであります。最近における所得税の減税等の影響もありません。特にただし書きによる第二課税方式を採用する市町村におきましては、第一課税方式を採用する市町村の場合に比べて一般的にその負担がかなり重く、しかもその傾向は低額所得者に顕著になってきているのでございます。その結果課税方式を異にする市町村間において、同じ程度の所得者でありながら市町村民税所得割の額に二倍、三倍の差のあることも珍らしい例ではなくてあります。それぞれの課税方式の特性もさることながら、もはやこれをそのままに放置することができないような状況にまできておるものと思っております。

そこで第二課税方式または第三課税方式の場合におきましても、その所得割の負担が第一課税方式の場合における負担とおおむねひとしくなることを目安にいたしまして課税標準額の段階を区分し、かつその区分ごとの金額に応じて順次適用されるべき率を法定いたしました。市町村は、この率に準じて条例で税率を定めることとする。とともに、ただし書きによる第二課税方式または第三課税方式によつて所得割を課税する場合には、市町村の条例で定めるところにより扶養親族の数に依する税額控除を行うこととしたのであります。なおこの場合におきましては、現行の通り、当該市町村の税率によつて算定した所得割の額が課税標準額の、第二課税方式による場合は百分の七・五、第三課税方式による場合は百分の十五

昭和三十一年分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律

もより国税、地方税を通ずる個人所得に対する租税負担は重きに過ぎるのでございますが、住民税の減収がこのように多額に上りますことは、この税が地方税の基本をなすものでありますこと、及び地方財政がまだ再建への途上にありますことにかんがみまして、これが補てん措置を講ずることにはせざるを得ないのであります。しかしながら、所得税の改正が過度の累進度の緩和をそのねらいの一つとしておりますので、減収の回避をするに当りまして、原則として個々の納税義務者の負担が現行制度による負担を越えることとならないように留意することはもちろん、進んでむしろ若干の所得割負担の軽減をも意図して税率を調整することとしたのであります。その結果所得年千三百万円以下の納税者はすべて所得税のみならず住民税所得割においてもまた減税となるのであります。その減税の度合いは、初年度において七十九億円、平年度においては百十六億円の減税となるわけでございます。

その二は、課税総所得金額を課税標準として所得割を課しております第二課税方式、及び課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準として所得割をきめております第三課税方式につきましても、その課税標準額に段階を区分いたしまして当該区分ごとの金額に応じまして順次に適用されるべき率を法定し、市町村はこれに準じてその税率をきめることとしております。

現に市町村においては、ただし書きによる第二課税方式を採用しているものが全市町村の中で七六％ございます。第一課税方式を採用しているものが一五％ございます。それから九％の市町村がその相当する額をこえることとなるときは当該額に押えることといたしております。

この措置によつて生ずる所得割の減収額は四十九億円程度と見込んでおるのであります。関係市町村の財政に及ぼす影響は少からざるものがあると考えられますが、市町村税全般についてかなりの増収が期待されるときでもあり、かつ所得税の大幅減税に伴い第一課税方式による所得割の負担が将来一そう軽減され、課税方式相互の間における負担の不均衡がさらに拡大されていくことが予想されますので、この際住民負担の不均衡を緩和するため、あえてこのような措置を講ずることといたしたいと存するのであります。

第二は事業税に関する事項でございます。

その一は、中小企業の租税負担を軽減しようとするのであります。すなわち、標準税率を法人につきましては、現在の所得年五十万円以下一〇％を八％に引き下げるほか、さらに軽減税率の適用範囲を広げまして、年五十万円をこえ年百万円までの部分に對しましては従来の一二％から一〇％に引き下げることとし、また個人の第一種事業につきましても新たに軽減税率を設けまして課税所得が年五十万円以下であり、基礎控除前で申しますと六十二万円までの部分につきましては、従来の八％から六％に引き下げることとしたのであります。ことに個人の第一種事業の中には、その事業の所得の大部分が事業主の勤労によつて得られておるものがあります。これらの事業と第三種事業との区分は、具体的に区別は困難でございます。して低額所得部分について税率を同じようにすることに、そ

の間の負担の均衡をはかろうとしたのでございます。これらによる減収額は初年度五十八億円、平年度七十七億円の見込みでございます。

その二は、法人の行う地方鉄道事業及び軌道事業について課税標準を従来の収入金額から所得に改めたこととあります。昭和二十九年バス事業に対する事業税の課税標準が収入金額から所得に改められました。以来問題となってきたのでありますが、近來はバス事業の発展がめざましくなりました。これとの競争関係にある地方鉄道事業及び軌道事業も大へん多いことにかんがみまして、その間における負担の均衡をはかるために、あえて外形課税の理論を捨てまして所得課税に改めようとするものでございます。この結果は大多数の地方鉄道事業及び軌道事業にとりましては減税となるのであります。その減収額は初年度三億円、平年度五億円の見込みでございます。

その三は、公衆浴場業を第一種事業から第三種事業に移そうとすることとあります。公衆浴場が公衆の保健衛生向上のために特殊な公的規制を受けていることなどを考えたからであります。これによる減収額は、約一億円でございます。

第三は、娯楽施設の利用税に関する事項でございます。その一は、スケート場を法定の課税対象施設から除外することとあります。スケートは娯楽としてよりも大衆化されたスポーツとしてみることが適當ではなからうかと考えたからでございます。その二は、ゴルフ場の利用に対して外形課税の道を開くこととあります。道府県の条例の定めるところにより、利用の日ごとに定額により課

○パーセントといたしたのであります。なお、この機会に從來飲食店において二百円から五百円までのものについては、公給領収証の使用を要しないものとされていたのを今後は、免税点をこえるものについてはすべて領収証を発行する建前をとることとしたのであります。

これらの改正によりまして大衆層の広く利用する旅館や飲食店における宿泊や飲食は、大幅に課税対象から除外されることとなり、他面、それに比して比較的高級や宿泊や飲食についてのみ、一律一〇%の課税が行われることとなって簡素にして確実な徴税が期待できるものであります。また、花代につきましても、他の類似の遊興との間の負担の均衡が保持されるときにも課税客体の捕捉は一段と広く、かつ適実を期し得るものと考えています。遊興飲食税の改正は、道府県における準備の関係もあつて七月から施行いたすのであります。この改正によるさしあたりの減収額は初年度において約九億円、平年度において約十五億円と見込んでおります。

第五は固定資産税に関する事項であります。その一は国際競争を考慮し、外航船舶に対する固定資産税の課税標準を価格の三分の一の額から六分の一の額に引き下げることとし、これとの均衡上その他の船舶についての課税標準も三分の一を減じまして、価格の三分の二の額によることにいたしました。これらの措置のうち、外航船舶について五億円程度、その他の船舶について三億円程度の減収を生ずる見込みであります。関係市町村の減収を補てんするため別途創設される特別とん税の全額を徴収地開港所在の市町村に譲与す

税することができるとして、その標準税率を一人一日につき二百円としたのであります。

第四は、遊興飲食税に関する事項であります。現行の遊興飲食税は、一昨年の公給領収証制度の採用及び税率の合理化によってかなり適正化されてきたのであります。なお課税客体と消費金額の差によりまして、税率を四段階に区分しておりますために、勢い税金徴収事務も複雑になり、消費者にとつても理解しにくい姿となつているのであります。また課税客体の差による現行の税率区分も消費行為の実態に照らして適正といたいがたいのであります。現に課税客体の相違による税率区分を廃止して、もっぱら消費金額の多少によって適用税率を区分すべきであるとの意見もたらされているのであります。このような事情にかんがみまして今回、芸者等の花代部分に対する税率を他の遊興行為に対するものと区分している従来の制度を改めまして、一律に一五%としたこととあります。また旅館につきましては新たに一人一泊につき八百円の免税点を設け、免税点をこえる宿泊及びこれに伴う飲食の料金につきましては現行通り五百円の基礎控除を適用いたしまして税率はすべて一〇%ということにしたいのであります。また普通飲食店における一人一回の飲食についての免税点を従来の二百円から三百円に引き上げ、免税点をこえる飲食に対する税率は、すべて一〇%とすることいたしました。これに伴いチケット制の食堂等におけるあらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食について一品ごとの免税点を従来の百円から五百円の引き上げ、免税点をこえる品目に対する税率も一

る措置を講ずることとしていたのであります。その総額は、約六億円の見込みであります。

その二は大規模償却資産に対して課する市町村の固定資産税の課税限度額を引き上げたこととあります。大規模償却資産に対して課する市町村の固定資産税についてその課税限度額は、この制度の平年度化に伴い昭和三十一年度より若干引き下げられたのであります。が、市町村の財政実態から見まして、昭和三十年度の経過措置として緩和されていた額をそのまま恒久化することが適當と考えられるのであります。すなわち、大規模償却資産に対して所在の市町村が固定資産税を課し得る人口段階ごとの価格の限度は、それぞれこれを引き上げ、人口三万以上の市町村にあつては現行の四億円を六億五千万円とするとともに、これらの制度を適用した結果、当該市町村の基準財政収入見込額が基準財政需要額の一定割合に相当する額を下回るものときは、その割合に相当する額となるまで課税限度額を引き上げるものとしていたのであります。この財源保障の割合を現行の百分の百二十から百分の百三十に引き上げることといたしております。また、新たに建設された工場または発電所の用に供する大規模の償却資産につきましては、これらの施設の建設当初における市町村の財政需要の増高等を考慮いたしまして、右の財源保障率を最初の年度から五年度分の固定資産税に限り特に引き上げるものとし、最初の二年度にあつては百分の百八十、次の二年度にあつては百分の百六十、最終の年度にあつては百分の百四十とすることとしたのであります。以上の改正によつて市町村の固定資産

税収入は、約十億円増加するものと見込まれるのでありますが、反面、道府県税収入においては同額の減少を来たすこととなるわけであります。

第六は、電気ガス税に関する事項であります。その一は、漁民保護の見地から、漁業協同組合などが、その設置する製氷工場において製造する氷をもつばら漁船などにおける水産物保存の用に供している場合においては、当該工場で直接氷の製造に使用する電気に対して、及びこれらの工場に併置する冷蔵倉庫でもつばら水産物の冷凍の用に供するものにおいて直接水産物の冷凍に使用する電気に対しては、電気ガス税を課さないこととしたのであります。

その二は、基礎資材製造などについて原材料課税となるようなことを避ける意図のもとに、マグネシウム地金、石綿、可燃性天然ガス、水銀鉱及び焼成燐肥の製造または掘採のために直接使用する電気に対しても同じく電気ガス税を課さないこととしたのであります。これらによって生ずる減収額は約一億円と見込まれております。

第七は、木材引取税に関する事項であります。木材引取税の税率を現行の百分の五から百分の四に引き下げ、反面市町村ごとの課税の適正化を一段と推進しようとしてるのであります。

第八は、入湯税に関する事項であります。鉱泉浴場所在の市町村においては、環境衛生施設その他観光施設の整備をはかることは特に必要なことでもありますので、従来市町村の法定普通税とされてきた入湯税を、これらに要する費用に充てるための目的税とするこ

としたのであります。

第九は、軽油引取税に関する事項であります。道路整備事業を充実させることの緊要なることは申すまでもないところであります。その財源を受益者に求める趣旨から別途揮発油に対する課税額を引き上げることとされておりますので、これに対応いたしました軽油引取税におきましてもその税率を来たる四月から一キロリットルにつき従来六千円を九千円に引き上げようとするものであります。この改正による増収額は初年度十七億円、平年度十九億円の見込みであります。

以上説明いたしましたもののほか、各税目を通じて規定の整備を若干はかっております。現行地方税制による昭和三十一年度収入見込額は、地方譲与税をも含めて四千九百三十三億円でありまして、昭和三十一年度当初の見込みに比し七百十九億円の増加であります。

ここに提案いたしました地方税法の一部を改正する法律案、別途提案いたします特別とん譲与税法案などを通じて、普通地方税では昭和三十一年度七十九億円、平年度は二百十八億円の減税となりますが、地方譲与税及び目的税を通計いたしますと、昭和三十一年度は三十一億円、平年度は百三十億円の減収にとどまる見込みでございます。

これが地方税の一部を改正する法律案についての大体の趣旨でございます。

二、衆議院地方行政委員長報告(三月二十六日)

三月二十八日、討論に入り、鈴木委員は日本社会党を代表して、「本法案の内容は、本来、地方固有の財源たる地方交付税を、将来の補てんを約束しないまま、先食いするものであって、政府の呼号する公債費対策としては、まさに羊頭狗肉とも言うべきずさんきわまるものである等の理由で、本法案に反対する」旨を述べられ、大沢委員は、「本法案には、不満足な点も多いが、本案によって八十六億円が現実の公債償還費の財源として地方に交付されることは、政府の公債費対策に一步を踏み出すだけの意義はあるものとして、本法案に賛成する」旨を述べられ、その際、次の付帯決議案を提出されました。

大沢委員提出の付帯決議案は、
本特例は、深刻な公債費問題の対策としては、きわめて不明確不十分、かつ不合理であつてとうてい満足できない。よつて、政府はこの際、進んで公債費処理の根本的方策を樹立して昭和三十三年度以降地方財政の確立を期すべきである。
右決議する。

という内容であります。
かくて採決の結果、本法案は、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、大沢委員提出の付帯決議案は、全会一致をもって、これを本委員会の決議とすることに決した次第であります。
以上、御報告を終わります。

(公営企業金融公庫法(昭三二一法八三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(三月二十九日)

○本多市郎君 たいま議題となりました昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、別途、所得税及び法人税の増収を財源として、昭和三十一年度の地方交付税を百十億円だけ増加する予算補正が行われたのに伴い、その総額から、昭和三十一年度内に緊急措置を必要とする額、すなわち交付税の増額に伴い当然に交付すべきこととなる普通交付税の調整減額復活分と、昨年末の期末手当の増額支給に伴い必要を生じた財源所要額との合計約二十四億円を除いた八十六億円を、昭和三十一年度内に交付しないで、三十二年の地方交付税の総額に加算して交付することができるという特例を設けるものであります。

地方行政委員会におきましては、二月二十八日、田中國務大臣より提案理由の説明を聞いた後、当局との間に質疑応答を重ねましたが、その中で、この特例の結果、本来ならば、当然昭和三十三年度において交付を期待される交付税の額に累を及ぼすことにならないかという問題が論議の焦点となりましたので、特に池田大蔵大臣、田中自治庁長官の出席を求めてこれをただす等、きわめて熱心、慎重な審査を行なったのでありますが、その詳細は会議録によつてご

昭和三十一年分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律

◎補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和三十一年三月三十一日)

一、提案理由(二月十三日)

(食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭三十一法七〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十六日)

○横銭重吉君 たいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

補助金等の臨時特例等に関する法律は昭和三十一年三月三十一日限り効力を失うこととなっているのでありますが、政府におきましては、昭和三十一年度予算の編成に当り、補助金等の整理につき検討の結果、同法による特別措置につきましては、国立公園法に基く補助金に関するものを除き、昭和三十一年度においてもなお引き続きおのおの措置を講ずることを妥当と考え、これがため、右の特例法中、国立公園法に基く補助金に関する規定だけを削除いたしました。その有効期限をさらに昭和三十三年三月三十一日まで一年間延長することといたしております。

この法律案は、漁船乗組員給与保険法による給与保険の再保険事業にかかる保険事故が異常に発生したことに伴い、漁船再保険特別会計に生じた損失を埋めるため、昭和三十一年度におきまして、九千四百八十九千円を限度として、一般会計から必要な資金をこの会計の給与保険勘定に繰り入れることができることといたそうとするものであります。

以上の二法律案につきましては、審議の結果、本二十六日討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもっていずれも原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三十一法八一)の委員長報告と一括して掲載)

本案につきましては、審議の結果、本二十六日討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回、政府は、中小企業者に対する金融の円滑化をはかるため、信用保証協会に対して、その業務を充実するために必要な資金を融通することとし、別途、国会に信用保証協会法の一部を改正する法律案を提出いたしておりますが、これに伴いまして、中小企業信用保険特別会計法につきましても所要の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。改正の第一点は、この会計を保険勘定と融資勘定に区分し、従来の中小企業信用保険に関する経理は保険勘定において、信用保証協会に対する融資に関する経理は融資勘定において行うことといたしております。第二点は、信用保証協会に対する貸付金の原資は、一般会計からこの会計の融資勘定に繰り入れることといたしております。第三点は、融資勘定の歳入は、貸付金の回収金及び利子、一般会計からの繰入金並びに付属雑収入とし、歳出は、貸付金、事務取扱費及びその他諸費とすることといたしております。

最後に、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成賜わらんことをお願いいたします。

◎漁船再保険特別会計における給与保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

(昭三二、三、三〇法一六)

一、提案理由(三月十五日)

○足立政府委員 ただいま議題となりました漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

一 漁船乗組員給与保険法の規定による漁船の乗組員の抑留を保険事故とする給与保険につきましては、保険事故が異常に発生したことに伴い生じた損失を埋めるため、従来も一般会計からこの会計の給与保険勘定に繰入金をいたしているのですが、昭和三十年年度の決算上、なお、約五百六十二万二千円の損失が残り、また、昭和三十一年度におきましても、引き続き保険事故が異常に発生いたし、昭和三十一年四月一日から本年二月末までの間に、さらに約八千九百十八万七千円の損失が生じたのであります。そこで今回、これらの損失を埋めるため、昭和三十一年度におきまして、一般会計から九千四百八十九千円を限度として、この会計の給与保険勘定に繰入金をすることができるとしようとするものであります。

◎資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭三二、三、三〇法一七)

一、提案理由(二月十九日)

○足立政府委員 ただいま議題となりました資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

郵便貯金特別会計の収支の不均衡を緩和するために、昭和二十七年四月資金運用部預託金利率の特例に関する法律が施行されました。同年度以降当分の間の措置として、郵便貯金特別会計から資金運用部に預託された資金で約定期間が五年以上のものに対しては、資金運用部資金法に規定する年五分五厘の利子のほかに、年一分以下の範囲で毎年度通減するような特別利子を付することとし、その特別利子の利率は政令で定めることといたしました。この特別利子の利率は、二十七年は一分、二十八年は九厘、二十九年は八厘、三十年は七厘、三十一年は六厘とし、毎年度一厘ずつ通減させて参りましたが、この間昭和三十年八月資金運用部資金法の改正により、新たに約定期間七年以上のものが設けられ、これに対し年六分の利子を付すこととなりましたので、これに伴いまして特別利子の定め方を改め、約定期間七年以上のものに対しては、三十年で以降年二厘以下の範囲で毎年度通減するような特別の利率により

資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十六日)

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三二一法八一)の委員長報告と一括して掲載)

利子を付することとし、三十年度は二厘、三十一年度は一厘といはしました。従って三十一年度は約定期間五年以上七年未満のものに対しては、資金運用部資金法に定める年五分五厘のほか、六厘の特別利率により利子を付し、約定期間七年以上のものに対しては資金運用部資金法に定める年六分のほか、一厘の特別利率により利子を付し、ともに六分一厘の利子を支払っております。来年度以降の特別の利子につきましては、毎年度一厘ずつ通減させて参りました。従来例によりまして、約定期間五年以上七年未満のものにつきましては、資金運用部資金法に規定する年五分五厘の利子のほか、年五厘以下の範囲で毎年度通減するような特別の利率による利子を付することといたしますが、約定期間七年以上のものにつきましては、これに対する特別の利子は付さないことといたしましたわけでありま

す。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十八日)

○平岡忠次郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

郵便貯金特別会計から資金運用部に預託されている資金については、資金運用部資金法の規定による利子を付するほか、約定期間五年以上のものに対しては、昭和二十七年以降当分の間の措置として、同年度以降、年一分以下の範囲で、毎年度逡減する特別利率による利子を付して参りましたが、この法案は、来年度以降、約定期間が五年以上七年未満のものに対する特別利率は年五厘以下とし、約定期間七年以上のものに対しては特別の利子を付さないこととしようとするものであります。

次に、関稅定率法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案のおもな改正のまず第一は、アセトン、ブタノール製造用のナツメヤシの実、國際連合から寄贈された教育宣伝用の物品、國際見本市等で無償で提供されて消費される物品等を、それぞれ製造用原料品の減免税、無条件免税及び特定用途免税の品目に追加するとともに、従来の製造用原料品の免税品目から、免税実績のない油製造用の落花生を削除することとしております。

次に、関稅の戻し税の制度につきましては、外貨原料の不足等やむを得ない事由によつて、課税済みの原料品を保税工場における貨物の製造に使用し、その製品を輸出した場合には、関稅の払い戻しができることとし、その他、輸入された違約品に対する関稅の払い戻しは、従来これを返送した場合に限り認められたが、これを返送にかえて保税地域内で廃棄する場合にも払い戻しができることとしております。

次に、別表輸入稅表につきましては、國產の保護のため、セラッ

ク、黃麻製品、DDT、硫酸ニコチン等の九品目の稅率を引き上げるとともに、國產の困難なトランジスター製造用のゲルマニウムの原料については、その稅率を引き下げることとしております。

次に、關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもな改正のまず第一は、従来暫定的に關稅の減免を認めている重要機械類、學童給食用乾燥脫脂ミルク、原子力研究用物品及び小麦、A重油、四エチル鉛、航空機等の課税免除物品並びに原油、B、C重油、カーボンブラック等の輕減稅率適用物品につきましては、なお一年間その減免の期限を延長することとしております。

次に、關稅の免除を受けた重油機械類の用途外使用の制限期間を従来の五年から二年に改めるとともに、放射性元素及びその化合物を免税物品に、合成なめし剤を輕減稅率適用品目に、それぞれ追加することとしております。

次に、鉄鋼については、その需給逼迫のため輸入の必要があり、かつ、その輸入價格が国内の主要生産者の生産した同等品の卸売價格に比し割高な場合には、昭和三十五年五月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で品目及び期間を指定して、その關稅を減免することができることとしております。

以上の三法律案につきましては、審議の結果、昨二十七日、質疑を打ち切り、討論を省略して、直ちに採決いたしましたところ、また、關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につ

きましては起立多数をもって原案の通り可決いたしました。次に、他の二法律案につきましては、全会一致をもっていずれも原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、參議院大藏委員長報告(三月三十日)

○廣瀬久忠君 たいま議題となりました資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案外三法律案について、大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、郵便貯金特別会計の収支の不均衡を緩和するため、昭和二十七年四月、資金運用部預託金利率の特例に関する法律を制定いたしましたして、郵便貯金特別会計から資金運用部に預託される資金に対し、利率の特例を設け、これを適用して今日に至つたのであります。が、今回の改正においては、約定期間五年以上七年未満のもの、約定期間七年以上のものとの金利の權衡を保持させるために、三十二年以降における特別金利の定め方を改めようとするものであります。すなわち約定期間五年以上七年未満のものは、年五厘以下の範囲で毎年逡減するよう特別利子を付することとし、約定期間七年以上のものについては特別利子を付さないことといたそうとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、會議録によつて御承

資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律

知を願いたいと思ひます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業信用保險特別會計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業金融の円滑化をはかるために、信用保証協会に国から低利資金を貸し付けるための信用保証協会法の一部を改正する法律が、さきに本国会において可決されましたが、本案は、その貸付の經理を中小企業信用保險特別會計で行うために、この會計に融資勸定を設け、その貸付の原資は、一般會計から繰り入れることとするほか、歳入歳出事項等について必要な規定を整備しようとするものであります。

委員会のおもな改正点については、何ゆゑにこれを出資とせず貸付にしたかとか、あるいは貸付金の原資を三十二年度十億円としたその根拠はどうかであるかとか、またその金利は、年三分五厘では高いではないかというような、いろいろ熱心な質疑が行われましたが、詳細は會議録によつて御承知を願ひたいと思ひます。

質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、關稅定率法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもな改正点について申し上げますと、第一点は、關稅減免の追加品目といたしまして、飼料製造用原料の大豆及び脱脂大

豆、国際連合寄贈の教育宣伝用物品、養殖真珠の再輸出品、国際見本市で消費される物品等を追加規定しようとするものであります。第二点は、輸入税表を改正して、国産品保護の見地より、セラックを無税より一割五分に、DDTを二割から三割に、硫酸ニコチンを無税から二割にする等、九つの品目の税率引上措置を講ずるとともに、電子工業育成のために、二酸化ゲルマニウムを二割から五分に引き下げようとしております。その他、課税原材料による製品輸出の場合の戻し税新設、輸入違約品について返送の場合の戻し税の整備等、所要の改正をしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、関稅定率法の改正を二つの案に分つという立法形式についての質疑もございました。外国人の引越越し荷物中に自動車の関稅免除の問題があるが、これらについての質疑応答もございました。その他詳細は、會議録によって御承知願いたいと思ひます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の、改正内容の概略を申し上げますと、第一点は、最近における經濟状況等にかんがみ、昭和三十二年三月三十一日に期限が到来する重要機械類、給食用ミルク等の免税措置、別表甲による小麦、A重油等の免税措置、別表乙による原油、カーボンブラック等の軽減措置を昭和三十三年三月三十一日まで一年間延長しようとする

るものであります。第二点は、今回新しく別表丙を新設し、鉄鋼、特殊鋼について、その需要が逼迫し、かつ本邦の生産価格より高価である場合には、政令をもって昭和三十五年三月三十一日までに輸入されるものに限り、その関稅を軽減または免除することができることとしようとするものであります。その他、重要機械類の用途外使用の制限期間の短縮、放射性元素及びその化合物の免税品目追加等、所要の改正をしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、鉄鋼の減免期限を三年間とした理由、石油会社の収益状況等について、質疑応答がございましたが、詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了、討論に入り、平林委員より、「本法は、関稅定率法の特別措置とも言えるものであり、実情から見ても適當でないものに減免を行なっているものもあり、不適當な利潤をもたらしている状況であるから、賛成し得ない」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎私立大学の研究設備に対する国の補助 に関する法律 (昭三三、三、三〇法一八)

一、提案理由(二月二十八日)

(理科教育振興法の一部を改正する法律(昭三三、法五三)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院文教委員長報告(三月二十七日)

○岡三郎君 たいま議題となりました私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過と、その結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案を提出いたしました政府の提案理由について御説明いたします。私立大学が、わが国の高等教育において重要な地位を占めており、わが国の學術教育の振興に大きな役割を果しておりますことは申すまでもありません。このような私立大学の使命とそれの研究設備の状況にかんがみまして、政府は、昭和二十八年年度以来、私立大学の基礎的な研究設備の整備について助成の措置を講じて参つておるのでありますが、この際、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する制度を確立しようというのであります。

次に、本法律案の骨子を簡単に申し上げます。第一は、短期大学を除く私立大学を設置する学校法人に対し、国は予算の範囲内で、その学校法人の設置する大学が行います學術の基礎的研究に、通常

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律

必要な設備の購入費の二分の一以内を補助することを規定いたしております。第二は、補助に関する配分の方針または交付の決定を適正に行うために、文部省に私立大学研究設備審議會を設け、その意見を聞くべきことを規定するとともに、關係法律の整備をいたしたことであります。

委員会の審議におきましては、安部、高田、野本、松澤、矢嶋、松永、湯山の各委員から、きわめて熱心な質疑が開陳されました。これらの質疑と政府の答弁のおもな諸点について申し上げます。

第一に、本法律案では、私立大学に対する国の補助の対象を研究設備に限定しているが、その研究は、人文、自然の各学科に及ぶか、また、学生の研究設備、施設に対する補助はどうかとの質問に対しては、本法による補助は、主として教授の研究設備に対するものであって、人文、自然等の区分はなく、広く學術全般に及ぶと、他方、学生の実験実習用の設置等の助成は、私立大学理科特別助成補助金として別途予算に計上していること、私立大学の施設に対しては、私立学校振興会法による貸付金によって助成しているから、現在、これを補助対象とはしないという答弁がありました。

第二に、本法に定める補助の対象には、私立大学が行う學術の基礎的研究に通常必要な機械器具等の設備という限定をしているが、「基礎的」、「通常」という用語は、不明確ではないかという質疑に対しては、私立大学では、基礎的な研究設備も不足しているため、その充實をはかることが必要であるから、当面、「基礎的研究に通常必要な」ものに限定したという説明でありました。なお、補助対象

は、審議会において決定するものであるから、あらかじめ「基礎的」「通常」というワクをはめなくてもよいではないか、助成措置を講じようとする積極的な意図に欠けるものではないかとの質疑がありました。また、それに対し、本法案による助成は、大学で通常行う基礎的研究に限るのであって、生産化、工業化の研究助成は、別途科学試験研究費補助金等による旨の答弁がありました。さらに、学術の研究は、日進月歩であり、これに一定の基準を設けることは困難であるから、この補助金制度は恒久的なものであるということも明らかになりました。また、文部大臣からは、本法律案による補助制度は、ようやく始まった段階であるから、漸を追って行きたいという意向が表明されました。

第三に、私立大学研究設備審議会の委員の構成いかんという質問に対しては、委員は、私立大学の学長、教授、役員並びに広く学術に識見のある者から文部大臣が任命する旨の答弁がありました。なお、これらの委員の任命に当たっては、その推薦を学術会議に求めるかどうかとの質問がありました。ただいまのところ、学術会議の推薦を求める考えはない旨の答弁でありました。

第四には、私立大学研究設備補助金は、すでに昭和二十八年度以降毎年支出されているが、従来はどのような法的根拠によっていたかとの質問には、私立学校法第五十九条によつていたこと、また昭和三十三年の本法案による補助金予算は、わずかに八千八百万円にすぎないのであるが、この予算の配分にはどのような計画があるかとの質問がありました。配分に関する決定は審議会

が行うのであって、現在具体的な案は持っていないという答弁でありました。さらに、従来本補助金の配分は、大学院を置く大学、医科歯科系大学に限られていたが、今後は広く一般の四年制大学にも交付する予定であることも明確になりました。なお、本法による補助金と理科特別助成補助金との配分の総合的な適正化については、政府において十分考慮することであり、私立大学への助成に対する担当部局が、文部省の中で一つにまとまらないという点についても、十分研究して善処したいということでありました。

最後に、私学への助成はけっこうであるが、これを安易に扱うと、私学本来の自主性、独立性を阻害することとなり、私学の自滅を来たすおそれはないかとの質疑に対しては、文部大臣から、根本的にはこれに同感である旨の答弁がありました。

以上のほか、補助率が二分の一以内でよいかどうか、理科系と文科系に対する補助金配分の問題、私立大学における文、理系学生数の比率のあり方、さらには私立大学に対する寄付金の免税措置等、多岐にわたつてきわめて熱心な質疑がありました。これらの詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終り、討論に入りましたところ、まず常岡委員より修正の動議が提出されました。その修正案は、質疑の過程において最も問題となりました原案「第二条中「通常」を削る」というのであります。次いで、安部、野村両委員より、それぞれ右修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意見が述べられました。その意見のおもなる点は、私立大学の重要性にかんがみ、本案のような助成の措置は

きわめて適切であること、今後さらに積極的な措置をすべきであること、しかも、その助成は私学の自主的な学風をそこなわないようにすること等でありました。

続いて、各派を代表して矢嶋委員より、本法案に対する付帯決議案が提出されました。その付帯決議案を朗読いたします。

私立大学の研究助成について、政府は次の諸点に留意し、私立大学の充実をはかるよう有効適切な措置を講ずべきである。

- 一、本法においては、基礎的研究に用いる設備を対象としているが、補助対象の範囲の拡大、補助予算の増額等については、さらに検討の上適切な措置を講ずること。
- 一、本法に規定する研究設備に対する国の補助金は、私立大学理科特別助成金、私立学校振興会法に基く貸付金の制度等をも含めて総合的に考究し、配分の適正効率化を期すること。
- 一、私立大学研究設備審議会の委員の選定については、私立大学並びに日本学術会議の意向を反映するよう選定の公正を期すること。

以上であります。

かくて討論を終り、採決の結果、まず修正案を全会一致をもって可決、続いて修正部分を除く原案をも全会一致可決いたしました。結局本法律案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、付帯決議もまた全会一致、これを可決いたしました。右、御報告申し上げます。

三、衆議院文教委員長報告(三月二十九日)

(理科教育振興法の一部を改正する法律(昭三十一法五三)の委員長報告と一括して掲載)

◎就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律（昭三三、三、三〇法一九）

一、提案理由（二月十三日）

○灘尾国務大臣 今回政府から提出いたしました就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在、経済的な理由により就学困難な事情にある児童につきましては、去る第二十四回国会において成立いたしました、就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律によりまして、市町村がこれらの児童に教科用図書を給与した場合には、国が予算の範囲内でその所要経費を補助する制度が設けられております。

この制度は、教科用図書の給与の対象を小学校の児童だけに限定して発足いたしました。が、本来義務教育の円滑な実施を資することがその趣旨でありますから、その対象を小学校の児童に限らず、中学校の生徒にも及ぼすことが適当であることはもとよりであります。

よって、今回この法律の一部を改正いたしまして、教科用図書の

給与を中学校にまで拡大することとした次第であります。

この法律案は、以上の趣旨によりまして、題名および関係条文について、所要の整理を行なったものであります。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。何とぞ、十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

二、衆議院文教委員長報告（三月二十日）

○長谷川保君 たいま議題となりました就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案及び学校給食法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

まず第一に、前者の法律案について、その要旨を簡単に申し上げます。すなわち、現行法によれば、市町村が経済的事由により就学困難な小学校児童の保護者に対して教科用図書またはその購入費を給与する場合、国は予算の範囲内でこれに補助することができると規定しているのを、今回その範囲を拡大して中学校生徒の保護者にも適用するように改正するものであります。

次に、後者の法律案について、その骨子を簡単に申し上げます。すなわち、現行法によれば、学校給食費の負担が困難と認められる小学校児童の保護者に対して市町村が学校給食費の全部または一部を補助する場合、国は予算の範囲内でこれに補助することができると規定しているのを、今回その範囲を拡大して、中学校生徒の保護

者に対しても適用するように改正するものであります。

両法律案は内閣提出にかかり、前者は去る二月七日、後者は二月十八日、それぞれ本委員会に付託され、以来、慎重に審議を重ねて参りました。

本委員会における質疑のおもなものは、一、現行法による準要保護児童に対する国庫補助の現状と、この両法律案によりそれぞれ補助対象の範囲が拡大する結果、予算上かえって低下するおそれはないか等、二、栄養士制度、学校給食専従職員の地位、待遇等、きわめて熱心な質疑がなされたのであります。その詳細については会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、三月二十日に至り、両法律案はともに質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって両法律案はそれぞれ原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次いで、社会党河野正君から、後者の法律案に対して、学校給食の重要性にかんがみて、政府はすみやかに、義務教育諸学校に栄養士の制度を創設するなど、所要の措置を講ずる必要がある。

との附帯決議案が提出せられ、採決の結果、これまた全会一致をもって可決せられました。

右、御報告を申し上げます。

三、参議院文教委員長報告（三月三十日）

○岡三郎君 たいま議題となりました文教関係の二法案につきま

就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律

して、委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の趣旨は、現行法におきまして、市町村が就学困難な小学校児童のため教科用図書を給与した場合には、国が予算の範囲内で所要経費を補助する制度が設けられておりますが、本制度の給付の対象を拡大して、中学校の生徒にも及ぼし、義務教育の円滑な実施を期せうとするものであります。改正内容は、法律の題名及び関係条文に所要の整理を行うものであります。

委員会の審議の過程におきまして、補助率の低下、補助対象人員の増加等、各般にわたり熱心に質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終り、討論を省略して、直ちに採決をいたしましたところ、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、学校給食法の一部を改正する法律案について御報告いたします。

まず、本法律案の提案の理由とその内容を簡単に申し上げます。現在の学校給食においては、学校給食費の負担が困難な小学校児童の保護者に対し、国が予算の範囲内で所要の経費の二分の一を補助する制度が設けられておりますが、本改正によって、学校給食に関する国の補助の範囲を、公立中学校の生徒で同様の事情にある者にまで拡大しようとするものであります。

委員会におきまして、各委員より熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知を願いたいと存じます。

かくして、討論に入りましたところ、野本委員より、本案に賛成の意見が述べられた上、各派を代表して、次の付帯決議を付すべき旨の提案がありました。付帯決議案を朗読いたします。

本委員会は、学校給食法の一部を改正する法律案を可決するに際し、左の付帯決議を付し、政府に対して、そのすみやかな実施を要望する。

一、学校給食の趣旨を達成し、そのすみやかな普及をはかるため、十分にして適切な予算措置を講ずること。

一、学校給食の重要性にかんがみ、義務教育諸学校並びに夜間課程を置く高等学校に、栄養士を置くよう所要の措置を講ずるとともに、学校給食に従事する職員の身分の確立とその給与費国庫補助の方途を講ずること。

以上であります。

かくて、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお付帯決議も、全会一致、これを可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎学校給食法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三〇法二〇)

一、提案理由(二月二十日)

(国立学校設置法の一部を改正する法律(昭三二―法三一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院文教委員長報告(三月二十日)

(就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律(昭三二―法一九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文教委員長報告(三月三十日)

(就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律(昭三二―法一九)の委員長報告と一括して掲載)

◎信用保証協会法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三〇法二一)

一、提案理由(三月一日)

(商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(昭三二一法五〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院商工委員長報告(三月二十六日)

○福田篤泰君 たいま議題となりました信用保証協会法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過とその結果の概要を御報告申し上げます。

信用保証協会は、中小企業の信用力を補完する機関でありまして、現在おおむね都道府県を区域として設置されており、その数は五十二となっております。

信用保証協会が創立されて以来の債務保証承諾額の累計は現在までに約三千五百億円に上り、中小企業に対する金融円滑化のために重大なる役割を果たして参つたのでありますが、協会経営の基盤は地方公共団体等の財政援助のみに依存しておりまして、中小企業、特に零細企業に対する金融の疎通をはかるために信用保証協会の機能をますます強化しなければならぬ今日において、同協会の経営に対する援助を地方公共団体のみにゆだねることはできません

ので、ここに政府の積極的な財政援助が必要となつて参つたのであります。このため、政府におきましては、昭和三十二年度に、中小企業信用保険特別会計を通じまして、十億円を信用保証協会に融資すべく、これが予算措置を講ずることとなり、これに伴つて本改正案が提出されたわけでございます。

次に、本案の内容について御説明いたします。第一は、政府は、信用保証協会に対して、保証能力拡充のために必要な資金を融通することができるとすることとあります。第二は、この貸付金の利率を年三分五厘以内において政令で定めることとあります。第三は、この貸付を行うに当り、融資制度の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができるといたした次第であります。以上が本案の内容であります。

本案は、二月二十六日本委員会に付託され、三月一日に通商産業大臣より提案理由の説明があり、兩日にわたり質疑を行い、二十二日採決を行いましたところ、全会一致をもって本案は可決すべきものと決した次第であります。

なお、自由民主党及び日本社会党共同提案による附帯決議案が提出されました、社会党松平忠久君の趣旨弁明、自民党阿左美広治君の賛成討論の後、これまた全会一致をもって附帯決議を付することに決しました。

質疑の内容並びに附帯決議につきましては会議録を御参照願うことといたしまして、これにて御報告を終わります。

三、参議院商工委員長報告(三月二十九日)

(商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(昭三二一法五〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大憲法委員会報告(三月二十九日)
一、案の要旨
二、案の趣旨
三、案の要旨
四、案の趣旨
五、案の要旨
六、案の趣旨
七、案の要旨
八、案の趣旨
九、案の要旨
十、案の趣旨
十一、案の要旨
十二、案の趣旨
十三、案の要旨
十四、案の趣旨
十五、案の要旨
十六、案の趣旨
十七、案の要旨
十八、案の趣旨
十九、案の要旨
二十、案の趣旨
二十一、案の要旨
二十二、案の趣旨
二十三、案の要旨
二十四、案の趣旨
二十五、案の要旨
二十六、案の趣旨
二十七、案の要旨
二十八、案の趣旨
二十九、案の要旨
三十、案の趣旨
三十一、案の要旨
三十二、案の趣旨
三十三、案の要旨
三十四、案の趣旨
三十五、案の要旨
三十六、案の趣旨
三十七、案の要旨
三十八、案の趣旨
三十九、案の要旨
四十、案の趣旨
四十一、案の要旨
四十二、案の趣旨
四十三、案の要旨
四十四、案の趣旨
四十五、案の要旨
四十六、案の趣旨
四十七、案の要旨
四十八、案の趣旨
四十九、案の要旨
五十、案の趣旨
五十一、案の要旨
五十二、案の趣旨
五十三、案の要旨
五十四、案の趣旨
五十五、案の要旨
五十六、案の趣旨
五十七、案の要旨
五十八、案の趣旨
五十九、案の要旨
六十、案の趣旨
六十一、案の要旨
六十二、案の趣旨
六十三、案の要旨
六十四、案の趣旨
六十五、案の要旨
六十六、案の趣旨
六十七、案の要旨
六十八、案の趣旨
六十九、案の要旨
七十、案の趣旨
七十一、案の要旨
七十二、案の趣旨
七十三、案の要旨
七十四、案の趣旨
七十五、案の要旨
七十六、案の趣旨
七十七、案の要旨
七十八、案の趣旨
七十九、案の要旨
八十、案の趣旨
八十一、案の要旨
八十二、案の趣旨
八十三、案の要旨
八十四、案の趣旨
八十五、案の要旨
八十六、案の趣旨
八十七、案の要旨
八十八、案の趣旨
八十九、案の要旨
九十、案の趣旨
九十一、案の要旨
九十二、案の趣旨
九十三、案の要旨
九十四、案の趣旨
九十五、案の要旨
九十六、案の趣旨
九十七、案の要旨
九十八、案の趣旨
九十九、案の要旨
一百、案の趣旨

◎中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律 (昭三二、三、三〇法二二)

一、提案理由(三月一日)

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(昭三二一法一三二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十六日)

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十日)

(資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一七)の委員長報告と一括して掲載)

◎自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 (昭三二、三、三〇法二三)

一、提案理由(三月十九日)

○長谷川政府委員 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。御承知のように、現行の自転車競技法等の臨時特例に関する法律は、昭和二十九年第十九国会において一年間の限時法として成立いたしましたものでございまして、この法律によりまして、自転車、小型自動車、モーターボートその他の機械産業の振興のための、施行者からの納入金の受け入れ及びその支出に関し規定されていたのでございしますが、昭和三十年第二十二国会におきまして、その有効期間が二カ年間延長され、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととなっておりますのでございます。

右に申し述べました有効期間の延長に関する改正法の成立に際しまして、参議院商工委員会において付せられました附帯決議におきまして、政府は競輪等の現行制度に検討を加え、その改廃に関し、適切な措置を講ずることが要請された次第であります。政府といたしましては、これに基づきまして、通商産業大臣の諮問機関であります競輪運営審議会に、競輪の改廃に関し諮りました上、その答申に基づき、競輪等の弊害を最小限度にとどめて、これらを健全化する方

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

針のもとに、自転車競技法に所要の改正を加えますとともに、小型自動車競走法及びモーターボート競走法につきましても同様の趣旨で改正をいたしまして、これらの改正法律案を近く国会に提出いたしまして御審議をお願いいたしますことといたしておりますが、自転車競技法等の臨時特例に関する法律が本年三月三十一日限りでその効力を失うこととなっておりますことと、自転車競技法の一部を改正する法律案、小型自動車競走法の一部を改正する法律案及びモーターボート競走法の一部を改正する法律案の施行期日をそれぞれ本年十月一日といたしております関係上、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の有効期間を、本年九月三十日まで六カ月間延長いたします必要がございますので、本改正法律案を各競技法の改正法律案に先だち提出いたしまして御審議いただくことといたした次第でございます。

以上が自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。何とぞよろしく御審議あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

○笹本一雄君 たいま議題となりました自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過とその結果の概要を御報告申し上げます。

現行の自転車競技法等の臨時特例に関する法律は、昭和二十九年一年間の限時法として制定されたものでありまして、競輪、オ

トレース及びモーターボート競走の施行者は売上金の一部を自転車振興会連合会等に納入し、それを関連産業の振興のために支出すべきことを規定してあります。その後、期限到来の翌昭和三十年におきまして、法律の有効期間がさらに二カ年間延長され、本年三月三十一日限りその効力を失うことになっております。

この間、参議院商工委員会において議決されました附帯決議及び競輪運営審議会の答申によりまして、競輪等の社会に及ぼす影響を考慮し、現行自転車競技法に改革を加えるべきことが要請されて参り、政府におきましては、競輪等の弊害を最小限にとどめて、これを健全化する方針のもとに、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の改正案を作成し、近く国会において審議を行うことになっております。

この三種の競技法に関する改正案の施行期日は一様に本年十月一日となつております関係上、自転車競技法等の臨時特例に関する法律をそれまで存続させる必要がありますので、法律の有効期間を本年九月三十日まで六カ月間延長しようとするのが、本案の趣旨並びに提出の理由であります。

本案は、三月十七日本委員会に付託され、三月十九日に政府委員より提案理由の説明がございました。

その後、格別質疑もなく、三月二十七日に採決を行いましたところ、全会一致をもって本案は可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を終わります。

三、参議院商工委員長報告(三月三十日)

○松沢兼人君 たいま議題となりました自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本改正案は、昭和二十九年に成立いたしました自転車競技法等の臨時特例に関する法律が、本年三月三十一日をもって失効いたしますので、これを半年間、すなわち本年九月三十日まで延長することを内容とするものであります。なお、競輪、オート・レースの根本的改正の問題につきましては、別途自転車競技法、小型自動車競走法のおおの一部改正法案が提案されております。

次に、本改正案の委員会における審議でございますが、その詳細は会議録に譲るといたしまして、他の二改正案との関連において、競輪等の一連の射幸的行為に対する政府の考え方並びに将来の対策、あるいは現行の競輪運営審議会の運用上の問題等につき、政府との間に活発な論議がありましたことを申し添えておきます。

かくて、質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表いたしました阿具根委員より、「本改正案には一応賛成であるが、その賛成の意味は、たとえ地方財政に寄与する等の利益があるとは言え、戦後の荒廃が着々復興し、安定を見ている現在、いつまでもこのような賭博的行為を許しておくべきでなく、われわれは競輪その他一連の賭博的法律は、昭和三十四年四月一日を目途として廃止する法律案を提出する用意があるので、暫定的に臨時特

例法の六カ月延長に賛成する」との意見の開陳がありました。

以上で討論を終り、採決いたしましたところ、本改正案は、全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。

◎国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三〇法二四)

一、提案理由(三月六日)

○宮沢國務大臣 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

日本国有鉄道の財政の再建につきましては、国会におきましてしばしば御論議をいただいたところでありますし、また政府におきましても臨時に日本国有鉄道経営調査会を設置して広く民間有識者の意見を聴取いたしました。が、国鉄の現状は、累積した老朽施設、車両の取りかえを急速に行なうて輸送の安全を期さなければなりませんし、また一方最近の国内経済の活況を反映いたしまして、急速に増加いたしました輸送需要に対応するための輸送力の増強も行わなければならず、さらに電化その他鉄道の近代化をはかつて、サービスの向上、経営の合理化を促進すべき段階に來ているわけでありまして、これがための資金の調達をいかに行うかが国鉄財政の大きな問題であり、ひいては国鉄再建のかぎともなっているわけであり、これらに要します資金総額は向う五カ年間で約六千億円の巨額に達しますが、このうち約四三%に当るものは従来固定資産の維持に充当されるものでありまして、残り約五七%が経済拡大に伴います輸送力増強その他電化工事等、鉄道の近代化に充当されるものであります。この後者に属します資金の調達は、極

力外部資金に依存すべきものであります。が、輸送力増強のための資金といえども必ずしも採算に乗るものばかりでなく、他方外部資金の調達にもおのずから限度がありますので、これらを勘案し、さらには過去の償却不足を特別償却するという意味をも含めまして、減価償却費のほか、ある程度自己資金によります資金の調達を考へることいたしましたわけであり、以上のような次第で老朽資産の取りかえを可能ならしめる減価償却費の計上と、採算のとれない輸送力増強施設のための経費に充当すべき自己資金の捻出のために、やむなく運賃の値上げを決意いたしましたわけであり、

運賃値上率の決定に当りましては、国民生活並びに物価への影響を十分に考慮いたしまして、国鉄の申請案を慎重に検討されました。運輸審議会の答申を尊重いたし、さらに収入においていま一その努力を要請するとともに、所要経費につきましては世論にこたえ、徹底的な経営合理化による節減を求めるといたしました。最小限度の一割三分にとどめることとしたわけであり、なおこの一割三分のうち約三分は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に基づき、国鉄が納付金として各市町村に納付するものでありまして、実質的に国鉄の収入増になりますものは約一割増ということになります。

次に運賃改訂の内容についてであります。まず旅客と貨物の関係におきましては、従来運賃改訂の経緯及び今後の投資計画の内容等をも検討して、旅客、貨物ともおおむね同一率の増収が得られるようにいたしました。旅客運賃の改訂内容について申し上げます。資することといたしまして、国鉄の輸送力を飛躍的に増大して、いわゆる輸送の隘路を打開することが、国家の産業経済活動、国民生活により大きな貢献をするものであることを考え、運賃改訂も必要やむを得ない措置であると考えた次第であります。最後に本法案の実施は來たる四月一日からと予定しておりますので、重要案件の御審議にきわめて御多忙のことと存じますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決賜わりたくお願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(三月二十日)

○淵上房太郎君 ただいま議題となりました国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、現在、国鉄は、老朽施設及び車両の取りかえ、輸送力の増強、鉄道の近代化等を行ひ、経済拡大の要請にこたえらるることに、サービスの向上、経営の合理化を促進すべき段階にきていますのでありまして、これに要する資金は向う五カ年で約六千億円であり、右資金のうち、一部は外部資金によることとし、老朽資産の取りかえを可能ならしめる減価償却費の計上のための経費、及び、採算のとれない輸送力増強施設のための経費に充当すべき自己資金はこれを運賃値上げによることとしたのであります。

運賃値上げ率の決定に当りましては、国民生活並びに物価に及ぼ

と、普通旅客運賃の賃率はおおむね一割三分程度の値上げであり、ますが、寝台料金、特別二等車料金及び特別二等船室料金は今回はこれを据え置くことにいたしました。定期旅客運賃につきましては、現在その割引率が戦前に比べまして相当高率になつておりますので、最高割引率につきまして若干の修正をいたすことにしたのであります。が、学生定期につきましては、現在の学生の生活環境を考慮いたしまして、現行の割引率をそのままに据え置くことにいたしましたのであります。

次に貨物運賃についてありますが、貨物賃率の遠距離通減率につきまして、海陸の輸送調整等政策上及び鉄道の輸送原価の点等を考慮いたしまして、修正を加えることといたしました。しかしその結果として遠距離貨物で、値上率が大きくなり、国民生活に急激な影響を与えるおそれのあるものについては、個々具体的に検討して割引その他特別の措置をとることにいたしましたのであります。青函航路及び関門トンネルの貨物営業キロ程をそれぞれ短縮いたしましたほか、重量減トン制度の改正、着駅変更など荷主の指図に應ずる場合の運賃計算方法の改正、その他諸制度の改正をいたすことになつておりますが、これら運送制度の合理化については多年荷主側から強い要請があったものでありまして、ほとんどいづれも利用者に利益となるものであります。

以上が今回の改訂のおもな点であります。が、今日国民各位に幾分でも負担の増加を願うことは心苦しいところであります。が、この運賃改訂によって得られます増収額は、これをあげて輸送力の増強に

す影響等を考慮し、最小限度の一割三分にとめておりますが、運賃改訂の内容について概要を申し上げますと、旅客運賃の賃率はおおむね一割三分程度の値上げであります。寝台料金、特別二等車料金及び特別二等船室料金は据え置きとなっております。定期旅客運賃は、最高割引率につき若干の修正が加えられておりますが、通学定期の割引率は現行のままであります。次に、貨物運賃もおおむね一割三分の値上げであります。海陸輸送の調整及び鉄道の輸送原価を考慮し、貨物賃率の遠距離通減率につき修正が加えられております。その結果、遠距離貨物で、値上げ率が大きくなり、国民生活に急激な影響を与えるおそれのあるものについては、割引その他特別の措置がとられております。なお、青函航路及び関門トンネルの貨物営業キロ程の短縮、重量減トン制度の改正等、運送制度を合理化いたしました。利用者への利便をはかることとなっております。

さて、本法律案は、三月五日本委員会に付託され、翌六日政府より提案理由の説明を聴取し、自來十回にわたり委員会を開会、十五日には学識経験者、利用者、労働組合関係者及び報道関係者を参考人として招致し、その意見を徴する等、慎重に審査いたしました。

本法案審査に当りましては、運賃値上げの物価及び国民生活に及ぼす影響いかん、国鉄五カ年計画には政府資金を投入すべきではないか、適正な運賃原価の要素をどう考えるか、政的要請により原価を割った運賃については一般会計から補給すべきではないか、労働力の増加なく、資本の増加のみで予定の収入をあげ得るか、固定資産の貸付状況などの諸点に関し熱心な質疑応答が行われましたが、

詳細は会議録によって御承知願います。かくして、三月十九日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して下平委員は、現在わが国産業経済発展の隘路となっている国鉄輸送力の不足を打開する必要あることは認めるが、老朽施設の取りかえは政府の責任において行うべきであり、償却不足は自然増収でまかない得ると信ずる、また、鉄道の近代化は外部資金によるのが妥当である、かかる観点より、これら資金を運賃値上げに求めることは承服できないとの理由をもって、反対の意見を述べられました。自由民主党を代表して木村委員は、国鉄が公共企業体として独立採算制を建前としている点並びに一般経済の現状より見て、輸送施設の拡充整備のため一割三分程度の運賃値上げはやむを得ないが、私鉄、バス、海上運賃の値上げに対して慎重なる態度をとること、五カ年計画の遂行については、極力経費の節減、計画の繰り上げによって国民の期待以上の効果を上げること、運賃改訂による増収額はあげて輸送力の増強に振り向けること、並びに、さらに一そう経営の合理化をはかること等を要望し、賛成の意見を表明されました。

右をもって討論を終結し、採決の結果、起立多数をもって本法案は政府原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(三月三十日)

○戸叶武君 ただいま議題となりました国有鉄道運賃法の一部を改

正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

本法律案につきましては、三月六日の本会議で、提案の趣旨説明を受けておりますので、繰り返し申し上げる必要もないかと思いますが、ごく簡単に申し上げますと、すなわち国鉄では、累積した老朽施設の取りかえをすみやかに、輸送の安全度の向上をはかることにも、最近激増してきた輸送需要に応ずるため、輸送力の増強を行い、あわせて電化その他鉄道の近代化を推進して経営の合理化をはかるため、昭和三十三年を初年度とする五カ年計画を立て、これに要する資金のうち、輸送力の増強、電化その他鉄道の近代化に充当するものは、その性格から見て、極力外部資金に依存するよう努力するが、必ずしもすべてが採算のとれるものばかりでもなく、また外部資金の調達にも、おのずから限度があるので、老朽資産の取りかえを可能ならしめる減価償却費と、採算のとれない輸送力増強施設のための経費に充当すべき自己資金の捻出のため、現行運賃収入を一三〇程度引き上げ、並びに料金の改訂を行うとするものであります。

次に改正のおもな点を申し上げます。まず、旅客について申し上げますと、第一点は、普通旅客運賃の三等の賃率をおおむね一三〇程度引き上げたことあります。次は、法律別表第一の航路普通旅客運賃、同別表第二の急行料金、準急料金を右に準じて引き上げております。また、特別急行料金については、料金地帯を改訂しました結果、乗車距離によっては、若干変更が生じて参ることになり

ます。次に、貨物につきましては、法律別表第三の車扱貨物賃率の改正を行い、これをおおむね一三〇程度引き上げましたが、この改正に当って、海陸輸送の調整及び鉄道輸送原価を加味し、遠距離通減率の通減の停止を八百キロから五百キロに改めました。その他、国鉄においては、この法律改正に際し、定期券の割引率の引き下げを行なっていますが、通学定期の割引率は現行据え置きとなっております。なお、青函並びに関門航路の貨物営業キロ程の修正や、貨物の取扱制度につき、重量減トン制度の改正等、利用者の利便をはかることとしてしております。

委員会におきましては、国鉄の運賃改正が、国の産業経済及び国民生活に及ぼす影響の大なる点にかんがみまして、三月十九日に公聴会を開き、各界代表の意見を徴しました。公聴会における意見は、簡単に申し上げますと、国鉄の五カ年計画に要する資金調達のためには、ある程度の運賃値上げもやむを得ないとする意見と、五カ年計画の実施は賛成であるが、その資金調達は、運賃値上げによらず、国が負担すべきであるという意見がありました。すなわち国鉄の老朽施設は、戦時中の酷使によるもので、その取りかえは政府の責任においてなすべきであり、また、国鉄の公共的性格による新線建設並びに政策運賃のごときは、国家の政策によるものであるから、これまた国家が負担すべきであるとすものでもあります。なお、国鉄に課せられている納付金のごときは、間接税的なもので国民にとっては一種の増税であり、廃止すべきであるとの意見、その他、貨物特別割引制度の是正、経営の合理化等により、その必要資

金の輸出をはかるべきであるとの意見もありました。なお、本法律案に関しては、農林水産委員会より、「農林水産物資の実情にかんがみ、遠距離運送、北海道物資に対する割引、その他の各種特定割引等の軽減措置は、すべてこれを強化し、農林水産業の発展と民生の安定に寄与すべきであるから、特に考慮方を要望する」旨の申し入れがありました。

委員会におきましては、本法律案について、三月二十日より連日熱心に審議が行われましたが、質疑におけるおもな事項は次の通りであります。

まず第一は、運賃値上げの目的及びその効果についてであり、次は、今回の運賃値上げの基調をなす五カ年計画の検討、なかならず要員の充足、資材の手当、資金の調達に関する事項であります。次は、政府の自立経済五カ年計画と国鉄の五カ年計画との関係、並びに日本経済の現状に対応すべき交通政策のあり方についてであります。

次は、運賃値上げの物価並びに国民生活に及ぼす影響についてであります。

これらの質疑の詳細は会議録に譲り、そのおもなる点を申し上げますと、その目的について、政府の答弁は、「国鉄の累積した老朽施設の取りかえと輸送力増強並びに鉄道近代化の推進をはかるための五カ年計画の達成にあり」とのことでありましたが、これに対し、要員、資材並びに資金の調達についての懸念から、各委員より、これも熱心な質疑が行われましたが、要員の点に関しては、政府並びに

に国鉄当局より、「経営の合理化及び配置転換等により、その充足に努力する」との答弁でありました。次に、国鉄五カ年計画と自立経済計画とにつきましては、宇田国務大臣より詳細な答弁がありましたが、国鉄五カ年計画の年率の伸びを四・五％と見た点、その他、国鉄以外の輸送機関との間の輸送の配分等につき質疑が行われ、この点に関しては、関係大臣及び国鉄当局より、それぞれ本計画樹立に至る経過について答弁がりましたが、国鉄の貨物輸送の配分は「計画完成時に、ほぼ全輸送機関の五二・六％の輸送の分担を受け持つ計画である」とのことでありました。なお、五カ年計画が完成したときの輸送の伸びについての答弁としては、「旅客は一三九％、貨物は一三四％になり、現状より輸送が緩和される」とのことでありましたが、これらの点については、各委員より、相当の質疑が行われました。次は、物価に関する点であります。これにつきましては、大蔵大臣より、「自由経済のもとにおいて、各産業の伸びがある場合には、中間で吸収されるのが普通である」との趣旨の答弁がありました。最後に、「国鉄はその公共的性格にかんがみ、収支を度外視して施行すべき性質のものもあるので、老朽施設の取りかえ、新線建設等、施設の拡充に要する資金は、運賃値上げによらず、国の財政的助成によるべきではないか」との質疑に対して、運輸、大蔵両大臣より、「全額国の出資である公共企業体としての国鉄の現状においては、今日の段階において、この程度の収支の不足は財政的投融資によるよりも、これを利用する者の負担によることを適当と認めた」との答弁がありました。その他、国鉄の経営合理化

に関し、財産管理、車両の新造計画、電化、燃料問題等、国鉄経営の各般の事項に関し、詳細にわたり質疑が行われましたが、これらは会議録により御承知願います。なお、このたびの運賃値上げによる農林水産物資の影響について質疑を行いましたところ、これらの物資については、特別の措置を講ずることにいたす旨詳細な答弁がありました。この点も会議録につき御承知を願います。

以上で質疑を終り、直ちに討論に入りましたところ、相沢委員より、日本社会党の立場から反対意見を開陳せられ、その理由として、まず、「政府は運賃法の改正目的として、老朽施設の取りかえ、輸送力の増強並びに経営の合理化をうたっているが、輸送の緩和ができるかいなか疑問であり、また値上げによる物価の上昇は、国民生活をますます圧迫して行くことは必至であるという点、政府の交通政策の一貫性なきこと、及び政府は国鉄の公共企業体としての性格を考えず、財政投融資の道を選ばず、利用者の負担及び従業員の労働強化により五カ年計画を実施せんとおる点、また、この計画により増加する工事量並びに業務量の増加に対し、要員措置がなされていない」ことが、そのおもな反対理由の項目であります。次に、自由民主党を代表して木島委員より、賛成の旨述べられ、その理由として、「今日の経済発展の隘路の一つである国鉄の輸送力を打開し、拡大することは、日本経済のために緊急を要することであり、五カ年計画の資金の一部を利用者の負担として運賃値上げに求めることは適切な処置であり、また、この措置によって輸送調整がはかられていることも妥当な措置である。なお、五カ年計

画の実施により輸送が円滑となり、物資の流通がひんぱんになることは、インフレのおそれもなくと思うので、この改正案には賛成である」との意見の開陳がありました。さらに、これに加えて、政府並びに国鉄に対して、「経営の合理化を一そう強化し、あわせて五カ年計画をさらに拡大することを要望する」旨述べられました。次に、日本共産党を代表して岩間委員より、「政府並びに国鉄は、経済発展のための隘路打開のため五カ年計画を樹立したと言いが、この計画は、机上のプランで、その言うところの輸送の緩和も微々たるものであり、また、その隘路打開と称するのは、独占資本の隘路打開の感がある。また、五カ年計画の実施に当っては、倍加する工事量について、要員の充足には何らの施策もなく、資材の入手計画も確立せられておらず、要するに、五カ年計画は動揺性のある非科学的根拠に立っている。かつ総合的交通政策も考慮されておらない。かくのごとき五カ年計画により、運賃値上げをなさんとするがごときは、大衆に奉仕するものでなく、大衆の負担と労働強化によって行われるものであり、かかる運賃値上げには反対である」との趣旨の意見の開陳がありました。最後に、緑風会の多数意見に基づき、加賀山委員より、「法律改正の基調となった五カ年計画は、経済の発展に欠くべからざるものであり、また鉄道運賃は、私経済的観点に立ち、輸送原価を償うことが必要であって、また、他の交通機関との輸送調整の上からも均衡のとれた運賃であることを要するが、今回の法律改正は、その意味からも賛成である」との趣旨の意見の開陳があり、続いて、「経営の合理化に、さらに一段の努

力をなし、五カ年計画の実施に当っては、十分に実施計画を練り、その達成にこそを来たさざるよう、また、労働関係についての正常な運営方について、強く要望がありました。

以上で討論を終り、採決に入りましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

次に、港湾法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

船舶の大型化は、世界的な傾向でありまして、わが国の港湾につきましても、これに即応して整備をはかる必要があるのであります。しかしながら、財政上の理由によりまして、これに追従し得ない事情にありますので、この際、産業関連港湾施設を急速に整備いたすために、企業合理化促進法に定める受益事業者負担制度を活用することとし、この場合においては、国と港湾管理者の負担の均衡をはかりますために、港湾法における港湾工事費の負担割合の改正を行おうというのが、この法案の提案理由の要旨であります。

次に、そのおもなる要旨について申し上げますと、次の通りであります。すなわち現行港湾法は、重要港湾の基本的施設の工事費用につきましても、国と港湾管理者がそれぞれ五割ずつ負担することを定めておりますが、この改正案におきましては、企業者が五割を負担する場合は、国と港湾管理者の負担割合を二割五分ずつにすることを原則にしたものであります。しかしながら、地方財政の再建に資するため、その財政負担の軽減をはかるための臨時立法である

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に關する法律が効力を有する間は、国が三割、港湾管理者が二割の負担割合としようとするものであります。

質疑に入りましたところ、この改正法律案の運用に關し、事業者の申請と工事の実施等につきまして種々質疑が行われたのでありますが、これらの質疑に対し、政府委員より、「事業者より改正法律案による申請があった場合は、当該工事が、事業者の企業合理化に役立ち、また一般公衆の利益にもなる場合には実施することとした」という趣旨の答弁がありましたほか、改正法律案の運用に關する事項につき若干の答弁がありました。

次に、討論に入りましたところ、松浦委員より、「船舶の大型化は海運界の趨勢であつて、特にタンカーにおいて顕著であり、港湾の整備は焦眉の急務である。政府は港湾整備計画をもつては、かかる海運界の趨勢に追従し得ない状態にあるから、さらに港湾の整備を強化することを要望して、本法律案に賛成する」との趣旨の意見が述べられたのであります。

採決に入りましたところ、本法律案は、原案通り可決すべきものと全会一致をもって決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎港湾法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三〇法二五)

一、提案理由(三月五日)

○福永政府委員 たいま議題となりました港湾法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要について御説明申し上げます。

最近の産業の発展に伴つて船腹が増大するとともに、船型が大型化してきましたことは世界的な傾向であります。これに即応して港湾施設を整備する必要のあることは言うまでもないところであります。わが国の港湾についても、従来その整備に極力努めてきましたが、財政上の理由もありまして、産業の飛躍的な発展には遺憾ながら追従できないような実情であります。船舶の大型化は、石油、石炭、鉱石等の大量貨物にかかる船舶について特に著しいのであります。右のような大量貨物を原材料とする産業については、その企業を合理化するため、たとひ若干の費用を負担しましても、関係を有する港湾施設の急速な整備を熱望する者も多い次第であります。港湾法は、一般公衆の利用に供する施設に限つて、国の助成のもとに港湾管理者が整備に當る趣旨を規定しておりますけれども、企業合理化促進法は特定の事業者の申請があつた場合には、港湾法のワクを逸脱しない範囲で、その申請にかかる施設の整備を港湾法によつて行うことを定めております。以上のような諸産業

港湾法の一部を改正する法律

は、国民経済の発展に重要な関連を持つているのでありまして、今回政府といたしましては、関係事業者の資金をも一部活用する新しい構想のもとで、右のような産業関連港湾施設を、企業合理化促進法により急速に整備しようとするに至つた次第であります。計画の内容につきましては、昭和三十二年度において横浜港外十港に対し事業費約十四億円、うち国費約六億円の工事を実施せんとするものであります。今回の措置は、受益事業者が事業費の相当部分を負担する場合には、国と港湾管理者の費用の負担割合について適当な例外を設ける方が公平の觀念に合致するものと認められますので、費用の負担割合についての港湾法の一般原則に対し例外的な措置をとり得るようになる必要があるものであります。これが本案を提案する理由であります。

次に本案の概要について説明します。現行の港湾法は、重要港湾の水域、外郭及び係留の港湾施設については、国と港湾管理者がそれぞれ五割ずつ費用を負担しなければならないことを定めておりますが、改正案による費用の負担については、恒久制度としては二・五、港湾管理者二・五、受益事業者五という比率となります。一方地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に關する法律が効力を有する間は、暫定的に国三、港湾管理者二、受益事業者五という比率によることとしておるのであります。さらに受益事業者の負担金が事業費の十分の五をこえる場合には、現在は現在考へておりませんが、その必要が起りました場合には、特に法律をもつて定めることとしております。

以上が本案に対する概要並びに提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。御審議の上すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。御審議の上すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(三月二十八日)

(捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法六二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院運輸委員長報告(三月三十日)

(国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(昭三二一法二四)の委員長報告と一括して掲載)

◎租税特別措置法 (昭三二、三、三一法二六)

一、提案理由(三月八日)

○足立政府委員 たいま議題となりました租税特別措置法案外二法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず租税特別措置法案について申し上げます。現在の税制では、貯蓄の奨励、内部留保の促進、輸出の奨励、設備の近代化の促進等、各種の政策的配慮に基いて多くの特例が設けられているのであります。最近におけるわが国経済の発展には目ざましいものがあります。これらの制度が創設された当時とはかなり情勢が変化しているのであります。最近の経済情勢に照らして、これらの特別措置を全面的に再検討する必要があると認められるのであります。現在、これら特別措置は、主要なもののみで約三十項目に及びこれによる租税の減収額は毎年度一千億円をこえると思込まれるのであります。一般納税者が重い租税を負担していることも考え合せて、各措置の緩急の度合いに応じて、この際できるだけこれを整理縮小する方針をとると同時に、貯蓄の奨励、輸出の促進、設備の近代化等、今日重要な経済施策につきましては、必要に応じてその内容の充実をはかることといたしました。

法案の内容について申し上げますと、第一に、貯蓄の奨励のために、今後二年間長期預貯金等の利子所得の非課税、その他の利子所得課税の軽減及び配当所得に対する源泉徴収税率の軽減の措置をと

ることといたしております。すなわち、利子所得非課税の現行措置は、本年三月末をもってその適用期限が切れることとなっているのであります。昭和三十四年三月三十一日までには預け入れられた一年以上の長期預貯金等の利子所得につきましては、同日までに支払われるもの及び同日後でも預け入れの後三年以内に支払われるものには、所得税を課さないこととし、同日までに支払われるその他の預貯金等の利子所得についても、百分の十の税率により、他の所得と分離して課税することとしております。また、配当所得に対する源泉徴収税率も、今後二年間現行通り百分の十の軽減税率を適用することとしているのであります。別途御審議を願っております所得税法の一部を改正する法律案における生命保険料の控除限度額の引き上げと相俟って、今後貯蓄が順調に伸長し、安定した経済発展に資することが期待されるのであります。

第二に、輸出を促進するために、現行の輸出所得の特別控除の制度につきまして、その適用期限を昭和三十四年末まで二年間延長し、プラントの範囲を拡大することといたしております。

第三に、設備の合理化、近代化を促進するため、現在の特別償却制度を充実合理化し、特に鉱業及び法人の営む造林業につきましては、その特殊性に応じた償却を認めることといたしております。

一方、増資新株の配当に対する法人税の免除、増資登記の登録税の税率の軽減、概算所得控除、配当控除額の五割増しの制度等は、冒頭に申し上げました趣旨に従ってこれを廃止することとしております。

また、価格変動準備金につきましては、その毎期の繰入限度額を二割引き下げるとともに、欠損を生じてまで積み立てをすることができないことといたしておりますが、制度改正の際新限度額をこえる既往の積立額については、一時に益金として課税せず、漸次これをとりくずして課税することといたしております。いわゆる交際費課税につきましては、損金に算入される限度をおおむね二割程度引き下げて、なお二年間これを存続することといたしております。

以上のほか、航空機乗客に対する通行税の軽減措置を一年間延長し、協同組合課税を適正化し、外航船等の旅客の飲用に供する酒類に対しては酒税を免除する等、制度の整備合理化を行うほか、法文の全体をわかりやすく書き改めることとしております。

以上申し上げました措置による増減収は、所得税法、法人税法等に規定されている租税上の各種特別措置の改正による分と合せて、初年度には増収約二百三十五億円、減収約三十五億円、差引純増収約二百億円となり、平年度には増収約四百六億円、減収約五十一億円、差引純増収約三百五十五億円と見込まれるのであります。

次に、揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

まず、揮発油税法案について御説明申し上げます。

この法案は、最近における揮発油の製造及び取引の状況並びに道路整備財源確保の必要に顧み、揮発油に対する揮発油税の税率を引き上げるとともに、実情に即するよう諸規定の整備をはかるため、揮発油税法の全部を改正しようとするものであります。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

この法律案は、揮発油税法の改正に対応して、揮発油に対する地方道路税の税率を引き上げるとともに、揮発油税法の全文改正に伴う諸規定の整備をはかるため、地方道路税法の一部を改正しようとするものであります。

以下改正の内容につきまして、その大要を申し上げます。

まず第一に、税率を一キロリットルにつき現行の二千円から一千七百円引き上げ三千七百円とすることといたしました。これにより、約四十五億円の増収が見込まれております。

第二に、揮発油税法における移出課税制度の採用等の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、手持品課税については、揮発油税にあわせて、一キロリットルにつき一千七百円の税率で地方道路税を徴収することとし、また、石油化学工業用等の工業用揮発油につきましても、揮発油税の免税措置にあわせて、地方道路税を免税することといたしております。

以上租税特別措置法案外二法律案につきまして、その提案の理由を申し上げます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成を賜わらんことをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三二一法二七)の委員長報告と

租税特別措置法

以下改正の内容につきましてその大要を申し上げます。

まず第一に、税率を一キロリットルにつき現行に一万一千円から四千八百円引き上げて一万五千八百円とすることといたしました。これにより、約百二十八億円の増収となる見込みであります。

第二に、現行揮発油税法では、製造場から引き取りの際課税を受け、そのつど納税する制度となっておりますが、これを他の間接税と同様に、製造場から移出した月の翌月末日に一括納税する制度に改めて手続の簡素化をはかることといたしました。

第三に、この移出課税制度への切りかえに伴いまして、製造場から移出したときの徴収猶予は納期後二カ月以内とし、また未納税移出課税済み揮発油の製造場への戻し入れ等の取扱いにつきまして、他の間接税に準じて所要の規定を設けることとしております。

第四に、税率引上げに伴いまして、改正法の施行日である昭和三十三年四月一日現在に、製造場及び保税地域以外の場所、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対して、一キロリットルにつき四千八百円の税率で手持品課税を行うこととしております。

第五に、揮発油税が道路整備財源に充当されている現状にかんがみ、新たに工業用の揮発油のうち石油化学工業の原料に用いられる揮発油、及びゴムの溶剤等に用いられる揮発油についても、航空機用の揮発油と同様に一定の手続のもとに免税措置を講ずることとし、このため揮発油税法の附則で租税特別措置法の一部を改正することといたしております。

一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三二一法八一)の委員長報告と一括して掲載)

◎所得税法の一部を改正する法律

(昭三三、三三二法二七)

一、提案理由(二月十五日)

○足立政府委員 たいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案について、提案の理由を説明いたします。

政府は、国税及び地方税を通じて、わが国の最近の諸情勢に即応すべき合理的な租税制度を確立するために、一昨年八月以来臨時税制調査会を設けて、税制改正の諸方策について鋭意検討を加えて参りました。昨年末その答申を得、その後さらに検討を重ねた結果、租税及び印紙収入について多額の自然増収の見込まれる昭和三十二年を期して、所得税を中心とする直接税の大幅な減税を行い、あわせて最近の経済情勢に即応するよう租税上の各種特別措置の整理合理化をはかるとともに、道路整備の財源に充てるため、揮発油税の税率を引き上げる等、税制の全般的整備を行うこととしたのであります。さしあたりここに所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。まず、所得税法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

所得税につきましては、まず第一に、低額所得者の負担の軽減に留意しつつ、税率の累進度の緩和に重点を置いて、所得税負担の一般的軽減をはかることとしております。すなわち、基礎控除額を八

万円から九万円に、一人目の扶養親族についての扶養控除額を四万円から五万円に引き上げるとともに、給与所得控除については、年収四十万円から八十万円までの給与についても新たに一割の給与所得控除を認め、その最高限度額を八万円から十二万円に引き上げることとしております。また税率につきましては、新たに百分の十の最低税率と百分の七十の最高税率を設けるとともに、各税率の適用される課税所得の最高限度を現行の五倍ないし七倍に拡大して大幅な負担の軽減をはかることとしております。

以上に申し述べました控除及び税率の改正により、別途租税特別措置法の一部改正において予定されております概算所得控除の廃止を考慮に入れても、所得税の負担は、著しく軽減されることになるとあります。たとえば、給与所得者について申し上げますと、月改一万五千円の独身者は、現在の七百九十一円の所得税が三百八十五円になって五一・三%の軽減となり、月収二万円の夫婦者は、現在の八百七十四円の所得税が三百五十一円になって五九・八%の軽減、月収三万円の夫婦及び子二人の者は、現在の一千六百八十七円の所得税が八百四十八円になって四九・七%の軽減、月収五万円の夫婦及び子三人の者は、現在の六千九百三十二円の所得税が三千五百八十七円になって四八・二%の軽減となるのであります。また、たとえば、夫婦及び子三人の事業所得者についてみますと、平年度におきまして、年所得二十五万円の場合には、現在の九千円の所得税が四千五百円になって五〇%の軽減、年所得四十万円の場合には、現在四万七千円の所得税が二万六千七百五十円となって四三%

の軽減、年所得七十万円の場合には、現在の十四万七千円の所得税が八万六千五百円になって四一・一%の軽減となるのであります。

これを観点を変えまして、夫婦及び子三人の給与所得者が賞与をもらった場合に、どれだけの所得税の負担をするかについてみますと、月収二万円の場合には、現在の一四%の所得税の負担率が六%に軽減され、月収三万円の場合には、現在の二四%の所得税の負担率が一四%に、五万円の場合には、三六%の負担率が二〇%にそれぞれ軽減されることとなるのであります。

次に、貯蓄の奨励に資するため、生命保険料の控除限度を引き上げ、年一万五千円をこえ三万円までの払込保険料についても、その半額に相当する金額を生命保険料控除として控除することとしております。

右の改正は、本年四月から実施することとしておりますので、昭和三十二年分の所得税につきましては、減税の程度が四分の三となるように定めておりますが、給与所得に対する源泉徴収については、四月以降、この改正後の平年度の税額によることとしております。

さらに、配当控除制度の合理化をはかるため、課税所得一千万円までに該当する配当所得については百分の二十、一千万円をこえる課税所得に該当する配当所得については百分の十の配当控除率を適用することとし、また、不動産所得、配当所得等の資産所得に対して実情に即する課税を行うため、資産所得の世帯合算課税の制度を創設することとしております。

所得税法の一部を改正する法律

このほか、税制の簡素合理化に資するため、簡易税額表の適用範囲を拡張し、予定納税額が少額の場合には、予定納税の義務がないものとする等の改正を行うこととしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律についてその大要を申し上げます。法人税につきましては、まず第一に、中小法人の負担の軽減に資するため、軽減税率の適用範囲を拡大し、年所得五十万円から百万円までの所得についても、百分の三五の軽減税率を適用いたすこととしております。

また、重要物産免税制度につきましては、国民経済上重要な新規産業育成のための制度であることを明確にし、一定の期間内に新增設された設備の所得について、新增設の事業年度及びその後三年間免税を行うとともに、免税所得額に一定の限度を設けることとしております。

このほか、人格のない社団または財団で収益事業を営むものに対して、その収益事業の所得について新たに法人税を課税することとし、外国税額控除制度を合理化する等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上申し上げました措置による所得税及び法人税の減収は、所得税の一般的減税により、初年度約一千九十二億円、平年度約一千二百五十四億円の減収、法人税の軽減税率の適用範囲の拡大により、初年度約十五億円、平年度約二十二億円の減収、合計初年度約一千百七億円、平年度約一千二百七十六億円の減収が見まされるのであり

所得税法の一部を改正する法律

ますが、租税特別措置法等による改正分をも含め増減収を試算いたしますと、昭和三十二年度におきまして、約九百五十一億円の所得税の減収、約七十一億円の法人税の増収が見込まれるのであります。次に、印紙税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

改正の重要な点は、約束手形及び為替手形について、階級別定額税率により課税することとしたこととあります。

印紙税におきましては、現在約束手形及び為替手形に対し定額十円で課税しております。しかしながら、現行法上、これらの手形と同様の経済的機能を有する借用証書等について階級別定額税率が適用されております結果、これらの証書と手形との間に税負担の不均衡が生じているのであります。過去においても、手形に対して階級別定額課税を行なった実例もあり、諸外国においても、階級別定額課税または定率課税を行っておりますこと等を勘案いたしまして、今回手形に対しても、記載金高に依り二十円から千円までの軽度の階級別定額課税を行うこととした次第であります。しかし、一覽払いの手形、外貨表示の手形及び金融機関相互間の手形については、その手形の性格等にかんがみ、二十円の最低税率で課税するとともに、現行の課税最低限を三千円から一万円に引き上げることとし、少額の手形については負担の軽減を図ることとしたしております。

以上の改正の結果、印紙税において約二十億円の増収が見込まれるのであります。

さらに、配当控除制度の合理化をはかるため、課税所得一千万円までに該当する配当所得については百分の二十、一千万円をこえる配当所得については百分の十の配当控除率を適用することとし、また、不動産所得、配当所得等の資産所得に対して実情に即する課税を行うため、資産所得の世帯合算課税の制度を創設することとしております。このほか、税制の簡素合理化に資するため所要の改正を行うこととしたしております。

以上の改正は本年四月から実施することとしておりますので、昭和三十二年分の所得税につきましては減税の程度が四分の三となるように定めておりますが、給与所得に対する源泉徴収については、四月以降この改正後の平年度の税額によることとしております。

この措置によりまして、所得税の負担は著しく軽減されることとなります。この所得税の一般的減税による減収額は、初年度約一千九十二億円、平年度約一千二百五十四億円となりますが、租税特別措置法等による改正分をも含めて増減収を試算いたしますと、昭和三十二年度におきまして約九百五十一億円の減収が見込まれるのであります。

法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず第一に、中小法人の負担の軽減に資するため、現行年所得五十万円まで行なっている軽減税率の適用範囲を拡大して、年所得五十万円から百万円までの所得についても三五％の軽減税率を適用することとしたしております。次に、重要物産免税制度につきましても、国民経済上重要な新規産業育成のための制度であることを明確

所得税法の一部を改正する法律

以上が所得税法の一部を改正する法律案外二法律案の理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします次第であります。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十日)

○山本幸一君 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正は、政府の説明によれば、低額所得者の負担の軽減に留意しつつ、税率の累進度の緩和に重点を置いて所得税負担の一般の軽減をはかるため、所要の改正を行おうとするものであります。改正の内容につきましては、まず第一に、基礎控除額を八万円から九万円に、一人目の扶養親族についての扶養控除額を四万円から五万円に引き上げるとともに、給与所得控除については、年収四十万円から八十万円までの給与についても新たに一割の給与所得控除を認め、その最高限度額を八万円から十二万円に引き上げることとし、また、税率につきましては、新たに百分の十の最低税率と百分の七十の最高税率を設けることとしております。次に、貯蓄の奨励に資するため生命保険料の控除限度を引き上げ、年一万五千円をこえ三万円までの払い込み保険料についても、その半額に相当する金額を生命保険料控除として控除することとしております。

にし、一定の期間内に新增設された設備の所得について、新增設の事業年度及びその後三年間免税を行うとともに、免税所得額に一定の限度を設けることとしております。このほか、人格のない社団または財団で収益事業を営むものに対して、その収益事業の所得について新たに法人税を課税する等の所要の規定の整備を行うこととしております。

以上の措置によりまして法人税の減収は、軽減税率の適用範囲の拡大により、昭和三十二年度約十五億円、平年度約二十二億円の減収が見込まれますが、租税特別措置法等による改正分をも含めて増減収を試算しますと、昭和三十二年度におきまして約七十一億円の増収が見込まれるのであります。

租税特別措置法案について申し上げます。

本法律案について、おもな内容は次の諸点であります。

まず第一に、現行の利子所得非課税の措置は、本年三月末をもつてその適用期限が切れることになっておりますのでありますが、昭和十四年三月三十一日までに預け入れられた一年以上の長期預貯金等の利子所得につきましては、同日までに支払われるもの及び同日後も預け入れの後三年以内に支払われるものには所得税を課さないこととし、同日までに支払われるその他の預貯金等の利子所得についても、一〇％の税率により、他の所得と分離して課税することとしております。また、配当所得に対する源泉徴収税率も、今後二年間、現行通り一〇％の軽減税率を適用することとしております。

次に、現行の輸出所得の特別控除の制度につきまして、その適用

期限を昭和三十四年末まで二年間延長し、プラントの範囲を拡大することとしております。

次に、現在の特別償却制度を充実合理化し、特に鉱業及び法人の営む造林業につきましては、その特殊性に応じた償却を認めることといたしております。

次に、増資新株の配当に対する法人税の免除、増資登記の登録税の税率の軽減、概算所得控除、配当控除額の五割増しの制度等は、今回これを廃止することといたしております。

また、価格変動準備金につきましては、その毎期の繰り入れ限度額を二割引き下げるとともに、欠損を生じてまで積み立てをすることができないこととしております。

交際費に対する課税につきましても、損金に算入される限度をおおむね二割程度引き下げて、なお二年間これを存続することといたしております。

その他、航空機の乗客に対する通行税の軽減措置を一年間延長し、協同組合課税を適正化し、外航船等の旅客の飲用に供する酒類に対しては酒税を免除する等、制度の整備を行うほか、法文の全体をわかりやすく書き改めることとしております。

以上の措置による増減収は、初年度には増収約二百三十五億円、減収約三十五億円、差引純増収約二百億円を見込んでおります。

以上三税法改正案につきましては、三月一日以降慎重審議を続け、また、三月十三日には特に公聴会を開きまして、学識経験者から賛否ごもごの意見を聞いたのでありますが、その詳細につきま

五%に引き上げるべきではないか」という質疑に対して、大蔵大臣より、「事業所得をできるだけ正確に把握するよう努めることにより、給与所得との不均衡を是正していきたい」との答弁がございました。

次に、「利子や配当のような資産所得は、給与所得や事業に比べ、一番担税力が大きいのに、長期の預貯金利子を非課税にしたり、配当控除を認めたりするのは、負担の公平を著しく破らないか。また、配当控除を一律に二〇%などとするのは、低額所得者ほど負担が重くなるから、むしろ、法人擬制説をやめて、法人実在説をとるべきではないか」という質疑に対して、政府側より、「長期預貯金利子については、最近の経済情勢や今回の減税による納税者の手取額の増加などを考え、特に、貯蓄奨励のため、二年間を限って非課税にした。また、配当控除については、負担の均衡という点から、法人と個人との間において、法人擬制説を徐々に薄らかしていく方がよいと考える」という答弁がございました。

次に、「資産所得の世帯合算制度を新しく作らなくとも、実質課税の原則によって課税できるのではないか」という質疑に対して、政府側より、「実質課税の原則だけでは十分でないので、高額所得者については、資産所得課税を担税力にマッチしたものに改正いたしました」という答弁がございました。

次に、「証券業者の名義貸しによる預かり配当所得についての報告金額の限度は、名義貸しによる脱税を防止するため、できるだけ低くすべきではないか」という質疑に対して、大蔵大臣より、「よく実

しては、これを会議録に譲ることといたします。ただ、この際、主要な質疑応答の内容につきまして若干御報告申し上げたいと存じます。

まず、今回の税制改正は、低額所得者に対する減税が少く、特に課税最低限が低過ぎるのではないか。また、減税率は、なるほど低額所得者に大きいですが、手取り増加率は高額所得者の方が大きくなっている。減税率と手取り増加率を考えて累進税率をきめるべきではないか」という質疑に対して、大蔵大臣より、「課税最低限は、そのときどきの情勢等を考えてきめるべきであって、従来は税率の引き下げよりも控除の引き上げに重点を置いたが、今回は中産階級以上の減税に重点を置いた。また、税率の改正は、手取り増加率よりも減税率がどうなるかを考えてきめるべきであり、全体の減税額と見合せて各所得階層につき減税率をきめた」という答弁がございました。

次に、「大蔵大臣は、今回の税制改正において、五千万円以上の所得者は相当の増税になると本会議で答弁しておられるが、決して五千万円の線から増税にはなっておられないではないか」という質疑に対して、大蔵大臣より、「五千万円以上の所得者は、おおむね配当所得が主たる所得になっているので、大部分の人は増税になるが、事業所得あるいは勤労所得のみで五千万円以上の所得者があるとすれば、これは減税になる」という答弁がございました。

次に、「給与所得者その他の所得者との間に、課税上負担の不均衡があるから、これを是正するため、給与所得控除を二〇%から二

情を調査の上、負担の公平と証券界に与える影響等を考慮して善処する」という答弁がございました。

次に、「特別措置は負担の公平を著しく破っているが、今回の改正案では、特別措置の整理はなほ不十分である。特に減価償却については、特別措置によるよりも、むしろ時代おくれとなっている固定資産の耐用年数を改正して中小企業を救うべきではないか。また、概算所得控除は、実際上中小企業の負担軽減となっており、国民皆保険が実現されるまで、多少控除率を引き下げても存置すべきではないか」という質疑に対して、政府側より、「特別措置は今の段階では相当整理したつもりである。固定資産の耐用年数の改正については、実情に即するよう常に検討している。また、概算所得控除は、行く行くはやめなければならぬものであるから、健康保険加入を促進するという意味で、今回の減税を機会にやめることにした」という答弁がございました。

次に、「重要物産免税については、もうかつた場合に免税するということになり、おかしなことにならないか。むしろ利益が出るまで国から補助するというの方が正しいのではないか」という質疑に対して、政府側より、「対象品目を、国民経済上重要な新規産業で、採算に不安のあるものに限り、期限をつけて取得価額の四割まで免税するように改めたい」という答弁がございました。

次に、「一部会社に対し、片方において特別措置により税法上免税の恩典を施すなら、片方においてその利益配当に対しては強い制限を行うべきではないか」という質疑に対して、政府側より、「免税に

なる所得の大部分は、これを社内に留保するという方向に行政的に努力するよう善処する」との答弁がございました。

最後に、「人格のない社団または財団は、近代社会において自然発生的にできた千差万別の団体であるが、これをこの法律でとらえようとすることは非常にむずかしいのではないか。むしろ、現実に利益を受けた個人に課税すれば足りるのではないか」という質疑に対して、政府側より、「現にこれらの団体は収益事業を行なつて相当の収益を上げているので、これらに公平に課税する必要がある。なお、収益事業の範囲については、どうしても課税しなければならぬものに限定し、該当するものには税務署から積極的に通知して申告させ、その他これが統一運営をはかるよう十分慎重を期する」という旨の答弁がございました。

以上が質疑応答の概要でございます。

以上三法律案は、昨十九日質疑を打ち切りましたところ、法人税法の一部を改正する法律案につきまして、小山委員より各派共同提案による修正案が提出されました。修正案の内容について申し上げますと、「法人でない社団または財団の収益事業に対して課税する場合、継続して事業場を設けてなすものに限る」とするものであります。

次いで討論に入りましたところ、社会党を代表して有馬輝武委員は、政府原案の三法律案に対して反対の旨の討論をなされました。

次に採決に入りましたが、まず第一に、法人税法の一部を改正する法律案の修正案については全会一致をもって可決し、修正部分を

除く原案については起立多数をもって原案の通り可決せられ、よつて本案は修正議決いたしました。次に、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法案の二法律案につきまして採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三二一法八一)の委員長報告と一括して掲載)

◎法人税法の一部を改正する法律

(昭三二一、三、三二一法二八)

一、提案理由(二月十五日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三二一法二七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三二一法二七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三二一法八一)の委員長報告と一括して掲載)

◎印紙税法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三二法一九)

一、提案理由(二月十五日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三二一法二七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

○山本幸一君 たいま議題となりました印紙税法の一部を改正する法律案について大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律案は、現在約束手形及び為替手形に対し定額十円で課税しておりますが、今回、手形の記載金高に応じ、二十円から千円までの階級別定額課税を行うこととしたのであります。しかし、一覽払いの手形等の手形については、その手形の性格等にかんがみ、二十円の最低税率で課税することとし、なお、現行の手形の課税最低限を三千円から一万円に引き上げることといたしております。この改正の結果、昭和三十二年度において、印紙税約二十億円増収を見込んでおります。

本案は、審議の結果、昨二十八日、小山委員より各派共同提案の修正案が提出されました。その修正案の内容は、今回の税率引き上げが特に中小企業者に及ぼす影響を考慮いたしまして、記載金高三

十万円以下のもの三十円の税率とする段階を新しく追加しようとするものであります。

なお、この修正案に対しては国会法第五十七条の三の規定によりまして、内閣に対して意見を求めましたところ、政府においては、やむを得ない旨の意見が開陳せられました。

次いで、質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、修正案については起立総員をもって、修正部分を除く原案については起立多数をもってそれぞれ可決され、よって、本法律案は修正議決されました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(産業投資特別会計法の一部を改正する法律(昭三二一法三四)の委員長報告と一括して掲載)

回これを改正しようとするものであります。本案につきましては、去る十二日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

次に、国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律案について申し上げます。

政府が国際学会等の国際団体に加入する場合におきまして、実際に負担すべき当該団体の経費に対する分担金の額が加入の際には定められていない場合が往々にあります。このような場合には、あらかじめ閣議の決定を経たならば、当該団体に加入することにより、当該団体の経費に対する分担金債務を負担することができることにいたそうとするのが、本案提出の理由であります。

本案につきましては、去る十二日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決をいたしました。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案につきまして申し上げます。

政府は、今回、スウェーデンとの間に、所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について承諾を求めため別途提案いたしておりますが、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要すると認められるものについて、所要の立法措置を講じようとするものであります。

◎国民貯蓄組合法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三二法三〇)

一、提案理由(三月一日)

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(昭三二一法一三二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月十四日)

○山本幸一君 たいま議題となりました三法律案並びに一議決案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、国民貯蓄組合のあっせんによる預貯金等の利子所得について、現在所得税の非課税限度額が十万円と定められておりますのを二十万円に引き上げようとするものであります。すなわち、国民貯蓄組合のあっせんによる預貯金等の貯蓄につきましては、これがきわめて大衆的な貯蓄である点にかんがみまして、その利子所得について一定元本額に対するものを限り所得税を課さないこととされておりますが、現在の限度額十万円は昭和二十七年四月に定められましたもので、その後の物価、国民所得、貯蓄水準等の推移から見まして、今日では低きに過ぎると考えられますので、今

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律

す。

本法律案の概要は次の通りであります。

まず第一に、わが国及びスウェーデン両国とも、国内に恒久的施設を有しない非居住者に対して支払われる利子所得等につきましては、百分の十五をこえる税率で課税してはならないことといたしております。なお、租税特別措置法等の規定により、これらの利子所得等が減免される場合には、これらの減免規定が優先的に適用されることといたします。第二に、わが国及びスウェーデン両国とも、国内に恒久的施設を有しない非居住者の特許権等の譲渡による所得に対する租税は、収入金額の百分の十五をこえてはならないことといたしております。その他、今回の条約の実施に必要なる手続は大蔵省令で定めることとしております。

本案につきましては、昨十三日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

最後に、地方自治法第五十六第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し承認を求めの件につきまして申し上げます。

神戸税関所轄の今治税関支署松山出張所外三出張所は、いずれも港湾設備及び背城産業等の立地条件に恵まれ、将来の伸展が大いに期待されているのでありまして、今回、これらを税関支署として独立性を付与し、関税法の規定に基き税関長の権限を委任すれば、現地における税関業務をさらに迅速かつ円滑に処理することができま

すので、その設置に關し、地方自治法第五十六第六項の規定に

基き承認を求めようとするものであります。本件は、去る十二日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月十八日)

○広瀬久忠君 たいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国民貯蓄組合制度は、国民貯蓄の増強に顕著な業績をおさめて現在に至ったものでありますが、この間、国民貯蓄組合のあつせんする預貯金等の利子にかかる所得税を、一定元本額まで課税しないという税法上の優遇措置が講ぜられ、その現行限度額は、昭和二十七年四月に十万円に定められたものであります。

しかし、その後の経済金融の発展にかんがみならば、現行の非課税限度額は低きに過ぎると考えられるとともに、他方、郵便貯金の現行非課税限度額との均衡をも考え合せまして、本案は現行の非課税限度額十万円を二十万円に引き上げようとするものであります。

委員会の審議におきましては、非課税限度額引き上げの理由その他について質疑応答がありました。詳細は、速記録によって御承

知をお願いいたします。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律案について申し上げます。

まず、本案の提案理由及び内容について申し上げます。

国が債務を負担するには、憲法第八十五条、財政法第十五条並びに第二十六条等の規定によらなければならないのであります。本法律案のごとく、国がある種の国際学会その他これに類する国際団体に加入する場合において、加入する年度以降一定の年度間、当該団体の定める経費をその構成員が分担することを規定はしておるけれども、加入の際に、その分担額等が定められていない場合があるのであります。このような場合には、今日の財政法の国庫債務負担行為の形式に従い得ない実情が生ずるのであります。そこで、かような場合に国が国際学会等に加入する場合には、あらかじめ閣議の決定を経て、その規約に従い、当該団体に加入することができるとするばかりでなく、当該団体の経費の分担金にかかる債務を負担することができるように、この法律を制定しようとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、速記録によって御承知をお願いいたします。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、樺委員から、「国際労働機構にわが国が加盟しているが、国際労働機構においては、

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律

約百七十件ほどの労働条約を採択しているのに、わが国で批准の済んだものは十七、八件である。従って今後国際学会等に加入する場合、大切な国費を使うのであるから、そこで採択されたものは、国内で批准する手続をとるべきであると思う。今後運用に当って十分注意してほしい旨の希望を付して賛成する」との意見が述べられました。

採決の結果、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。右、報告申し上げます。

◎国立学校設置法の一部を改正する法律

(昭三三、三三法三二)

一、提案理由(二月二十日)

○稲葉政府委員 たいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律は、国立大学の名称及び位置の変更並びに大学付置の研究施設の設置について所要の改正をするものであります。

改正の第一点は、国立大学の名称及び位置の変更に関するものであります。東京水産大学及び商船大学の位置をそれぞれ神奈川県及び静岡県から東京都に移すとともに、商船大学の名称を東京商船大学と改称することであり、

改正の第二点は、大学付置の研究施設の設置に関するものであります。共同利用の研究施設として、東京大学に物性に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究を目的とする物性研究所を設置することであり、

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

次に、学校給食法の一部を改正する法律案提案の理由とその内容の概略を御説明申し上げます。

現在、経済的な理由によりまして学校給食費の負担が困難認められていゝわゆる準要保護児童の給食費の援助につきましては、

さる第二十四国会において成立いたしました学校給食法の一部を改正する法律によりまして、市町村がこれらの児童の給食費の二分の一以上を援助した場合には、国が予算の範囲内でその所要経費の二分の一を補加する制度が設けられております。この制度は、学校給食費の援助の対象を公立小学校の児童だけに限定して発足いたしました。これを公立小学校の児童に限らず、公立中学校の生徒にも及ぼすことが適当であることは申すまでもありません。よって、今回現行法の一部を改正いたしまして、学校給食費の援助を公立中学校にまで拡大することとした次第であります。この法律案は、以上の趣旨によりまして、その関係条文について所要の整理を行なつたものであります。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を、御説明申し上げます。何とぞ十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

二、衆議院文教委員長報告(三月十三日)

○長谷川保君 たいま上程になりました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、その概要、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず初めに、改正案の内容を簡単に申し上げますと、第一に、東京水産大学の位置を神奈川県から東京都に変更することであり、第二点としては、商船大学の名称を東京商船大学に改め、その位置を静岡県から東京都に変更することであり、第三点

は、共同利用の研究施設として東京大学に物性研究所を付置することであり、同研究所において物性に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究を行おうとするものであります。

以上が政府提案の骨子でございます。

さて、本案は去る二月十二日文教委員会に付託となり、二十日政府より提案理由の説明を聴取して後、審査に入りました。

委員会における質疑のおもなものは、物性に関する研究施設の共同利用についての具体的内容、物性研究所と各大学における既存の研究との関係、物性研究所の年度計画及び運営方針等であり、これらについてきわめて熱心なる質疑応答がなされましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、本三月十三日質疑を終了、討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院文教委員長報告(三月二十九日)

○岡三郎君 たいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過とその結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の提案理由と、その内容を御説明申し上げます。本法律案は、国立大学の名称及び大学付置の研究施設の設置について改正をしようとするものであります。

国立学校設置法の一部を改正する法律

すなわち改正の第一点は、東京水産大学及び商船大学の位置をそれぞれ神奈川県及び静岡県から東京都に移すとともに、商船大学の名称を東京商船大学と改めることであり、第二点には、共同利用の研究施設として、東京大学に物性に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究を目的とする物性研究所を設置することであり、

委員会の審議におきましては、各委員から活発な質疑がなされましたが、それらの詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して松永委員より、「商船、水産両大学の施設、設備の充実、物性研究所の運営に遺憾のないことを要望して本案に賛成」の意見が述べられ、続いて自由民主党を代表して野本委員より、「本案に賛成」の旨が述べられました。

討論を終り、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

◎厚生省設置法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三二法三二)

一、提案理由(三月五日)

○神田国務大臣 たいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の大臣官房に新たに官房長を置くこと、厚生省の附属機関として、国立ろうあ者更生指導所及び国立精神薄弱児施設を設置すること並びに水道及び下水道に関する権限規定等を改めることをそのおもな内容とするものであります。

改正の第一点は、官房長の設置についてであります。御承知のごとく、近年における社会保障制度の目ざましい進展に伴い、厚生省の所管する行政が質量とも著しく拡充されて参りました結果、現在各部署に分掌されております各般の事務の増高のほか、さらにこれらを社会保障という統一の見地から、部内並びに部外にわたり連絡調整すべき、新たな、しかもきわめて重要な事務がとみに増加しつつある傾向にあるのであります。官房長の設置は、かかる実情に即応して、これらの事務を一体的に処理し、推進する機能の強化をはかるとともに、官房事務のより効率的な運営を確保しようとするものであります。

改正の第二点は、国立ろうあ者更生指導所の設置についてであり

ます。身体障害者福祉法に規定するろうあ者更生施設は、現在公私ともに設置されておらず、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者の福祉に欠ける状態にありますので、明年度においてこの国立ろうあ者更生指導所を設置いたしましたして、これらの障害者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を行う等、その福祉の向上に努めようとするものであります。

改正の第三点は、国立精神薄弱児施設の設置についてであります。精神薄弱児のうち、その程度が著しい児はまたは盲もしくはろうあとの二重の障害を持つ児童は、精神的にも肉体的にもきわめて複雑な問題を有し、一般の精神薄弱児とは別個に、特別な保護及び指導を行う必要がありますので、今回国立の施設を設置いたしましたことにより、これらの児童を収容し、早期より一貫した保護及び指導を行うことにより、その福祉の向上をはかろうとするものであります。

改正の第四点は、水道及び下水道の権限規定等を改正することについてであります。御承知の通り、従来水道及び下水道の事務は厚生、建設両省の共管するところとなっておりましたため、この行政の責任の明確性が必ずしも十分とは言えず、また、事務の簡素化にも欠けるところがありましたので、政府といたしましては、今回水道及び下水道に関する事務のうち、水道及び下水道の終末処理場を厚生省において、終末処理場以外の下水道を建設省において、それぞれ処理することとしたのであります。従いまして、ここに伴い、更生省の権限及び分掌規定を整理しようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告(三月十四日)

○相川勝六君 たいま議題となりました両法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、厚生省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の第一点は、官房長を設置することでありまして、近年社会保障制度が著しく拡充されるに伴い、厚生行政におきまして、これらの事務につき、部内及び部外にわたり連絡調整を必要とする事項がとみに増加して参りましたので、官房長を設置せんとするものであります。

改正の第二点は、国立ろうあ者更生指導所を設置することでありまして、身体障害者福祉法に規定するろうあ者厚生施設は、まだ公私ともに設置されておりませんので、明年度においてこの国立ろうあ者更生指導所を設置せんとするものであります。

改正の第三点は、国立精神薄弱児施設を設置することでありまして、精神薄弱児のうち、その程度が著しい児童及び盲もしくはろうあとの二重の障害を持つ児童につきましては、一般の精神薄弱児とは別個に、特別な保護及び指導を行う必要がありますので、今回国立の施設を設置せんとするものであります。

厚生省設置法の一部を改正する法律

改正の第四点は、水道及び下水道の管轄規定を改正することでありまして、水道及び下水道の事務につきましては、これまで厚生、建設両省の共管するところでありましたのを、今回、水道及び下水道に関する事務のうち、水道についてはその全部、下水道についてはその末端的な終末処理場のみを厚生省で、下水道につきましてはその終末処理場以外の事務は建設省で、それぞれ処理することとしたのであります。

以上が本法律案の提案理由並びに内容の概略であります。

本法律案は、二月二十八日国会に提出され、三月五日政府より提案理由の説明を聴取するとともに審査に入った次第であります。質疑の詳細につきましては会議録によって御了承いただきたいと存じます。

かくて、三月十四日、全会一致をもって本案は原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のように、最近における諸外国との国交の回復、国際連合への加盟等によりまして、外国人の管理行政は今後ますますその複雑性と困難性を加えることが予想される次第であります。従って、出入国管理行政を円滑かつ強力に実施するため、出入国管理行政の機構上の不備を改善せんとするものであります。

改正の第一点は、広島入国管理事務所を新設し、中国地方における統一的な管理行政をなさんとするのであります。

改正の第二点は、日ソ国交回復に伴う新事態に対処するため、新たに稚内港、根室港、酒田港及び敦賀港にそれぞれ入国管理事務所の出張所を設け、立川空港及び板付空港にはその出張所を設けることとあります。

改正の第三点といたしまして、神戸入国管理事務所の管轄区域中、兵庫県伊丹市を特に大阪入国管理事務所の管轄に変更しております。

以上が本法律案の提案の理由並びにその内容の概略であります。本法律案は、三月二日国会に提出され、三月七日政府より提案理由の説明を聴取するとともに審査に入った次第であります。質疑の詳細につきましては会議録によつて御了承いただきたいと存じます。

かくて、三月十四日、全会一致をもつて本案は原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(三月二十九日)

○亀田得治君 たいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案及び建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。まず、厚生省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、社会保

障制度の著しい進展に伴いまして、厚生省の所管する事務が量、質ともに著しく拡充されたが、これらの事務を一体的に処理するとともに、官房事務の効率的な運用をはかるがため、大臣官房に官房長を置く点であります。

その第二点は、身体障害者福祉法に規定するろうあ者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を行うなど、その福祉の向上をはかるため、厚生省に付属機関として、国立ろうあ者更生指導所を設置する点であります。

その第三点は、精神薄弱児のうち、特にその程度が著しい児童または盲もしくはろうあとの二重の障害を持つ児童に対しましては、一般の精神薄弱児とは別個に、特別の保護及び指導を行う必要があるため、これらの児童を収容し、早期より一貫した保護及び指導を行い、その福祉の向上をはかるため、厚生省に付属機関として国立精神薄弱児施設を設置する点であります。

その第四点は、水道及び下水道の事務は、従来、厚生、建設両省の共管となつておりましたが、今回この権限の分界を明らかにし、水道及び下水道に関する事務のうち、水道及び下水道の終末処理場を厚生省において、また、終末処理場以外の下水道を建設省において、それぞれ処理する政府の方針が決定いたしましたに伴い、この際、この点に関する厚生省の権限及び所掌事務に所要の改正を加える点であります。

なお、本法律案に伴う昭和三十二年の予算におきましては、国立ろうあ者更生指導所の設置費及び運営費として五千七百六十八万

八千円、国立精神薄弱児施設の設置費及び運営費として五千七百六十四万九千円が計上されております。

内閣委員会は、前後三回委員会を開き、その間、神田厚生大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その詳細は委員会会議録に譲ります。

かくて、昨日の委員会におきましては、質疑を終り、次いで討論に入りましたところ、緑風会を代表して竹下委員、自由民主党を代表して上原委員、日本社会党を代表して片岡委員、最後に八木委員より、それぞれ本法律案に賛成の旨の討論がなされました。かくて討論を終り、直ちに本法律案につき採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定せられました。

次に、建設省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正のおもな点を申し上げますと、第一に、建設省の付属機関として建設研修所を設置すること、第二に、同じく付属機関として河川審議会を設置すること、第三に、水道及び下水道に関する権限の規定を改めること、第四に、産業開発青年隊に関する規定を整備すること等の諸点であります。

内閣委員会は、委員会を三回開きまして、本法律案の審議に当りましたが、その詳細は委員会会議録に譲ることといたします。

昨日の委員会におきまして、質疑を終り、別に討論もなく、よつて直ちに本法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定せられました。

◎建設省設置法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三二法三三)

一、提案理由(三月十九日)

○国務大臣(南条徳男君) たいだいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

まず、建設省の所掌いたします事務は、土木、建築等の直轄事業に関するものが多く、その遂行に当っては事務、技術を問わず特に専門的知識を要することが少なくないのであります。建設省所管事業の合理的かつ能率的な遂行をはかるためには、これらの業務を担当する職員の資質の向上をはかる必要があると考えます。ここにござまして今回、土木、建築及び測量その他建設省の所管行政にかかると専門の技術及び事務を担当する職員の養成及び訓練をつかさどらせるため、従来当省の付属機関である地理調査所及び土木研究所において実施して参りました研修業務をも統合いたしました。新たに付属機関として建設研修所を設置して、職員の組織的な研修を実施することといたしたいと考へるのであります。

次に、河川に関する行政は、その性格上治水、利水の両面におきまして関係するところが多く、その円滑な運営をはかるためには、広く関係行政機関及び学識経験者の意見を取り入れる必要があるのであります。河川行政の諮問機関としては、古くは臨時治水調査

会、土木会議等が設けられ、現在は、法令に基かない建設省限りの機関として河川審議会を設けてその運営をはかつて参つたのであります。河川及び海岸の重要性にかんがみ、これを法制上の審議会とし、河川及び海岸に関する重要事項で建設省の所管に属するものを調査審議させることといたしたいと存じます。本審議会の運営によりまして河川及び海岸行政の一そうの推進を期する所存であります。

第三に、水道及び下水道に関する事務につきましては、現在厚生省と建設省の共管するところでありますが、その所管を簡素明確にし、行政の運営の合理化、能率化をはかるため、下水道に関する事務を、終末処理場に関するものを除き建設省で所掌することとし、水道に関する事務及び終末処理場に関する事務を厚生省の所掌とすることとしたのであります。

第四に、建設省の直轄事業または公共団体の行う建設事業に産業開発青年隊を導入して、実地的な教育を行うことは、これら諸事業の推進をはかり、また地方青年の就労対策としても必要でありまして、昭和二十八年度以来これに関する事務を取り扱つて参つたのであります。今回これに関する規定を整備いたし、本事業の一層の推進をはかりたいと存じます。

その他、受託事務の範囲及び部内における事務の所管につきまして若干の改正を加えることといたしました。

以上が建設省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決

あらんことをお願いいたします。

二、参議院内閣委員長報告(三月二十九日)

(厚生省設置法の一部を改正する法律(昭三二一法三二)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院建設委員長報告(三月三十日)

○床次徳二君 たいだいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案における改正の要点を申し上げます。第一点は、土木、建築、測量等の専門的な技術及び事務を担当する職員について組織的な研修を実施するため、建設省の付属機関として新たに建設研修所を設置すること、第二点は、河川及び海岸行政の重要性にかんがみ、これを一そう推進するため、従来建設省限りで設置、運営して参りました河川審議会は、これを法制上の審議会とし、名実ともに同省の付属機関とすること、第三点は、下水道に関する事務は、終末処理場に関するものを除いて、すべて建設省の所管とし、水道に関する事務は建設省において一切これを所管しないとするのであります。その他、産業開発青年隊に関する規定を整備すること等であります。

本案は参議院先議のものであります。昨二十九日本付託となり、同日質疑を終了しましたが、その詳細は何とぞ会議録によつて

建設省設置法の一部を改正する法律

御承知を願います。

討論の通告もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎産業投資特別会計法の一部を改正する

法律 (昭三二、三、三二法三四)

一、提案理由(二月十三日)

(食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(昭三二一法七〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

○山本幸一君 たいま議題となりました産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律案は、産業投資特別会計において行う財政融資の財源の一部を補足すべき原資の確保をはかるため、補正予算をもって三十一年度の自然増収の一部をこの会計の資金として繰り入れることといたそうとするものでありまして、改正のおもなる点は次の三点であります。

まず第一点は、この会計に資金を設けることとし、昭和三十一年度において一般会計から三百億円をこれに繰り入れることといたしております。第二点は、右の資金の受け払いは資金設置の目的から歳入歳出外として経理することとし、投資を行う際、これを投資部門の歳入歳出に計上することといたしております。第三点は、この資金は投資に使用しないときは資金運用部に預託

して運用し、その利子は資金に組み入れることといたしております。本案につきましては、数回にわたり慎重審議をいたしたのでありますが、特に今回の繰り入れの措置と財政法との関係及びこの会計の投資計画等については熱心なる質疑応答が重ねられた結果、昨二十八日、質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、社会党を代表して神田大作委員は反対の旨討論せられました。次いで、採決の結果、本案は起立多数をもって原案通り可決いたしました。以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

○広瀬久忠君 たいま議題となりました五つの法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

産業投資特別会計は、経済の再建、産業の開発及び貿易の振興の目的をもって設置されたものでありますが、その財源は、きわめて弾力性に乏しく、今後の経済の情勢に適応した投資を行うに際して、財源の不足が見込まれますので、その財源の一部を補足すべき原資の確保をはかるため、この会計に資金を設け、一般会計からの繰入金等をもってこれに充てることとし、昭和三十一年度補正予算において、三百億円を限り、この会計の資金に繰り入れようとする

ものであります。なお資金は、設置の目的から、この会計の歳入歳出を通じて使用することとし、また、その資金を投資に使用しない場合には、資金運用部に預託し、その利子は資金に組み入れることとしております。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、平林委員より、「剰余金と公債、借入金金の償還財源に関する財政法第六条の精神から見て疑問があること、また、三十一年度の自然増収は、まず緊急性のある食管会計の赤字を補てんすべきであること、また自然増収は低額所得者の減税に充てるべきであるということ、さらにまた、三十一年度の繰入額百五十億円の使途は不明であるから、行き過ぎの措置と思われること、これらの理由によって本法案に反対する」との反対意見が述べられました。

採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、とん税法案について申し上げます。今回、諸般の事情よりいたしまして、現行のとん税一本の制度を改め、とん税と特別とん税との二つの法案に分ち、その税率を引き上げようとするものであります。

とん税法案の内容の概略を申し上げますと、税率については、現行の純トン数一トンごとに五円を八円に、一年分を一時に納付する場合は、一トンごとに十五円から二十四円に引き上げようとするも

産業投資特別会計法の一部を改正する法律

のであります。その他、納税義務者、納付の時期、納税の告知、罰則の改正等所要の改正を行い、全文を書き改めております。なお、この税率引き上げにより、昭和三十二年において約一億七千六百万円の増収が見込まれております。

委員会の審議におきましては、とん税と特別とん税に分けた理由いかん、とん税を地方に譲与しない理由はどういうわけか、また、港湾施設の費用等について質疑応答がありました。詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、大矢委員より、「とん税についても地方自治体に譲与すべきであること、また、立法形式はむしろ一本化すべきである」との反対意見が述べられました。

採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別とん税法案について申し上げます。

本案は、別途提出されております地方税の外航船舶の固定資産税引き下げ措置とも関連いたしました。開港所在の市町村等に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港について特別とん税を新たに設けようとするものであります。

内容の概略を申し上げますと、第一に、税率は、その純トン数一トンごとに十円、一年分を一時に納付する場合には三十円としております。第二は、その徴収は、税関がとん税と合わせて徴収することとし、その納税義務者、納期等については、とん税の場合と同様とする等、所要事項を規定いたしております。なお、この特別とん

税による昭和三十二年の収入は約五億八千六百万円と見込まれ、これは別途、他の法律で、開港所在の市町村等に譲与することになつております。

委員会の審議におきましては、固定資産税との関係等について質疑応答がありました。詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、提案の理由並びに内容について申し上げます。政府は、昭和二十四年度において、日本国有鉄道の歳入不足を補てんするため、三十億五千二百三十六万三千円の貸付をなし、その償還期限を、当初、昭和二十八年三月一日と定めたのであります。その後、日本国有鉄道の財政状況にかんがみ、二回にわたり、その償還期限の延長の措置を講じてきたのであります。本年四月三十日にその償還期限が到来することとなつておるのであります。しかし、日本国有鉄道の財政状況からして、予定通り政府貸付金の全額を償還することが困難な状況にありますので、日本国有鉄道の弁済能力を考慮して、右の政府貸付金をさらに延長し、分割償還の方法によって返済せしめようとするものであります。すなわち、昭和三十二年において六億五千二百三十六万三千円を償還し、残余二十四億円を、昭和三十三年から三十六年度までの各年度において六億円ずつ

つ分割償還しようというものであります。委員会における審議におきましては、国鉄借入金の総額及びその内訳いかん、運賃改訂と債務償還との関係いかん、経営合理化の問題、財政再建の方針等について質疑応答がありました。詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、平林委員より、「今回の償還計画は、運賃値上げを前提とするものであるがゆえに反対する」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。最後に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、為替手形、約束手形に関する税率の改正等を行うとするものであります。その内容の概略を申し上げますと、現行税率は、記載金高にかかわらず定額十円となつておりますのを、借用証書との関連等を勘案いたしまして、最低、記載金高十万円以下のもの二十円より、最高、記載金高一千万円超のもの千円までの六段階の階級別定額税率に改めようとするものであります。ただし、一覽払、外貨表示、金融機関相互間の手形については、その性格等にかんがみ、定額二十円の税率としております。その他、所要の規定の整備を行うとするものであります。

なお、衆議院において、記載金高三十万円以下のもの三十円の税率一段階を新設する修正が行われたのであります。委員会の審議におきましては、階級別定額に改める理由いかん、

税率の引き上げが急激過ぎるのではないかという点、予算収入の見積りが過少ではないか等の質疑応答がありました。詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、八木委員より、「今回の改正案は、信用取引を著しく圧迫するものである。中小企業の利用する手形については、現状のままに据え置くべきである。税率の引き上げは、もっと緩和した段階によるべきものである。政府の実態調査については、非常に不十分な点がある。また歳入見積りは過少に過ぎる」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎特定多目的ダム法 (昭三二、三三、三二法三五)

一、提案理由(三月十四日)

○南条国務大臣 ただいま議題となりました特定多目的ダム法案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

天然資源の乏しいわが国において、河川の流水は最も豊富で、かつ低廉な資源でございます。これが開発は産業を振興し、国民経済の発展をはかるため最も緊要なものと存するのでございます。一方河川の流水はときに洪水となり、国民生活に脅威を与えるものでありますので、これを人工的に制御し、洪水による被害を軽減し、または除却することによって国土の保全をはかる必要があるのであります。これらを多目的ダムの建設によって統一調和し、もって国民生活の安定と国民経済の発展をはかることは河川行政上の重要課題であります。

政府においては昭和二十五年以来河川総合開発事業として特に多目的ダムの建設を推進してきたのであります。近時多目的ダムに關し、事業の促進、その一元的建設及び管理が強く要望されるに至りましたので、政府におきましては、特に昭和三十三年度の予算において特定多目的ダム建設工事特別会計を設けて多目的ダム建設事業の促進をはかるとともに、その建設及び管理の一元化等に関して法制を整備し、多目的ダムの効果をすみやかに、かつ十分に發揮さ

せるためこの法律案を提出した次第であります。以上がこの法律案の提案理由であります。次に法案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、建設大臣が単独で多目的ダムを建設することとしたこととあります。従来建設大臣が建設しておりました多目的ダムは、電気事業者または水道事業者等との共同設置にかかるものであり、工事は建設大臣が事業者より委託を受けて施行してしたのであります。従って、会計経理上も不便が多かったのであります。従って、この際、建設大臣が単独で建設することとしたし、特別会計の設置と相俟つて責任の一元化と事業実施の合理化をはかることとしたのであります。

第二に、多目的ダム建設に關する基本計画を樹立することとしたこととあります。多目的ダムは、単に洪水調節及び公共利水のみならず、直接電気事業または水道事業等の用に供せられるものでありますので、個々のダムを建設する際、あらかじめそれら他種事業の計画との調整をはかつて、基本計画を定めることとし、基本計画樹立について所要の規定を設けました。なお、これに關しては關係行政機関に協議する措置をとることによって、多目的ダムの建設及び電気事業または水道事業等の実施の円滑化をはかることとしたのであります。

第三に、ダム使用権を創設したこととあります。前に述べましたように、多目的ダムは建設大臣が単独で建設することになったのであります。従って、電気事業者または水道事業者等は多目的ダムの建設に

要する費用につき、相当な負担金を納付することとなりますので、その投資に相応する権利を保護する必要がある、このため物権としてのダム使用権をそれらの事業者に設定しようとしたものであります。なお、ダム使用権は物権とすることによりまして、一般承継、譲渡、抵当権等の目的となるのであります。特に抵当権の目的となり得ることは、事業者にとつて利するところが少なくないものと考へます。

第四に、多目的ダムの管理は、二以上の都府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるものについては建設大臣が、その他の河川に存するものについては都道府県知事が行うこととし、多目的ダムの操作については、關係行政機関の長に協議することとす。ダム使用権の設定予定者またはダム使用権者の意見を聞いて、操作規則を定めることとしたこととあります。これにより洪水調節、公共利水の公共的見地と電気事業または水道事業等との調整が保たれ、多目的ダムの効用が十分に發揮されると信ずるのであります。

第五に、多目的ダムにより貯留される流水を電気事業または水道事業等に供する場合の水利権の処分を建設大臣が行うこととしたこととあります。多目的ダムは、建設大臣が直轄で工事を施行し、かつダム使用権を設定するものでありますので、これに即応してこれらの水利権の処分を建設大臣が行うのが適当と存するものであります。

なお、これに伴いまして、一般の水利権処分につきましても本法

案の附則におきまして、河川法の一部を改正し、建設大臣または都道府県知事が水利権に關する処分をする場合に関係行政機関の長に協議することとし、河川行政の円滑な運用を期することとしたのであります。

以上が特定多目的ダム法案の提案の理由及びその要旨でございます。以上が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(三月二十九日)

○荻野豊平君 ただいま議題となりました特定多目的ダム法案につきましまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案提出の理由並びに内容について簡単に申し上げます。多目的ダムとは、一つのダムを洪水調節、農業、発電、水道等の複數目的のために同時に利用するものであります。従って、建設大臣の直轄施行する多目的ダムに關するものであります。従来建設大臣の建設しておりました多目的ダムは、電気事業者または水道事業者等との共同設置、すなわち、建設大臣が事業者から委託を受けて施行するという複雑な形であったのであります。従って、事業者の負担金は一般会計予算外の委託費として別途に執行するという不便がありましたので、新たに昭和三十三年年度予算で特定多目的ダム建設工事特別会計を設け、資金の調達及び経理を国が一元的に運営できますように措置し、同時に、本法案によりまして、基本計画

の樹立、建設、管理及び水利権の処分等につき規定を行い、特定多目的ダム事業の促進をはかり、その効率を發揮しようとする次第であります。なお、電気事業者または水道事業者等はダム建設に要する費用につき相当な負担金を納付することとなりますので、新たに物権としてのダム使用権を創設し、その投資に相応する権利を保護する道を開くことにしております。

本案は、去る三月六日本委員会に付託され、三月二十八日に至る間、農林水産委員会との連合審査を行う等、慎重に審査いたしましたのでありますが、委員会における質疑の内容等につきましては会議録に譲ることといたします。

次いで、日本社会党足鹿君より、同君外九名提出の次の如き修正案が提出されたのであります。すなわち、原案第四条第三項中「関係行政機関の長に協議する」とあるを「関係行政機関の長の同意を得る」に改めること、及び、第十条を改め「第九条第一項の負担金は、新築される多目的ダムによる流水の貯留を利用して、流水をかんがいの用に供する者からは、これを徴収しないものとする」と等であります。

本修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見を聴取いたしましたところ、南条建設大臣より、修正案の趣旨は今後運営の面で善処することとし、原案の通り成立を望む旨が述べられたのであります。

かくて、討論を省略して採決に入りましたところ、まず足鹿君外九名より提出の修正案は少数をもって否決され、原案は全会一致ついでに建設大臣、その他の河川に存するものは都道府県知事が行うものとしたし、ダムの操作については、所要の手續を経て操作規則を定めることにいたしました。第四に、多目的ダムに貯留される流水を、電気事業者等に供する場合の水利権の処分を建設大臣が行うこととし、これに伴い、一般の水利権処分について河川法の一部を改正いたしております。

本法案については、参考人の意見を聴取し、逐条にわたり慎重に審議をいたしましたのであります。その質疑のおもなる点は、ダム使用権の設定において、単一の特定事業に偏し、総合開発の目的に反することはないかという点、また、基本計画、操作規則の樹立、決定の際における関係行政機関との協議が整わざるとき、建設大臣が独断でこれを運営するおそれはないかという点、その他農業用水に対する取扱い、ダム操作規則の政令の内容、補償の問題等についてでありまして、これについては政府側よりそれぞれ答弁がございました。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田中委員から、「本法案は、新しく水に関する物権を創設し、国土総合開発の目的に沿うよう水の高度利用をはかり、わが国経済に寄与するものであるが、既得権たる農業用慣行水利権の規定が明確でなく、農業生産及び農業者の保護に欠けるうらみがあるので、次の付帯決議案を付して賛成する」旨の御意見が述べられました。すなわち、

一、多目的ダムの建設及び管理に当っては、常に基本的に農業

特定多目的ダム法

をもって可決すべきものと決定した次第であります。右、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(三月三十一日)

○岩沢忠恭君 たいま議題となりました特定多目的ダム法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、建設大臣の直轄施行にかかる多目的ダムの建設及び管理に關し、特別の措置を講ずるとともに、多目的ダムを利用する電気事業者等に対し、ダム使用権を創設しようとするものであります。

その内容のおもなる点について申し上げます。第一は、従来、建設大臣が建設しておりました多目的ダムは、電気事業者等との共同設置にかかり、工事は、当該事業者から委託を受けて施行しておりましたが、このたび特別会計の設置と相俟って、これを建設大臣が単独で建設することにいたしました。また、個々のダムの建設に際しては、あらかじめ電気、水道等の他種事業の調整をはかつて、基本計画を定めることとし、この計画樹立について、関係行政機関との協議その他所要の措置を設けております。第二に、電気、水道事業者等は、多目的ダムの建設費用の一部を負担いたしますので、これに相応する権利保護のため、物権としてダム使用権を当該事業者に設定いたしております。第三に、多目的ダムの管理は、二つ以上の都府県にわたる河川に存するもの及び政令で定めるものに

生産及び農業者の利害の存在することは自明であるから、建設大臣は、その基本計画、操作規則、水利関係等の決定、策定に際して、農林大臣との協議を緊密に行い、いささかも農業生産及び農業者の利益を侵害することのないよう措置すること。

一、多目的ダム建設費のうち、農業用負担部分については、その負担額を極力軽減するとともに、将来、これにダム使用権の設定に關し検討すること。

一、多目的ダムの建設及び管理に當って生ずる農林漁業者への被害については、国において完全に補償すべきこと。

次いで、自由民主党を代表して斎藤委員から、「本法案は、多目的ダムの建設、管理、利用に關する従来の問題の解決に寄与するものであるが、ただ、その運用に當っては関係行政機関等と円満に協議を整えることを期待して賛成する」、また、緑風会を代表して北委員から、同様賛成の発言がありました。

討論を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

続いて、田中委員提案の付帯決議案について採決の結果、これまた全会一致、本法案の付帯決議とすべきことと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

◎特定多目的ダム建設工事特別会計法

(昭三二、三、三一法三六)

一、提案理由(三月五日)

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭三二法一一五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

(とん税法(昭三二一法三七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

○広瀬久忠君 たいだいま議題となりました特定多目的ダム建設工事特別会計法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、国が直轄で行う多目的ダムの建設工事等に関する経理を明確にするため、特別会計を設置しようとするものであります。

以下、本案の要点のみを申し上げますと、この会計においては、一般会計からの繰入金、都府県の負担金、ダム使用権設定者の負担金、借入金等を歳入とし、建設工事費用、ダム使用権設定予定者への還付金、借入金の償還金等を歳出とすることにしようとするものであります。また、都府県の負担金に相当するものの財源に充てるため、借入金ができることとし、その借入金のうち、その年度内に

借り入れをしなかつたときは、その額を限度として翌年度において借り入れできるようにしようとするものであります。

本案の審議におきましては、建設委員会と連合審査会を開き、特定多目的ダムと農業対策との関係、建設費用配分等について質疑がなされましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

徴収することとしております。

以上が二法律案の内容であります。なお、この二法律案に関連しまして、港湾発展のため、とん税中から一部を特別とん税に回したらどうか、また、内航船舶の固定資産税の軽減による減収に対する補てん措置はどう考えているかという質疑に対して、政府委員より、これらの措置については十分検討の上善処するという答弁がございました。

以上、審議の結果、質疑を打ち切り、両法案につき討論に入りましたところ、社会党の横山利秋委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決に入りましたところ、起立多数をもって、それぞれ原案の通り可決いたしました。

最後に、特定多目的ダム建設工事特別会計法案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提出いたしました特定多目的ダム法案の成立に伴い、同法の適用を受けて国が直轄で施行する多目的ダムの建設工事等に関する経理を一般会計と区分して明確にするため、新たに特定多目的ダム建設工事特別会計を設置することとしたそうとするものであります。

次に、この法律案のおもなる内容について申し上げます。まず、この会計は建設大臣が管理することとし、その歳入歳出及び資産負債の整理並びに予算の配賦等はすべて工事別等の区分に従って行うことといたしております。また、この会計におきましては、建設工

◎とん税法 (昭三二、三、三一法三七)

一、提案理由(二月十三日)

(食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭三二一法七〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

○山本幸一君 たいだいま議題となりました、とん税法案外二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

まず、とん税法案について申し上げます。

本案の改正のおもなる内容は、外国貿易船に対するとん税の税率を、現行の純トン数一トンまでごとに五円を八円に引き上げるとともに、とん税の納税義務者には、従来の船長のほか、船舶代理店もなれることができることとしております。その他、とん税の納期、その非課税の範囲等を明確にし、所要の規定の整備を行うことといたしております。

次に、特別とん税法案について申し上げます。

本案は、開港所在の市町村等に財源を譲与するため、新たに特別とん税法を制定して、外国貿易船の開港への入港について、その純トン数一トンまでごとに十円の特別とん税を課税しようというのであります。なお、特別とん税は、とん税徴収の際に税関がかわせて

事に関する費用のうち、都府県負担分については、国会の議決を経た限度において、この会計で借入金を行うことができることとし、その他、この会計の予算及び決算等の作成並びにその手続等に関し、特別会計の運営上必要な事項を規定いたしております。

本案につきましては、審議の結果、本二十九日、質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決されました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(産業投資特別会計法の一部を改正する法律(昭三三―法三四)の委員長報告と一括して掲載)

◎特別とん税法 (昭三三、三、三三―法三八)

一、提案理由(二月十三日)

(食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭三三―法七〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

(とん税法(昭三三―法三七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(産業投資特別会計法の一部を改正する法律(昭三三―法三四)の委員長報告と一括して掲載)

◎関税定率法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三一法三九)

一、提案理由(三月一日)

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(昭三二一法一三二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十八日)

(資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十日)

(資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一七)の委員長報告と一括して掲載)

一、衆議院大蔵委員長報告(三月二十八日)

(昭三二一法一七)

二、参議院大蔵委員長報告(三月三十日)

(昭三二一法一七)

◎関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(昭三二、三、三二法四〇)

一、提案理由(三月一日)

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(昭三二一法一三二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十八日)

(資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十日)

(資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一七)の委員長報告と一括して掲載)

◎原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

(昭三二、三、三二法四一)

一、提案理由(二月二十二日)

○神田国務大臣 たいま議題となりました原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案につきまして提案の理由を御説明いたします。

昭和二十年八月、戦争末期に投ぜられました原子爆弾による被爆者は、十余年を経過した今日、なお多数の要医療者を数えるほか、一見健康と見える人におきましても突然発病し死亡する等、これら被爆者の健康状態は、今日においてもなお医師の綿密な観察指導を必要とする現状であります。しかも、これが、当時予測もできなかった原子爆弾に基くものであることを考えますとき、国としてもこれらの被爆者に対し適切な健康診断及び指導を行い、また、不幸発病されました方々に対しましては、国において医療を行い、その健康の保持向上をはかることが、緊急必要事であると考えるのであります。これらにつきまして、政府といたしまして昭和二十九年年度以降若干の予算を計上して、広島長崎両県に居住する一部の人員に対し逐次精密検査及び研究治療を行って参つたのであります。被爆者の現状にかんがみますれば、今後全国的にこれが必要な健康管理と医療とを行い、もつてその福祉に資することといたしたいと考え、ここに原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案を提出した次第であります。次に、その要点について簡単に御説明いたします。

存じます。

第一は、原子爆弾が投下された当時広島市長崎市に居住していた者その他原子爆弾の放射能の影響を受けていると考えられる人に対しまして、その申請に基き都道府県知事において被爆者健康手帳を交付し、毎年健康診断及び必要な健康上の指導等の健康管理を行うことにより、疾病の早期発見その他被爆者の健康の保持をはかることとしたのであります。

第二は、健康診断の結果等により、原子爆弾の傷害作用の起因して負傷したまたは疾病にかかり、現に医療を要する状態にあるような被爆者に対しましては、その申請により必要な医療の給付を行うこととしたこととあります。この場合において当該負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けることとし、厚生大臣は、必要があるときは、後に述べます審議会の意見を聞くことといたしております。

第三は、医療の給付は、厚生大臣が審議会の意見を聞いて指定する医療機関において行うこととし、被爆者に適正な医療が行われるよう措置し、また、これが確保をはかるため必要な監督規定を設けたこととあります。

なお、被爆者が緊急その他やむを得ない事由により非指定医療機関等において医療を受けた場合におきまして必要があるときは、医療の給付にかえて、医療費の支給ができることといたしております。

第四は、さきに述べました事項その他被爆者の医療等に関する重

要事項につきまして調査審議いたしますため、学識経験者等よりなる原子爆弾被爆者医療審議会を設けたこととあります。

第五は、この法律の施行に要する費用は、全額国庫の負担において行うこととし、また、健康診断等都道府県知事の行う事務につきまして、広島市及び長崎市の分は、広島市長及び長崎市長においてこれを行うこととしたこととあります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いする次第であります。

次はたいま議題となりました公衆衛生修学資金貸与法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

公衆衛生行政の第一線機関である保健所の基幹職員ともいうべき医師及び歯科医師につきましては、その公衆衛生方面への関心の欠除あるいはその給与の民間におけるそれとの不均衡等の諸事情によりまして、その現在数は、所要数を大幅に下回っている実情であります。かくては、結核予防を初めとする公衆衛生諸施策の実施に、また、ひいては、医療保障制度全般の確立及び推進に、重大な支障を生ずることが懸念されるのでありまして、その医師または歯科医師たる職員の充足問題を解決するため、従来からこれに研究費を支給する等待遇の改善を通じてその対策を講じて参つたのであります。さらにこのたび、この問題をより根本的に解決すべく、その一つの方法として、医学または歯学を専攻する者で将来保健所に勤務しようとするものを募集し、これに対して修学資金を貸与し、もつ

て医師または歯科医師たる保健所の職員の質的並びに量的充実をはからうとの構想のもとに、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の骨子について簡単に御説明いたします。

第一は、政府は、大学において医学または歯学を専攻する者及び実地修練を行っている者で将来保健所に勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができるものとし、この契約に基きまして、自後これらの者が実地修練を終了し、または大学を卒業するまでの間、毎月修学資金を貸与することとしたこととあります。

第二は、修学資金の貸与を受けた者は、実地修練を終了し、または大学を卒業した後直ちに保健所の職員となった場合において、医師または歯科医師となった後の在職期間が、貸与期間の二分の三に相当する期間に達したときは、貸与された修学資金の全部の返還を要しないものとしたこととあります。なお、在職期間がこの二分の三に相当する期間に満たない場合には、その一部を免除することができるものとしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由並びにその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いする次第であります。

次はたいま提案されました結核予防法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

本改正の要点は、結核予防法に基く健康診断、ツベルクリン反応検査または予防接種に要する実費を受診者またはその保護者から徴

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

取しないこととしましたこととあります。

従来健康診断実施者または予防接種実施者は、結核予防法に基いて実施した健康診断、ツベルクリン反応検査または予防接種の実費を受診者またはその保護者から徴収することができるとの規定により、受診者の種別によりそれぞれ実費を徴収していたのでありますが、この際、実費徴収に関する規定を削除することにより、健康診断、予防接種の実施の徹底をはかり、もって結核予防対策の一そのの推進を期そうとするものであります。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決されますようお願いいたします。

二、衆議院社会労働委員長報告(三月二十六日)

(公衆衛生修学資金貸与法(昭三二一法六五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(三月三十一日)

(失業保険法の一部を改正する法律(昭三二一法四五)の委員長報告と一括して掲載)

◎健康保険法等の一部を改正する法律

(昭三三、三、三一法四二)

一、提案理由(二月十八日)

○神田国務大臣 ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び本法律案の概要について御説明申し上げます。

健康保険制度は、わが国の社会保障制度の一大支柱をなす制度として労働者の生活になくはならぬ重要な意義を有しておりますが、近年その医療費は年を追うて増高し、特に中小企業を対象とした政府管掌健康保険においては、昭和二十八年末以来今日まで収支の不均衡を続け、保険経済はきわめて困難な事態に立ち至ったのであります。その後各種の行政上予算上の措置を講じて一応収支均衡を保ち得たのであります。

昭和三十一年度に入ってから政府管掌健康保険財政は、一般経済界の著しい好況の中にあつて、相当好転を示しておりますものの、しかしながら、三十二年度につきましては、依然好景気は持続するとはいへ、現状のまま放置する場合には、本年度に異常に増加した被保険者の影響等もあつて、相当額の赤字はやむを得ないと見込まれておるのであります。

今国会に継続して御審議をわすらわしております健康保険法等改正案は、このような不安定な健康保険財政を根本的に立て直そうと

健康保険法等の一部を改正する法律

するものであります。同時に、制度そのものの合理化をはからんとするものであります。すなわち、医療保障制度の確立を促進する見地に立つて政府管掌健康保険事業の発展をはかるために、新たに国庫よりの補助を明文化するとともに、一方、制度上必要な措置として被保険者一部負担制の改訂をいたし、また、保険医療組織、診療報酬審査機構等について制度の合理化を行い、もって健康保険制度が高い医療水準を維持しつつ発展していくことをはからんとしたものであります。国民全部の要望であります国民皆保険を実現するに当り、その一大支柱ともいふべき健康保険制度の基礎的な地固めをぜひともやっておかなければならないと考へた結果立案されたものであります。以上の理由によりまして、第二十五臨時国会で本改正法案を提案して、今二十六国会でさらに継続して、御審議をわすらわしている次第であります。

今回の改正案の内容といたしましては、国庫より財政補助を行うことを法律上明文化し、三十一年度及び三十二年度には三十億円を一般会計から受け入れることといたし、標準報酬等級の区分を改訂いたしましたとともに、保険機構の整備をはかるため、保険医、保険薬剤師制度を改め、わが国の医療の実態に応じ機関指定方式を採用すること、社会保険診療報酬支払い基金の審査機構の整備をはかることといたし、また、療養の給付を受ける者に対する一部負担金につきましては前回の案より若干負担を軽減することといたしました。が、なおそのほか改正を機会に従来から問題のありました点について制度の不備を是正し、その他制度の合理化をはかるために若干の

改正をあわせて行うことにいたしましたのであります。

次に改正案の内容を要約いたしますと、

第一に、国庫は予算の範囲内において政府管掌健康保険事業の執行に要する費用の一部を補助するものとすること。

第二に、標準報酬等級区分を最低四千円から最高五万二千円の二十四等級とすること。

第三に、療養の給付を受ける者の負担すべき一部負担金の範囲を拡張すること。

第四に、保険医療制度について個人指定方式の長所をとり入れた機関指定方式を採用すること。

第五に、継続給付を受けるための資格期間を一年に延長すること。

第六に、不正受給者に対して損失を補てんさせる措置を講ずること。

第七に、被扶養者の範囲を明確化すること。

第八に、厚生大臣または都道府県知事の検査に関する規定を整備すること。

第九に、社会保険診療報酬支払い基金における診療報酬請求書の審査機構を整備すること等であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由並びに法律案の要旨であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次はただいま議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

船員保険制度は船員の疾病、老齢、死亡、失業等の各部門にわたる総合的社会保険として、海上労働者の福祉の向上のために重大な役割を果たしてきたものでありまして、この制度は、我が国海運業及び水産業の発展のためにも重要な基盤となっているものであります。

ところで最近数年来医療費等の支出増加のため、その医療給付部門におきまして収支の不均衡を生じたので、これに対処するため標準報酬の適正把握、保険料収納率の向上、不正受給の排除等各種の行政措置を講じて参つたのであります。給付費の支出は増加の一途をたどり、財政の実情は依然として深刻なものがあるのであります。

今回の改正案は、このような情勢に対処するため、現行制度の不備を是正するとともにその合理化を行うことを目途とするものでありまして、その内容の要点について説明しますと、

第一に、国庫は予算の範囲内において、船員法の災害補償に相当する給付に要する費用を除き、船員保険事業の執行に要する費用の一部を補助するものとする旨の規定を設けることでありまして、その結果とりあえず昭和三十一年度及び昭和三十二年度においては一億円を一般会計から補助することといたしております。

第二に、将来にわたって船員保険の健全な発展を確保するため、新たに一部負担の制度を設けることとあります。

る法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生年金保険の標準報酬の最低を引き上げるとともに、現行の厚生年金保険法の施行前に被保険者の資格を喪失した女子に対する脱退手当金の支給条件を緩和し、あわせて規定の整備を行いますことと内容としておるのであります。

すなわち、改正点の第一は、健康保険法の改正と歩調を合せ、標準報酬の最低を現行の月額三千円から月額四千円に引き上げることとでございます。

第二は、現行の厚生年金保険法の施行前に被保険者の資格を喪失した女子の一部に対しても脱退手当金を支給し得るような規定を設けようとするものであります。すなわち同様の事情にある男子に対しましては現行の厚生年金保険法により支給できるようになっておりますので、これと均衡をとりまして、女子に対しても脱退手当金を支給し得る根拠規定を設けようとするものであります。

第三は、規定の整備を行うこととあります。現行の厚生年金保険法は、その施行より約三年近くなりませんが、この間の経過を検討いたしますと、多少規定の明確を欠く面がありますので、これを明らかにし、解釈上の問題が生ずることを避けるため、所要の規定の整備を行うものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

その実施内容につきましては、船員保険の特殊事情を十分考慮して初診の際に定額を被保険者が保険医療機関に支払うこととし、船員法に規定する災害補償に相当する療養の給付につきましては、船主が補てんの責めに任ずることといたしておるのであります。

第三に、保険料率につきましては、失業保険の適用を受けるものについては千分の五、失業保険の適用を受けないものについては千分の七を引き上げようとするものであります。

以上のほか、第四に標準報酬等級の区分を改め、最低を五千円とする。

第五に、報酬が歩合によって支払われる場合の報酬月額の算定方法を改め、前年度における実績を基準として算定するものとする。

第六に、職務外傷病に対する資格喪失後における療養の給付等につき原則として一年につき三月の資格期間を設けること。

第七に、独身入院者の職務外の事由による傷病手当金の支給額を百分の五十とすることのほか、健康保険法の改正に準じ被扶養者の範囲の明確化、保険医療制度の整備等各般の改正を行おうとするものであります。

以上が、この法律案を提案する理由並びに法律案の要旨であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

健康保険法等の一部を改正する法律

二、衆議院社会労働委員長報告(三月十三日)

○藤本捨助君 たいま議題となりました健康保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案の三法案につき、社会労働委員会における審査の経過並びにその結果の概要を御報告申し上げます。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

健康保険制度は、今や、わが国の社会保障制度の中核をなす制度として、労働者の生活に不可欠の重要な意義を有しておりますが、近年その医療費は年を追うて増高し、特に中小企業を対象とする政府管掌健康保険におきましては昭和二十八年末以来収支の不均衡を続け、保険経済はきわめて困難な事態に立ち至ったのであります。この情勢に対処して、政府は、各種の行政上、予算上の措置を講じて収支の均衡をはかつて参りましたほか、去る第二十二回国会及び第二十四回国会にそれぞれ本法の一部改正法律案を提出したのであります。いずれも審議未了となっております。

昭和三十一年度以降におきましては、政府管掌健康保険財政は、一般経済界の著しい好況とともに、相当好転を示してはおりますけれども、昭和三十二年度においてもまた、現状のままにこれを放置する場合におきましては、なお相当額の赤字を見込まざるを得ない実情でありますので、かかる不安定な健康保険財政を根本的に立て直すとともに、制度そのものの合理化をはかるため、第二十五回国

会に三たび本法の一部改正法案が提出せられ、引き続き本国会に継続審査として付託されたのでございます。すなわち、医療保障制度の確立を促進する見地に立って、政府管掌健康保険事業の発展をはかるため、新たに国庫からの補助を明文化するとともに、他面、制度上必要な措置として、被保険者一部負担制の改訂をし、また、保険医療組織、診療報酬審査機構等について制度の合理化を行い、も

つて健康保険制度が高い医療水準を維持しつつ発展することをはからんとするものでありまして、全国民の要望する国民皆保険を実現するに当り、その根幹ともいふべき健康保険制度の基礎的な地固めをいたそうとするのが、政府の本法法律案提案の理由であります。

次に、そのおもなる内容について申し上げます。第一は、国庫は、予算の範囲内において、政府管掌健康保険事業の執行に要する費用に対し補助を行うことを法律上明文化し、昭和三十一年度及び三十二年度には、それぞれ三十億円を一般会計から受け入れることとしたこととあります。第二は、標準報酬等級区分を最低四千元から最高五万二千円の二十四等級とすることであり、第三は、療養の給付を受ける者の負担すべき一部負担金の範囲を広げたことであり、第四は、保険医療制度について、個人指定方式の長所を取り入れた機関指定方式を採用することであり、第五は、継続給付を受けるための資格期間を一年に延長することであり、第六は、不正受給者に対して損失を補てんさせる措置を講ずることであり、第七は、被扶養者の範囲を明確化することであり、第八は、厚生大臣または都道府県知事の検査に関する規定を整備することであり、第九は、

社会保険診療報酬支払基金における診療報酬請求書の審査につき、その公平正確を期するため、審査機構を整備すること等でありま

す。次に、船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

船員保険制度は、船員の疾病は、老齢、死亡、失業等の各部門にわたる総合的社会保険として、海上労働者の福祉向上のために重大な役割を果してきたものであります。最近数年来、医療費等の支出増加のため、その医療給付部門におきまして収支の不均衡を生ずるに至りましたので、これに対処するため、政府は、標準報酬の適正把握、保険料収納率の向上、不正受給の排除等、各種の行政措置を講じたほか、第二十二回国会及び第二十四回国会にそれぞれ本法の一部改正法律案を提出したのであります。いずれも審議未了となり、船員保険財政の実情は依然として深刻なものがございすので、現行制度の不備を是正し、その合理化をはかるため、第二十五回国会に三たび本法の一部改正法案が提出せられ、引き続き本国会に継続審査として付託されたものでございます。以上が政府の本改正法律案提案の理由であります。

次に、本改正法案のおもなる内容について申し上げます。第一は、国庫は、予算の範囲内において、船員保険法の災害補償に相当する給付に要する費用を除き、船員保険事業の執行に要する費用の一部を補助することとし、その結果、昭和三十一年度及び三十二年度においては、それぞれ一億円を一般会計から補助することとい

健康保険法等の一部を改正する法律

たしておるのであります。第二は、健康保険法と歩調を合せ、新たに一部負担の制度を設けたことであり、第三は、保険料率につき、失業保険の適用を受ける者については千分の五、失業保険の適用を受けない者については千分の七を引き上げたことであり、第四は、標準報酬等級の区分を改め、その最低額を五千元としたことであり、第五は、報酬が歩合によって支払われる場合の報酬月額の算定方法は、前年度における実績を基準として算定することとしたことであり、第六は、職務外傷病に対する資格喪失後における療養の給付は、原則として一年につき三月の資格期間を設けたことであり、第七は、独身入院者の職務外の事由による傷病手当金の支給額を百分の五十とするもののほか、健康保険法の改正に準じ、被扶養者の範囲の明確化、保険医療制度の整備等、各般の改正を行なったこととあります。

次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。本改正法案の要旨の第一は、健康保険法の改正と歩調を合せ、標準報酬の最低の現行の月額三千円から月額四千元に引き上げることであり、第二は、現行の厚生年金保険法の施行前に被保険者の資格を喪失した女子の一部に対して、脱退手当金の支給条件を緩和いたそうとすることとあります。

以上の三法案は、第二十五回臨時国会において、十二月四日本委員会に付託せられ、翌五日小林厚生大臣より提案理由の説明を聴取したのでありますが、継続審査となりました本国会におきまして

は、二月十八日神田厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、連日長時間にわたり、本月九日及び十一日には、特に岸内閣総理大臣及び池田大蔵大臣の出席を求めて、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。

そのうち、最も議論の中心となつた問題として、まず、「療養の給付を受ける者の一部負担金の範囲を拡張することは社会保障の後退ではないか」との論に対して、「健康保険制度の健全なる発達をはかる見地から、この程度の一部負担をすることは、被保険者における負担の均衡の見地からするも、むしろ当然である」との答弁があり、「政府管掌の健康保険事業の執行に要する費用の一部を国庫が補助することを明文化したことについて、将来健康保険財政が赤字になったら、国庫補助金は出さないつもりか。さらに一歩を進めて、すみやかにこれを定率化すべきではないか」との論に対しては、「社会保障制度の充実が政府の重要施策であるから、今回の国庫補助は、単なる赤字対策としての臨時補給金ではなく、当然に恒久的性格のものであるから、将来健康保険財政が赤字になつても、これをやめないのみならず、今後、国民健康保険制度におけるがごとく、これを定率化することに向けて努力する」旨の答弁がございました。また、「健康保険財政の赤字の重要な原因となつておる結核に対して、すみやかに抜本的措置を講ずべきである」との論に対しては、「今回別途提案の結核予防法の一部改正は、まさにその計画の一端を現わしたものであるが、政府としては、国民病たる結核に対し、その予防、治療、予後を通じて、一貫した強力なる施策の実

施について、今後とも十分努力をいたす」旨の答弁があり、さらに、「四カ年計画で国民皆保険を実施せんとする建前上、まず五人未満の事業所における労働者をも本法を適用する対象にすべきである」との論に対しては、「これらの事業所における雇用の実態を把握することは事務的に困難な問題であるが、今後これが実態を明らかにした上、いずれかの医療保険の対象とするよう努力したい」との答弁がございました。

以上のほか、組合管掌の健康保険事業に対しても国庫補助を行うこと、公私医療機関の待遇を平等にすること等の諸問題について、きわめて熱心なる質疑応答が行われておるのであります。

なお、本改正法案の重要性にかんがみ、去る六日、日本経営者団体連盟理事牛尾榮次君外八名の参考人を招致して意見を聴取したのであります。これらの詳細については会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、一昨十一日の委員会において質疑を打ち切りましたところ、これら三法案について、自由民主党野沢清人君外四名の提案にかかる次の修正案が提出せられ、野沢委員よりその趣旨の説明がございました。その要旨は、健康保険法等の一部を改正する法律案については、第一、社会保険診療報酬支払基金法の一部改正の項を削除して、基金の審査機構については現行法通りとすること、第二、これに伴い、本法案の題名を健康保険法の一部を改正する法律案に改めること、及び、第三、本法の施行期日について、国庫補助に関する第七十条ノ三の規定は公布の日から、その他の規定は公布の日か

ら起算して二カ月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することに改めたほか、これに伴う規定の整備を行なつたことであり、

船員保険法の一部を改正する法律案については、その施行期日を改めて、国庫補助に関する第五十八条ノ二の規定は公布の日から、報酬が歩合によつて支払われる場合の標準報酬の算定方法に関する第四条及び第四条ノ二の改正規定は、公布の日から起算して五カ月をこえない範囲内で政令で定める日から、その他の規定は公布の日から起算して二カ月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することとするほか、これに伴う規定の整備を行なつたものであり、厚生年金保険法の一部を改正する法律案については、その施行の日を公布の日から起算して二カ月をこえない範囲内で政令で定める日に改めるほか、これに伴う規定の整備を行なつたものであります。

次いで、三法案に対する右の各修正案及び修正部分を除く原案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して中川俊思君より修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意見が述べられ、その際、あわせて、健康保険法の運営に関し次の附帯決議案が提案せられ、その趣旨の弁明がございました。

朗読いたします。

附帯決議案

(一) 政府は、この法律に定める保険医及び保険薬剤師の登録制度及び保険医療機関並びに保険薬局の指定制度の実施に当つては、医療担当者の地位を不当に害することのないよう関係団体との連絡を密にして制度の効果的運営に細心の注意を払うこと

健康保険法等の一部を改正する法律

もに、特にいわゆる「個人開業」の保険医療機関及び保険薬局については、指定更新の手續を極力簡易にするよう配慮すべきである。

(二) 政府は、医療の国民皆保険の完全な実現を期するため、健康保険に対する国庫負担制度の根本理念を明確にし、これに伴い、組合管掌の健康保険に対しても、国庫負担の途を考慮すべきである。

(三) 政府は、現行健康保険の診療報酬の点数並びに単価を含む診療報酬支払方式を再検討し、医師、歯科医師及び薬剤師の待遇改善を速に行うことを要望する。

(四) 現在医師会、歯科医師会、薬剤師協会の三団体については、従前におけるが如き特別の法制がないため、国民医療の普及発達並びに公衆衛生の向上を図るべきこれら団体本来の使命達成上、真に遺憾なる状態にあるものと云わざるを得ない。

よつて政府は、速かに医師、歯科医師及び薬剤師関係の団体につき調査研究のうえ、我が国医療の健全なる発達に資すべき制度を樹立すべきことを要望する。

右決議する。

かくて、討論を終了し、健康保険法等の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案について、おのおのその修正案並びに修正部分を除く原案について順次採決に入りましたところ、それぞれ修正議決すべきものと決し、また附帯決議案について採決に入りましたところ、

これまた可決した次第でございます。

なお、この際申し上げます。右三案に關しましては、本日午前中の委員会におきまして、社会党の委員から補足質問及び意見の開陳が行われた次第でありまして、その結果、右三案並びにその修正案に対しては、社会党の委員諸君は反対であることが明らかになりましたので、その旨を委員会において明確にいたしました次第であります。従つて、本案並びに修正案に対する賛成者は多数であることを確認いたします。

以上をもち御報告いたします。

三、参議院社会労働委員長報告(三月三十一日)

○千葉信君 たいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びにその結果の概要を御報告申し上げます。

すでに御承知の通り、この三法案につきましては、去る第二十二及び第二十四国会におきまして、それぞれ一部改正法律案として提案されたのでありますが、いずれも審議未了となつたのであります。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この改正法律案は、過ぐる第二十四国会において衆議院が修正されました部分を取り入れ、さらに一部負担金の支払方法を改めて、

ります。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

最近数年来、船員保険は、医療給付費等の支出増加のため、その財政状態が不安定になりつつあります。これに対処するため、現行制度を是正するとともに、その合理化を行うことを目途として、この改正案が提出されたのであります。

改正の要点の第一は、国庫は予算の範囲内において、船員法の災害補償に相当する給付に要する費用を除き、船員保険事業の執行に要する費用の一部を補助するものとする旨の規定を設けることである。第二は、将来にわたつて船員保険の健全な発展を確保するため、新たに一部負担の制度を設けることである。第三は、保険料率につきましては、失業保険の適用を受けるものについては千分の五、適用を受けないものについては千分の七を引き上げようとするものであります。第四は、標準報酬等級の区分を改め、現行の最低四千元を五千元とすることとあります。第五は、報酬が歩合によつて支払われる場合の報酬月額算定方法を改め、前年度における実績を基準として算定するものとしたこととあります。

第六は、職務外傷病に対する資格喪失後における療養の給付等につき、原則として一年につき三カ月の資格期間を設けることとしたのであります。第七は、独身入院者の職務外の事由による傷病手当金の支給額を百分の五十とすることのほか、健康保険法の改正に準

健康保険法等の一部を改正する法律

去る第二十五国会に三たび提案されたものであります。衆議院におきましては、継続審査として今国会に持ち越されて審議された次第であります。

昭和二年以来実施されております健康保険制度は、わが国における社会保障制度の支柱をなす制度として、今日まで約三十年間、労働者の疾病、負傷時における療養と生活の保障を行うものとして、重要な意義を有しておりますが、近年、その医療費は年を追つて増高し、特に賃金水準の低い中小企業を対象とした政府管掌健康保険におきましては、昭和二十八年以来、給付費が十分に保険料収入を上回るに至り、保険財政はきわめて困難なる事態に立ち至つたのであります。

改正案の内容を要約いたしますと、第一に、国庫は予算の範囲内において、政府管掌健康保険事業の執行に要する費用の一部を補助するものとする。第二に、標準報酬等級区分を最低四千元から最高五万二千元の二十四等級とすること、第三に、療養の給付を受ける者の負担すべき一部負担金の範囲を拡張すること、第四に、保険医療制度について、個人指定方式を取り入れた機関指定方式を採用すること、第五に、継続給付を受けるための資格期間を一年に延長すること、第六に、不正受給者に対して損失を補てんさせる措置を講ずること、第七に、被扶養者の範囲を明確化すること、第八に、厚生大臣または都道府県知事の検査に関する規定を整備すること、第九に、社会保険診療報酬支払基金における診療報酬請求書の審査機構を整備すること等であり、以上が本法律案の概要であ

じ、被扶養者の範囲の明確化、保険医療制度の整備等、各般の改正を行おうとするものであります。

以上が、この法律案の概要であります。

次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案につきまして、改正のおもなる内容を御説明申し上げます。

すなわちその第一は、健康保険法の改正と歩調をあわせ、標準報酬の最低を現行の月額三千元から月額四千元に引き上げることとあります。第二は、現行の厚生年金保険法の施行前に被保険者の資格を喪失した女子の一部に対しても、脱退手当金を支給し得るような規定を設けようとするものであります。すなわち、同様の事情にある男子に対しましては、現行の厚生年金保険法により支給できるやうになつておりますので、これと均衡をとりまして、女子に対しても脱退手当金を支給し得る根拠規定を設けようとするものであります。第三は、規定の整備を行うこととあります。現行の厚生年金保険法は、第十九回国会において全面改正が行われて、その施行より約三年近くなり、この間の経過を検討いたしますに、多少規定の明確を欠く面がありますので、これを明らかにし、解釈上の問題が起ることを避けるため所要の規定の整備を行うというものであります。

以上がこの法律案の提出の理由であります。

この三法案は、それぞれ衆議院において修正議決されたのであります。その要旨を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律案については、第一、社会保

除診療報酬支払基金法の一部改正の項を削除して、基金の審査機構については現行通りとすること、第二、これに伴い本法律案の題名を健康保険法の一部を改正する法律案に改めること、及び第三、本法の施行期日について、国庫補助に関する第七十条の三の規定は公布の日から施行し、その他の規定は公布の日から起算して二カ月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することに改めましたほか、これに伴う規定の整備を行なったことであり、船員保険法の一部を改正する法律案は、その施行期日につきまして、国庫補助に関する第五十八条の二の規定は公布の日から、報酬が歩合によって支払われる場合の標準報酬の算定方法に関する第四条及び第四条の二の改正規定は、公布の日から起算して五カ月をこえない範囲内で政令で定める日から、その他の規定は公布の日から起算して二カ月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することとするほか、これに伴う規定の整備を行なったものであり、厚生年金保険法の一部を改正する法律案については、その施行の日を公布の日から起算して二カ月をこえない範囲内で政令で定める日に改めるほか、これに伴う規定の整備を行なったものであります。

なお、健康保険法の運営に関しては、衆議院社会労働委員会におきまして、修正と同時に付帯決議を付せられたのであります。すなわちその要点の第一は、保険医療機関及び保険薬局に関する指定期限の手続を簡易化すること、第二は、国庫負担制度の根本理念を明らかにすること、第三は、医師、歯科医師及び薬剤師の待遇を改善すること、第四は、医師会、歯科医師会及び薬剤師協会を法制

化することの四項目についてであります。本委員会におきましては、さきに山下義信君外四名の発議による健康保険法等の一部を改正する法律案が、第二十五臨時国会に提案せられ、今二十六国会に継続審査となっており、政府の提案にかかる右三法案と一括して審議が進められた次第であります。衆議院より送付されました政府提出の右三法案は、三月十四日に本委員会に付託され、委員会においては、まず厚生大臣より提案理由の説明を聴取するとともに、野沢衆議院議員より、衆議院における修正理由の説明を聴取したのであります。本月二十五日には公聴会を開催し、二十六日に岸総理の出席を求めまして、社会保険制度に対する岸構想について質疑応答し、二十七日より改正案の実質的審議に入つたのであります。

委員会におきましては、主として健康保険法の改正問題について熱心なる質疑が集中し、今回の政府提案が、社会保険審議会に諮問すべき建前を無視して、三たび提出されたことに對する疑義について、また衆議院における修正点並びにこれに関連する部分について検討が加えられ、しかる後に改正案に對する審議を慎重に行なつたのであります。そのうち最も論議の中心となつた問題といたしましては、「衆議院で付帯決議をつけた趣旨は、法律の修正だけでは不十分であるという意味であるか」との質問に對し、野沢衆議院議員は、「法律の改正については、修正点だけでよいと思つてゐるが、たまたま誤解される部分が相当あるのではないか」ということを配慮した結果である」との答弁があり、さらに「単価改訂の方針と

その実現性及び一部負担と単価値上げとの相関性をいかに考えるか」との質問に對しては、「単価の問題はこれ以上放置できないので、これを値上げするという前提で調査を進めたい、これが実現については、多年の懸案事項で問題の焦点もきまつてゐるから、長いことではないと思ふ、税制との問題もその際に考慮する、一部負担と単価値上げとは全く関連がない」と答弁し、また、「本改正案では、国庫は予算の範囲内において補助するという規定になつてゐるが、これを定率化する考えはないか」という趣旨の質問に對しては、「本改正案が通過した後において、将来、国庫負担を定率に持つて行くことについては考慮してみたい」という趣旨の答弁がありました。

標準報酬の問題につきましては、「標準報酬の引き上げは、中小企業労働者の賃金の実態から見ても、低額所得階層に不当な圧迫を加えるものである」という質問に對しては、「標準報酬を賃金ベースの上昇に即応して改訂したのであり、報酬額の引き上げによつて影響を受ける三千円から四千円未満の者は全保険者のわずか一％に過ぎず、この点ではマイナスの面があるかもしれないが、傷病手当金が増額するのでプラスの面もある」との答弁があり、一部負担については、「一部負担の性格をどう考えるか、また初診の際に百円に満たない場合、その額を収納することは保険事務を複雑化するのではないか」との質問に對しては、「赤字を埋めるための一部負担ではなく、保険制度を完備して行く上において、国が負担すると同時に、これを健全ならしめるために患者に負担してもらふ考えである。また、将来点数表の改訂によつて百円未満をなくするかもしれ

ないが、七十五円しかかからないのに百円を徴収することは妥当性を欠いている」との答弁がありました。なお、医療機関の指定問題については、「医療機関の指定と保険医の登録については、地域指定や定員制を考慮されてゐるのではないか」という趣旨の質問に對しては、「かようなことは考へてゐない、今日の医療機関保険医指定をそのまま機関指定し、保険医の登録として行きたい」という答弁があり、「医療機関の指定が取り消された場合、何ら不正を働かない善意の保険医までが保険診療の場所を失ひ、生活権を奪われることになる、これは刑法的連座制の採用ではないか」との質問に對しては、「これは共同責任の原理を採用したのではない、指定の取り消しを受けた医療機関の保険医は、他の場所でも幾らでも診療に携わることができるのであり、現在の場所を医療担当者の単位と考へず、医療がいわゆる機関というものによつて行われてゐる実情を重視して、いわゆる二重指定方法を採用したのである」と答弁し、「医療機関を三つの種類に分けてゐるが、これらの機関に對する異なる行政効果を及ぼすことによつて差別待遇をするのではないか」という質問に對しては、「第四十三条の一、二、三項に規定されてゐる諸医療機関は、不特定多数者を診療の対象とするか、特定多数を対象とするかによつて、その存立目的を異にしてゐるのである、特に差別待遇する意図はない」との答弁がありました。

また、船員保険法の一部を改正する法律案については、「海上勤務者の標準報酬の最高額を据え置きにしていることは、傷病手当金

等について、陸上勤務者との間に均衡を失するところがあると思ふ
「がいかん」との趣旨の質問に対しては、「陸上と海上とのアンバラ
ンスを是正するため、その標準報酬を引き上げるということは了解
できるので、適当な機会に検討を加え、すみやかに改訂したい」と
の答弁がありました。

以上のほか、国民皆保険に対する基本方針、結核問題の根本対
策、私的医療機関のあり方、医療担当者の待遇改善等の諸問題につ
いても、きわめて熱心なる質疑応答が続けられたのであります。

なお、本改正案の重要性にかんがみまして、前述のごとく公聴会
を開催したのでありますが、公聴会には、医療担当者、被保険者、
事業主の各代表者、学識経験者等十名の公述人を招き、本案に対す
る意見の陳述を求めたのであります。各公述人は、みな本案に重大
な関心を持ち、それぞれの立場から、きわめて貴重な意見の陳述が
ありましたが、その詳細につきましては会議録により御承知願いた
いのであります。

かくて、質疑を終りましたところ、内閣提出衆議院送付の三法案
について、自由民主党谷口弥三郎君外一名より、修正案が提出せら
れ、谷口委員より、その趣旨説明がありました。その要旨は、ま
ず、健康保険法等の一部を改正する法律案については、「一、標準
報酬等級区分の最低を三千円から四千円に引き上げることを取りや
めること。二、いわゆる個人開業医の機関指定の更新については、
指定の期間終了前三月までの間に別段の申し出がない限り、申請が
なくとも指定の申請があったものとみなすこと。三、一部負担金中、

入院の場合の一日三十円三カ月を、一日三十円一カ月とすること。
四、一部負担に関する規定の施行期日を七月一日とし、その他の規
定は、それぞれの性質に応じ、施行期日を調節すること」等であり
ます。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案については、「一部負
担に関する規定の施行期日を七月一日とし、その他の規定は、それ
ぞれの性質に応じ施行期日を調節すること」であります。

また、厚生年金保険法の一部を改正する法律案については、「標
準報酬等級区分の最低を三千円から四千円に引き上げることを取り
やめること」であります。なお、本修正案は予算を伴うので、これ
に対する内閣の意見を求めたところ、厚生大臣より、「修正案に同
意する」旨を表明されました。

次いで、三法案に対する右の各修正案及び修正部分を除く衆議院
送付案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して
高野一夫君より賛成の意見が述べられ、日本社会党の山下義信君よ
り反対の意見を述べられたのであります。早川懐一君は、緑風会の
多数意見を代表して賛成の意を表せられ、竹中恒夫君は、無所属ク
ラブの多数意見を代表して反対の意を表明せられ、また、日本社会
党の坂本昭君からも反対の意見が述べられたのであります。

かくて討論を終了し、内閣提出の健康保険法等の一部を改正する
法律案、船員保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法の
一部を改正する法律案について、おのおのその修正案並びに修正部
分を除く衆議院送付案について、順次採決に入りましたところ、多

数をもって、それぞれ修正議決すべきものと決定いたしました。

なおその際、日本社会党片岡文重君より、船員保険法の一部を改
正する法律案に対し、付帯決議を付することの動議が提出せられ、
その趣旨について説明がありました。その付帯決議案を朗読いたし
ます。

付帯決議案

健康保険の被保険者の標準報酬額を引き上げた反面、船員保険
の被保険者の標準報酬を最高三万六千円に据え置き、しかも被保
険者の一部負担制度をなすことは、船員保険の療養給付の主旨か
ら見て矛盾を感じられるから、船員保険法については、早急に根
本的な改正について検討の必要がある。

右決議する。

右の付帯決議案について採決いたしました結果、全会一致をもつ
て可決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

◎厚生年金保険法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三一法四三)

一、提案理由(二月十八日)

(健康保険法等の一部を改正する法律(昭三二―法四二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(三月十三日)

(健康保険法等の一部を改正する法律(昭三二―法四二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(三月三十一日)

(健康保険法等の一部を改正する法律(昭三二―法四二)の委員長報告と一括して掲載)

◎船員保険法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三一法四四)

一、提案理由(二月十八日)

(健康保険法等の一部を改正する法律(昭三二―法四二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(三月十三日)

(健康保険法等の一部を改正する法律(昭三二―法四二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(三月三十一日)

(健康保険法等の一部を改正する法律(昭三二―法四二)の委員長報告と一括して掲載)

◎失業保険法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三二法四五)

一、提案理由(二月二十一日)

○松浦国務大臣 失業保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

失業保険法は、被保険者が失業した場合に失業保険金を支給してその生活の安定をはかることを目的とし、昭和二十二年第一回国会において制定され、その後数次の改正によって、制度の整備充実が行われ、今日までよくその機能を果たしてきたことは、すでに御承知の通りであります。また、日雇い労働者の失業保険制度は、昭和二十四年第五回国会において、日雇い労働者の失業対策の一翼をなすものとして失業保険法の一部改正の際に創設され、自來、日雇い労働者の生活の安定のために寄与してきたのであります。

しかるに、最近における日雇い労働者の賃金の実情から見まして、現行の日雇い失業保険の給付内容は、必ずしも実情に沿わなくなりまして、その給付内容を改善し、一そう効果のある日雇い労働者の生活の安定をはかりたいと存する次第であります。

また、この機会に、日雇い労働者の失業保険制度の適用区域の整備をはかり、さらに日雇い労働被保険者を一般の失業保険の被保険者に切りかえる取扱いを実情に即して行うよう措置いたすことにも、失業保険金額の自動的変更に関する規定を合理化する等、失業

保険事業の一そう円滑なる運営をはかるため、失業保険制度を整備いたしたいと存する次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。次にその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、日雇い労働者の失業保険制度について、失業保険金に二百円の日額を新たに設け、従来の百四十円及び九十円の日額のうち九十円の日額を廃止し、保険給付内容の改善をはかった点でございます。

これは、失業保険の被保険者である日雇い労働者の平均賃金がこの制度創設の当時に比して相当上昇しており、失業対策事業の就労者の賃金も来年度より引き上げられることとなりますので、この機会に失業保険金の引き上げを実施することといたし、新たに二百円の失業保険金の日額を定めたのであります。また従来の九十円の失業保険金の日額につきましては、この段階に属するものが、ほとんどまれであり、存続する実益がありませんので、これを廃止いたしました。

二百円の失業保険金は、賃金日額二百八十円以上の被保険者について支給することといたしますが、その結果被保険者中約七〇%の者がこれに該当することとなるのであります。

なお、給付内容の改善に伴いまして、保険料額につきましても、新たに賃金日額が二百八十円以上の被保険者についての保険料を十円と定め、これを事業主及び被保険者が折半負担することといたしました次第であります。

次に日雇労働者の失業保険制度の適用区域を整備いたすこととした点であります。

この失業保険制度の適用区域は、従来市町村単位に定められておったのでありますが、最近の市町村合併の結果市町村の区域は著しく拡大されることとなったのであります。適用区域の拡大されたことに対しましては、公共職業安定所の分庁舎を増設する等その機能を強化し、これに対処いたしておりますが、山間僻地、離島等においては日雇い労働者の数も少く、そのすべてにわたって対処することは不可能であり、日雇い労働者がこの日雇い失業保険制度を利用することができない事情が実際問題として生じておりますので、かかる地域については適用区域から除外することが道を開くことといたしましたのであります。

次に日雇い労働被保険者を一般失業保険の被保険者に切りかえる取扱いを実情に沿うよう改めることとした点であります。

従来日雇い労働被保険者が二月の各月において十八日以上または六月において六十日以上同一事業主に雇用された場合は、すべて一般の被保険者となつていたのでありますが、港湾関係の事業、建設業等におきまして日雇い労働者が同一事業主に継続的に雇用される常態におきましてもない場合は、かかる日雇い労働被保険者については、公共職業安定所長の認可を受けることにより、一般失業保険の被保険者に切りかえることなく、引き続き日雇い労働者の失業保険の被保険者となることができるよう実情に即した取扱いをすることとしたのであります。

失業保険法の一部を改正する法律

次に一般の失業保険制度における失業保険金額の自動的変更について合理化をはかったこととあります。

現行法では、労働省で作成する毎月勤労統計における工場労働者の平均給与額の上昇または低下した比率が二〇%をこえるときは、失業保険金額表を改正することとし、その改正前に離職して改正時に現に受給中の者に対しては、平均給与額の上昇または低下の比率に応じて一律に増額または減額した失業保険金を支給することとなつておりますが、一年以上数年を経過して初めて二〇%の上昇または低下があるような場合においては、現行法によるこの増額または減額の措置は、著しく不合理な結果を生ずるものでありますので、失業保険金の増額または減額の措置は、失業保険金額表の改正が行われた場合において、その改正の基礎となつた月前の十二月間における労働者の平均給与額の上昇または低下の比率が二〇%をこえるものであるときに限り行うこととし、かつ、その増額または減額についても、一律の率によることなく、受給者の離職した月にかかる平均給与額に対する当該改正の基礎となつた平均給与額の上昇または低下の比率を配慮して措置することとしたのであります。

以上が今次改正の主眼とするところでありますが、このほか必要な条文の整備を行い、一そう適正な法の運用をはかりたいと存する次第であります。

何とぞ御審議の上すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(三月二十六日)

(公衆衛生修学資金貸与法(昭三二一法六五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(三月三十一日)

○千葉信君 たいま議題となりました失業保険法の一部を改正する法律案並びに原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案について、社会労働委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

まず、失業保険法の一部を改正する法律案について申し上げますと、失業保険法は、被保険者が失業した場合、失業保険金を支給してその生活の安定をはかることを目的とし、昭和二十二年に制定され、その後、数次にわたる改正により制度の整備が行われてきて今日に至っております。また、日雇い労働者の失業保険制度は、昭和二十四年の失業保険法の一部改正の際に創設され、今日に至ったものであります。しかしながら最近における日雇い労働者の賃金の実情からみて、現行の日雇い失業保険の給付内容は、実情に沿わなくなりまして、従来の失業保険金日額百四十円及び九十円のうち、日額九十円は、これを廃止し、新たに日額二百円を設けて保険給付内容の改善をはかるとともに、保険料額についても、賃金日額二百八十円以上の被保険者についての保険料を十円と定め、これを事業主及び被保険者に折半負担せしめんとするものであります。

ます。

本法律案の要点の第一は、原子爆弾が投下された当時、広島市、長崎市に居住していた者、その他原子爆弾の放射能の影響を受けていると考えられる者に対し、その申請により、毎年健康診断及び必要な健康上の指導等を管理を行うこととあります。第二は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、または疾病にかかり、現に医療を要する状態にあるような被爆者に対しましては、その申請により必要な医療の給付を行うこととあります。第三は、医療の給付は、厚生大臣が審議会の意見を聞いて指定する医療機関において行うこととし、被爆者に適正な医療が行われるよう措置し、必要な監督規定を設けたこととあります。第四は、被爆者の医療等に関する重要事項について調査審議するため、学識経験者等よりなる原子爆弾被爆者医療審議会を設けることとあります。第五は、この法律の施行に要する費用は、全額国庫の負担とし、健康診断等、都道府県知事が行う事務について、広島市と長崎市の分は、広島市長及び長崎市長において、これを行うこととあります。

以上が本法律案の概要であります。

本法律案は、衆議院におきまして修正議決されたものであります。衆議院の修正は、本法案の付則に一項を加えて地方税法の一部を改正したこととあります。すなわち、地方税法における法人事業税の課税標準の算定方法に関する規定、並びに個人事業税の課税標準の算定に関する規定を改め、本法案に基く医療につき支払いを受けた金額は、総益金または総収入金額に算入せず、また本法案に基

失業保険法の一部を改正する法律

次に、日雇い労働者の失業保険制度の適用区域は、従来、市町村単位に定めておいたのでありますが、最近の市町村合併の結果、区域が著しく拡大されましたので、これを合理的に整備するとともに、日雇い労働被保険者を一般失業保険の被保険者に切りかえの取扱い、及び一般の失業保険制度における失業保険金額の自動的変更について、実情に沿うよう合理化をはからんとするものであります。

本案に關しましては、委員会におきまして慎重に審議を行いました。質疑のおもなる点は、日雇い労働者の失業保険金額の増加、待期日数の短縮、適用区域の整備、就労日数の増加及び失業対策の強化等についてございましたが、これらの質疑に対して、いずれも労働大臣は善処する旨答弁されました。

次いで討論に入り、採決を行なったところ、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

続いて、日本社会党藤田委員より、右の改正案に關し、付帯決議を付すべきであるとの動議が提出されました。その案文は、

政府は、日雇労働者の生活の実情にかんがみ、失業保険金額の増額をはかるとともに、待期日数等について善処するよう最善の努力をすべきである。

右決議する。

本決議案については、提出者から趣旨説明が行われた後、採決に入りましたところ、全会一致をもって可決した次第であります。

次に、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案について申し上げます。

く医療にかかる経費は、総損金または必要な経費に算入しないこととしたのであります。

本委員会におきましては、政府委員より提案理由について、衆議院議員亀山孝一君より衆議院における修正について、それぞれ説明を聴取した後、慎重審議をいたし、熱心な質疑が行われたのであります。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、質疑を終了、討論に移りましたところ、格別な意見の開陳もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三二法四六)

一、提案理由(二月八日)

(昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭三二一法二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

○山本幸一君 たいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

まず、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、さきの第二十五国会に提出され、今国会に継続審査いたされたものでありまして、その内容は、同じく別途前国会より引き続き審議中の健康保険法等の一部を改正する法律案により、政府が行う健康保険事業の執行に要する費用の一部を国庫において補助することとなつたのに伴ひまして、厚生保険特別会計の健康勘定の歳入に「一般会計ヨリノ受入金」という事項を加えるとともに、この勘定の歳入不足を補てんするため、昭和三十一年度以降七カ年度間、毎年度十億円を限度として一般会計から補てんすることに

なっているのを、昭和三十一年度以降分については昭和三十一年度以降に繰り延べることに改めようとしたしております。また、業務の取扱いに關する経費に充てるため、健康勘定、日雇健康勘定及び年金勘定の各積立金のうち、業務勘定から組み入れた金額を限度として、予算で定める金額を業務勘定に繰り入れることができることとしたしております。

本案につきましては、藤枝泉介君外二十五名提出の修正案が提出いたされております。すなわち、本案の成立を前提として、さらにこれに対する改正を行うため、別途今国会に厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案が提出いたされておるのでありますが、修正の趣旨は、この修正案の内容をそのまま原案に繰り込もうとするものでありまして、昭和三十一年度におきましても、赤字補てんのための一般会計からの繰り入れを、さらに昭和三十三年度以降に繰り延べることにいたそうとするものでございます。

本案並びに修正案につきましては、審議の結果、本三十一日、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって可決され、よって、本案は修正議決されました。

次に、船員保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、さきの第二十五国会に提出され、今国会に継続審査いたされたものでありまして、その内容は、同じく別途前国会より引き続き審議中の船員保険法の一部を改正する法律案により、船員保険事業のうち療養給付等にかかる部門の一部について国庫で補

まず、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第二十五国会に提出され、継続審査となつて今国会に至つたものでありまして、今回の健康保険法の改正において、政府管掌健康保険事業の経費の一部を国庫が補助することとなるのに伴ひまして、この会計の健康勘定の歳入に一般会計からの受け入れ金の事項を加え、また、第二十二国会の改正によつて、借入金の償還財源を一般会計から繰り入れることとなっている措置は、昭和三十一年度以降の分を昭和三十三年度以降に繰り延べる等の改正をしようとするものであります。なお、この繰り入れ措置の繰り延べは、別途、今国会に提案されております改正点をも含めまして、昭和三十三年度以降とすることに、衆議院において修正されたものであります。

次に、船員保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案も第二十五国会に提出され、継続審査となつて今国会に至つたものでありまして、今回の船員保険法の改正により、療養給付部門の財源の一部を補助することになるのに伴ひまして、この会計法の一部を改正する法律案は、この繰入金には適用しないこととし、また第二十二国会の改正により、一般会計からこの会計に給付費の財源として繰り入れることとされている措置は、昭和三十一年度以降の分について、昭和三十三年度以降に繰り延べることにしようとするものであります。なお、この繰入金繰り延べの措置

助する措置が行われることとなつたのに伴ひまして、一般会計からの受入金の精算規定等について所要の改正を行うとともに、療養給付等に要する費用の財源の一部に充てるため、昭和三十一年度以降六カ年度間、毎年度二千五百万円を限度として一般会計から船員保険特別会計に繰り入れることができることとなっているのを、昭和三十一年度以降の分については、昭和三十一年度以降に繰り延べることにいたそうとするものであります。

本案につきましては、藤枝泉介君外二十五名提出の修正案が提出いたされております。すなわち、本案の成立を前提として、さらにこれに対する改正を行うため、別途今国会に船員保険特別会計法の一部を改正する法律案が提出いたされておるのでありますが、修正の趣旨は、この修正案の内容をそのまま原案に繰り込もうとするものでありまして、昭和三十一年度におきましても、赤字補てんのための一般会計からの繰り入れを、さらに昭和三十三年度以降に繰り延べることにいたそうとするものであります。

本案並びに修正案につきましては、審議の結果、本三十一日、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって可決され、よって、本案は修正議決いたしました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

○広瀬久忠君 たいま議題となりました二つの法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

も、厚生保険特別会計の場合と同様の修正が衆議院においてなされたのであります。

委員会における審議の詳細は、会議録によって御承知を願います。

質疑を終了し、二案を一括して討論、採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

◎船員保険特別会計法の一部を改正する法律 (昭三二、三、三一法四七)

一、提案理由(二月八日)

(昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭三二―法二二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(厚生保険特別会計法の一部を改正する法律(昭三二―法四六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(厚生保険特別会計法の一部を改正する法律(昭三二―法四六)の委員長報告と一括して掲載)

◎国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律 (昭三二、四、一法四八)

一、提案理由(三月五日)

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭三二、法一一五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月十四日)

(国民貯蓄組合法の一部を改正する法律(昭三二、法三〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月十八日)

(国民貯蓄組合法の一部を改正する法律(昭三二、法三〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎住宅金融公庫法の一部を改正する法律案 (昭三二、四、一法四九)

一、提案理由(三月十四日)

○南条国務大臣 たいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、御承知の通り国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として昭和二十五年六月に設立されたのでありますが、以来六年余にわたり約四十一万戸の住宅の建設資金を融通し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与して参ったのであります。

ところで、風水害、火災等の災害によって被害を受けた住宅を復興するための資金の融通につきましては、償還方法について若干の特例がある以外には特別の規定がないため災害により損傷した住宅を補修するため必要な資金につきましては、融通の道がなく、また、災害復興のため公庫融資によって建設される住宅の貸付手続等において不備な点もあり、罹災地における被災住宅の復興に対する措置としては十分ではないのであります。

そこで、災害が発生した場合、公庫の業務として、比較的小規模な住宅の復興と損傷した住宅の補修に要する資金について、このた

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

び新たに融通の道を開くこととともに、災害発生の場合、災害復興住宅の建設または補修を罹災地の実情に即してできるだけ適切かつ迅速に行うため、災害復興住宅の貸付及び回収に関する業務の一部を地方公共団体にも委託することができるといたしました。

なお、これらの災害復興住宅の貸付金につきましては、その金額の限度は政令で定めることとし、その利率は年五分五厘、償還期間は、建設資金については据置期間を含め十五年以内、補修資金については据置期間を含め八年以内といたしました。

次に、わが国における都市は、その大部分が低層の木造建築物によって占められ、かつ、年々郊外へ平面的な発展をいたしている状況であります。

かくしてわが国の各都市における土地の利用状況は、欧米諸都市に比べて、その利用度が低く、都市構成上もきわめて不合理な形態となっており、さらに火災その他の災害の防止という観点からしましても憂慮される状態にあるのであります。従いまして、都市における建築物の高層化及び不燃化を強力に促進する必要があるのではあります。

以上申し上げました観点から、この際、都市における住宅難の緩和に寄与し、あわせて土地の合理的利用、災害の防止に資する中層または高層の耐火性の建築物を建設するに必要な資金の融通措置を新たに講じ、その建設の促進をはかることとした次第であります。

これらの中高層耐火建築物の建設に対する融資につきましては、

従来の多層家屋に関する融資の制度を改め、原則として相当の住宅部分を有し、かつ耐火構造または簡易耐火構造の建築物で、地上階数三以上を有するものを建設する者に対し、必要な建設資金を貸し付けようとするものであります。

これによる貸付金の金額の限度は、中高層耐火建築物の住宅部分については、その建設費の七割五分、住宅部分以外の部分については、住宅部分の床面積とひとしい床面積の部分の建設費の七割五分に相当する金額とし、貸付金の利率は年六分五厘、償還期間は十年以内といたしております。

なお、以上申し上げました条件により、中高層耐火建築物について貸付を受けた者が、住宅部分について賃貸または譲渡いたします際には、その住宅の家賃、譲渡価格等の条件につきまして、主務省令で定める基準に従って行うようにいたしております。

次に、公庫の貸付金にかかる住宅の建設を容易にするため公庫が必要があると認める場合には、宅地造成事業に必要な資金の貸付を行なっているのではありませんが、最近における宅地取得難の現状及び宅地造成事業の実施状況等にかんがみ、今後の宅地造成事業については貸付金にかかる住宅のための宅地造成にあわせて、これに支障のない範囲内でそれ以外の住宅のための宅地を造成する事業についても、これに必要な資金を貸し付けることといたしました。

また、現在公庫は、一戸当りの床面積が百平方メートルをこえる住宅については、資金の貸付をすることができないのであります。増築貸付の場合、この制限によることは既存の建物との関係上

実情に沿わない場合もありますので、増築資金を貸し付ける場合に限り、貸付の対象となる住宅の床面積の限度を百二十平方メートルまで引き上げることといたしました。

次に、現在、公庫の国庫納付金は政府の一般会計の歳入とするものとなっておりますが、昭和三十二年度から公庫に対し産業投資特別会計より出資することとなっておりますので、国庫納付金の帰属する会計について所要の改正をいたしました。

次に、最近における公庫の業務内容が複雑化し、かつ増大して参りましたので、公庫の役員中理事一人を減じ副総裁一人を置くことといたしました。

以上の改正に伴い従来の住宅金融公庫法について、必要な条項を整理するとともに、関係法律について所要の改正を行うことといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(三月二十六日)

(日本住宅公団法の一部を改正する法律(昭三二一法五一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(三月二十九日)

(国土開発縦貫自動車道建設法(昭三二一法六八)の委員長報告と一括して掲載)

◎商工組合中央金庫法の一部を改正する

法律 (昭三二、四、一法五〇)

一、提案理由(三月一日)

○水田國務大臣 たいだいま提案になりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。まず提案の理由について御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、中小企業等協同組合の系統金融機関であります。最近の情勢にかんがみ、同金庫の果たす役割はいよいよ重要となつてきておりますので、この際商工組合中央金庫法の一部を改正してその機能の強化、充実はかり、もつて中小企業の組織化の推進、その一そのの振興に資することといたしたいと考える次第であります。これが本法律案を提案する理由であります。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。第一は、政府の商工組合中央金庫に対する出資金を増加することあります。商工組合中央金庫は、戦前、政府、民間それぞれ同額の出資をもつて発足したのであります。その後数々の経緯を経て、現在では政府出資十二億四千二百十万円、組合出資十五億九千七百九十万円、合計二十八億四千万円の資本金となつております。

御承知の通り、商工組合中央金庫の貸出金利は、最近における数次の引き下げにもかかわらず、なお割高であり、一そのの引き下げをはかることが当面重要な問題の一つとなっております。そのため

にはもとより同金庫自身の経営の合理化、並びに所属組合の協力に期待することが大きいのであります。政府といたしましては、極力これを援助するため、昭和三十二年度におきまして十五億円を出資し、その貸出金利の引き下げに資せしめようとするものであります。

第二は、内国為替業務に関する制限を撤廃することあります。現在、商工組合中央金庫が行うことのできる内国為替業務の範囲は、所属組合またはその構成員のために行うものだけに制限されております。同金庫が他の金融機関と為替取引契約を締結した場合は、その金融機関としては、個々の為替取引が所属組合またはその構成員のために行うものであるかどうかを確認することが困難であります。事実上かような為替取引契約を締結することができない実情となつておりますので、この際この制限を除くことによつてこのような実務上の支障を解消し、もつて為替業務の円滑化をはかるうとするものであります。

第三は、商工組合中央金庫が金融機関等の貸付業務を代理したときは、員外者のためにも債務の保証をすることができることとすることあります。これは同金庫が中小企業金融公庫の貸付業務を代理した場合、必要に応じ員外者にも貸付を行うことができる道を開いたものであります。商工組合中央金庫の機能を十分活用しようとする趣旨によるものであります。

第四は、商工組合中央金庫がその余裕金を運用できる範囲を拡張することあります。同金庫の余裕金の運用の範囲につきまして

は、国債等の証券の買い入れ、銀行への預金または郵便貯金、銀行その他の金融機関に対する短期貸付のほか、中小企業等協同組合に対する短期貸付に限られておりますが、新たに中小企業等協同組合またはその構成員の事業の発達をはかるため必要な施設を行う法人に対して短期貸付をすることができるとし、余裕金の効率的な運用をはかろうとするものであります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

次に信用保証協会法の一部を改正する法律案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

信用保証協会は、中小企業の信用力を補完する機関でありまして、昭和十二年東京において公益法人として設立されて以来、おおむね都道府県を区域として相次いで設立され、現在全国でその数は五十二となっておりますが、昭和二十八年における信用保証協会法の施行以後は、同法による特殊法人として、債務保証を通じて中小企業に対する金融円滑化のために重大な役割を果して参つたのであります。すなわち創立以来の債務保証承諾額の累計は、昭和三十一年十二月末現在において、約三千五百億円に上つて居るのであります。その経営の基礎は、おおむね地方公共団体の財政援助に依存して参つたのであります。しかるに中小企業特に零細企業に対する金融を疎通せしめ、もつてその経営基盤の強化をはかるため、同協会の保証機能をますます拡充強化しなければならぬのであります。が、同協会に対する資金的援助を、今後なお地方公共団体のみにゆ

だねて参りますことは、最近の地方財政の実情から見ますと困難と思われまので、ここに同協会に対して低利資金の融通による国の財政援助を行う必要を生じたのであります。このため政府といたしましては、昭和三十三年度におきまして、中小企業信用保険特別会計を通じて十億円を同協会に融資することにより、信用補完機能の拡充強化に資するとともに、これが健全な発展を期待することとした次第でありまして、これが健全な発展を期待する理由であります。次に本法律案の概要を御説明申し上げます。第一は、政府は、信用保証協会に対して、保証能力の拡充のために必要な資金を融通できることとするのであります。

第二は、この貸付金の利率を年三分五厘以内とすることでありまして、

第三は、この貸付を行うに当りまして、主務大臣は、この融資制度の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとするのであります。

第四は、融資業務は、通商産業大臣が大蔵大臣と協議して実行することでありまして、

何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。次第であります。

二、衆議院商工委員長報告(三月十四日)

○笹本一雄君 たいま議題となりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査とその

結果の概要を御報告申し上げます。

商工組合中央金庫は、中小企業等協同組合の系統金融機関であります。最近の中小企業金融の情勢にかんがみましますとき、同金庫の果す役割はいよいよ重要となつて参つたのであります。この際商工組合中央金庫の機能の強化拡充をはかり、もつて中小企業の組織化の推進とその振興に資することといたしたいというのが、本法律案の提案の理由であります。

次に、法案の内容を御説明いたします。

第一は、政府が昭和三十三年度において十五億円を商工中金に出資することでありまして、商工中金の資本金は、現在政府出資十二億四千二百万円、組合出資十五億九千七百九十万円、合計二十八億四千万円となっておりますが、御承知の通り、商工中金の貸出金利はなお割高でありまして、一その引き下げをはかることが当面重要な課題の一つであります。そのために新たに十五億円の政府出資を行い、貸出金利の引き下げに資せしめようとするものであります。

第二は、内国為替業務に関する制限を撤廃することでありまして、現在中金が行い得る内国為替業務は、所屬組合またはその構成員のためのものだけに限られておりますが、このため他の金融機関との為替取引契約が事実上不可能となつておりますので、この制限を撤廃しようとするものであります。

第三は、商工中金が中小企業金融公庫の代理業務を行う場合、必要に応じ員外者にも貸付を行い得るよう、員外者のために債務保証をすることができるとすることでありまして、

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

第四は、商工中金がその余裕金を運用できる範囲を拡張することでありまして、

以上が法案の概要であります。

本案は、二月二十一日日本委員会に付託され、三月一日に通産大臣より提案理由の説明があり、引き続き三日間にわたり政府及び商工中金当局者に対し質疑を行いました。その詳細は会議録を御参照願います。

三月十三日に質疑を終了いたしましたので、討論を省略して採決を行いましたところ、全会一致をもって本案は可決すべきものと決しました。

なお、自由民主党並びに日本社会党の共同提案による附帯決議案が提出され、自民党内田常雄君の趣旨弁明、社会党の加藤清二君の賛成討論がありまして、これまた全会一致をもって附帯決議を付することに決した次第であります。決議の内容は会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(三月二十九日)

○松沢兼人君 たいま議題となりました中小企業金融関係の二法律案について、商工委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。商工組合中央金庫は、中小企業等協同組合の系統金融機

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

関として、中小企業金融の重要な一翼をになつておりますが、この際その機能の強化充実をはかり、中小企業の組織化の推進、中小企業金融の円滑化に資するために、本法律案が提案されたのであります。

本法律案の内容を御説明申し上げますと、第一点は、商工中金に対する政府出資金を昭和三十二年において十五億円増加することであり、商工中金の貸出金利は、最近における数次の引き下げにもかかわらず、なお割高であり、一その引き下げをはかることが当面の問題でありますので、政府出資金の増加によって、貸出金利の引き下げをはかるものであります。

第二点は、内国為替業務に関する制限を撤廃することであり、現在、商工中金が行う為替業務の範囲は、所属組合またはその構成員のために行うものだけに制限されておりますが、この制限を除いて、員外者のためにも内国為替業務をすることができるようにするものであります。

第三点は、商工中金が金融機関等の貸付業務を代理したときは、その貸付につき員外者のためにも債務の保証をすることができるとすることであり、これは、同金庫が中小企業金融公庫の貸付業務を代理した場合、必要に応じ員外者にも貸付を行うことができる道を開いたものであり、商工中金の機能を十分活用しようとする趣旨によるものであります。

第四点は、商工中金がその余裕金を運用できる範囲を拡大することであり、同金庫の余裕金の運用の範囲については、法律に列

挙されておりますが、今回、新たに中小企業等協同組合またはその構成員の事業の発達をはかるため必要な施設を行う法人、たとえば中小企業等協同組合中央会、共販会社等に対しても短期貸付をすることができるようになります。

以上が、本法律案の概要であります。本委員会におきましては、慎重に審議を行い、今回の商工中金に対する政府出資金の増加により、同金庫の貸出金利がどのくらい低下されるか、また、他の中小企業金融専門機関との貸出金利の比較、商工中金の貸出金利をさらに引き下げる方策、資金運用部からの直接貸付の問題、あるいは員外者にも代理貸付できるようにしたことは、中小企業の組織強化と矛盾しないであろうかどうか等の問題が質疑応答の中心となりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。質疑を終了し、討論に入りましたところ、豊田委員から、次の付帯決議を付して賛意が表明されました。その付帯決議を申し上げます、

政府は、商工組合中央金庫の中小企業組織化に果すべき使命にかんがみ、左記の事項につき特段の配慮を加うべきである。

一、商工組合中央金庫の資金源充実に努め、さらに金利低下をはかるため、資金運用部より直接低利資金の貸付を行得い、るよう、すみやかに必要な措置を講ずること。

二、商工組合中央金庫の組合員外者に対する公庫代理業務は、中小企業組織化の目的に背馳せざるように特に注意すること。

三、信用組合の育成強化に努め、あわせて商工組合中央金庫の

資金源の拡充と金利引下げに資せしむること。

というのであります。討論を終り、採決いたしましたところ、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、豊田委員から提案されました付帯決議案も、これまた全会一致をもって原案通り本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、信用保証協会法の一部を改正する法律案につきまして、御報告いたします。

信用保証協会は、御承知の通り、債務の保証を通じて中小企業の信用補完のため重要な役割を果すものであり、昭和二十八年に制定の信用保証協会法により特殊法人となりまして、現在、全国で五十二に達し、その債務保証承諾額の累計は、昨年末までに約三千五百億円に上っておりますが、その基金は、ほとんど地方公共団体の財政援助に依存しているものであります。しかるに、中小企業のうちでも、特に零細企業の金融を円滑にするには、この保証協会の機能を拡充する必要が強く認められておりますが、今後その資金的な援助を地方公共団体のみにゆだねますことは、現状から押して困難と思われ、政府が同協会に対して、低利資金の貸付ができるようにする措置が必要となつて参りました。よつて本改正法案の提出を見た次第であります。

次に、本改正案の要点は、第一に、政府が信用保証協会に対し、保証能力の拡充のために、必要な長期及び短期の資金を融通で

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

きるようにすること、第二に、この貸付金の利息を年三分五厘以内とすること、第三に、この貸付に際しては、主務大臣は必要に応じて条件をつけ得ること、第四に、右の融資業務は、通商産業大臣が大蔵大臣と協議して実行すること、以上であります。

なお、当委員会の審議中における政府当局との質疑応答のおもなものは次の通りであります。すなわち、信用保証機構の一元化については、「当初、中央機構の充実に努め、信用保証基金の増大については、討するつもりである」との答へがあり、「保証基金の増大については、将来とも増加させる方針である」との答へがありました。「十億円を各保証協会へ配分する基準に関しては、過去の実績などによる一律貸付を避けて、提出される計画案等に基づいて効果的に行う」旨の答へがありました。

また、「政府貸付金の利息については、長期、短期ともに極力低いものにするよう善処する」との答へがあり、次に、「銀行が貸付の対象として了解したものでなければ、保証協会が保証しないという事例が多いと聞くが、それでは協会の自主性が無いではないか」との質問に対しては、「確かにそうした例は多いが、一面において協会が保証して銀行に貸出をあっせんする、いわゆるあっせん保証を行なっているが、今後はこれが多くなるよう積極的に指導する」との答へがありました。次に、「銀行の退職者が保証協会の役員になるなどという人的な関係から、両者間に種々なれ合いを生じていないか」との質問に対しては、「今回の政府貸付によって協会の監督がやりよくなるから、十分に注意する」との答へがありました。そ

の他、保証協会が、弱小業者からも担保をとつていくことに関しては、「なるべく対人信用で行くべきであるが、放漫な保証にならぬよう考慮している」との答弁がありました。詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、阿具根委員より、次のような付帯決議をつけて本改正案に賛成する旨の意見開陳がありました。すなわち、

本改正によって信用保証協会に対し資金貸付を実施するに当り、政府は零細金融の円滑化をはかるため、特に左記の諸点につき配慮すべきである。

一、信用保証協会においては、短期小口保証に重点を置き、長期大口保証は中小企業信用保険に移すよう指導すること。

二、信用保証協会をして、堅実にして物的担保に不足する小企業者の信用補完に徹せしめるよう行政措置を積極化すること。

三、信用保証制度の画的拡充強化と自主性の確保をはかるため、今後、政府資金貸付額の増大、貸付金利の引下げはもちろんで、適切な根本的施策をすみやかに樹立すること。

討論を終つて、まず、本改正案に対して採決に入りましたところ、全会一致をもって、本改正案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、阿具根委員より提出された付帯決議案につきましても、全会一致をもちまして、原案通り委員会の決議とすることに決定いたしました。

◎日本住宅公団法の一部を改正する法律

(昭三二、四、一法五一)

一、提案理由(二月二十七日)

○南条国務大臣 ただいま議題となりました日本住宅公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

日本住宅公団は、住宅に困窮する勤労者のために集団住宅及び宅地の大規模な供給を行うとともに、健全な新市街地を造成するための土地区画整理事業を施行することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものであることはすでに御承知の通りであります。しかるに公団の造成する宅地は、ますます大規模な団地的形態をとつて参つておりました。健全な新市街地形成の基盤を築くには単に住宅用の宅地を造成するばかりでなく、進んで学校、病院、商店、工場等各種の施設の用に供する宅地を造成することが必要となつて参つております。また、大規模な団地を取得して市街地の造成をはかるには、従来公団に認められておりました土地区画整理事業の手法のほか水面埋立事業の手法によること及びきわめて適切である場合も存するのであります。以上の理由によりまして公団の行う業務の範囲を拡張して、住宅用宅地の造成とあわせて学校、病院、商店、工場等の用に供する宅地を造成すること、及びこれらの宅地を水面埋立事業によって造成することを同公団に

日本住宅公団法の一部を改正する法律

右、御報告いたします。

行わせたいと考えるのであります。

また、住宅公団の事業資金は、政府からの出資金、地方公共団体からの出資金、政府低利資金の借入金及び民間からの借入金から構成されておりますが、特に昭和三十二年度からは産業投資特別会計から多額の資金が出資されることとなつておりますので、他の類似機関における場合と同様に住宅公団の損益計算上利益を生ずるような場合は、これを国庫及び住宅公団に出資した地方公共団体に納付するようにいたしたいと考えます。

次に、技術援助に関する国際約束に基いて技術研修等のために日本国内に滞在する者があり、特に東南アジア諸国からの技術研修者が増加しておりますが、従来これらの者に対する適当な居住施設がなく、十分な研修を行うことに差しつかえるような場合もありませんので国際情誼上これらの技術研修者に対して居住施設を供給する必要が出て参りました。そこで、この要請にこたえ、この際、公団本来の業務に支障のない範囲内で、当分の間、これらの者に対する住宅の供給を公団に行わせることといたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(三月二十六日)

○大島秀一君 ただいま議題となりました日本住宅公団法の一部を改正する法律案及び住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につき

まして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本住宅公団法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法案は、日本住宅公団の業務の範囲の拡大等につきまして必要な改正を加えようとするものであります。その内容のおもな点について申し上げますと、第一に、従来公団が行なつて参りました住宅用地の造成に加えまして、新市街地の造成上必要と認められる場合には、公団が学校、病院、商店、工場等の用地をも造成できるようにしたことであり、

第二に、最近の宅地の取得が困難である状況にかんがみまして、水面を埋め立て新しい宅地を造成いたしますことを考慮し、公団が新たに水面埋立事業をも行うことができるようにしたことであり、第三に、最近、技術援助に関する国際的な取りきめに基きまして、東南アジア等からわが国に技術研修を受けに参ります者が多くなつておりますが、これらの者に対する適当な居住施設がありません。そのため、研修に差しつかえるような場合もあるものであります。そこで、そのような場合に、公団の本来の業務に差しつかえない範囲で、公団がこれらの海外からの研修生のための住宅の供給を行うことができるようにいたしました。

本法案は去る二月二十一日日本委員会に付託されましたが、審議に当りましては、参考人として日本住宅公団総裁加納久朗君を招致してその意見を聴取する等、慎重なる審議を重ねて参りましたが、審議の結果、

議の途上において問題となりましたおもな点は、第一に、住宅公団が新規事業であるところの水面埋立事業を実施いたしますに当っては、地方公共団体等の実施しようとしたしております埋立事業との競合、港湾区域内において埋立事業を行おうとする場合の港湾施設整備計画との調整など、関係機関との調整についてよほど慎重な措置を講じなければ、事業の迅速かつ円滑な実施はむずかしいのではないかと、第二に、新市街地の造成を行います場合、既存都市の郊外地に区画整理を行うには、必然的に農地の転用を伴うこととなるのでありますが、この際に耕作者に対する既得権の補償は十分に考慮されておるか、また、今後新たに予想されます埋立事業に際しては、漁業権者に対する補償を十分に行う用意があるか等の諸点でありましたが、その詳細につきましては速記録を御参照願いたいと存じます。

かくて、討論に入り、自由民主党を代表して久野忠治君、日本社会党を代表して三鍋義三君より、それぞれ賛成の意見の開陳があり、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対しましては、次のような付帯決議が付されたのであります。

付帯決議

宅地造成については、これに農地の転用を伴う場合、食糧の確保、農家経済の安定に重大なる関係をもつものといわねばならぬ。

よつて政府は、今後住宅の建設に当っては、農地保護の見地より、農地の転用を極力さけるよう充分なる配置をなすべきである。

次に、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法案は、住宅金融公庫の行います業務を拡充いたしましたして、その目的の達成をさらに推進しようとするものであります。

改正のおもなる点について申し上げますと、第一に、災害復興住宅に対する融資の制度を新たに設けたことであり、風水害あるいは火災等による被害を復旧いたします際の住宅金融公庫の融資につきましては、従来も償還の方法等について若干の特例を認める等の措置はいたしておりましたが、今回新たに災害復興住宅に対して公庫の資金貸付を行う道を開き、特に復興住宅の新設の場合のみならず、罹災住宅の補修に対しても貸付をすることとしたのであります。

第二に、中高層耐火建築物に対する融資の制度を新たに設けたこととあります。住宅金融公庫におきましては、従来も耐火構造の住宅に対する貸付条件の優遇あるいは多層家屋建設に対する貸付等の措置を講じて参つたのであります。今回これらの制度をさらに拡充強化いたしました。中高層耐火建築物に対する融資の制度を新設し、原則として相当の住宅部分を有する地上三階以上の耐火構造または簡易耐火構造の建築物、すなわち中高層耐火建築物の建設に對しまして、資金の貸付を行うこととしたのであります。

日本住宅公団法の一部を改正する法律

第三に、公庫の宅地造成事業をする者に対する貸付を、最近の宅地取得難の事情にかんがみまして、公庫融資住宅以外の住宅のための宅地を造成する場合においても貸付をするように拡張いたしましたこととあります。

以上が今回の改正のおもなる点であります。

本法案は、去る三月四日日本委員会に付託され、慎重に審議をいたしました。審議の途上において問題となりました点は、第一に、災害復興住宅に対する融資の制度につきましては、「この制度は何といつても災害の発生に対処して迅速に貸付を行うという点に最大のねらいがあるといわねばならぬが、原案のごとく住宅金融公庫が貸付の決定を行うのでは、従来の経験からいって迅速な貸付を行うことは望めないのではないか。地方公共団体が保証をする場合には、貸付の決定を地方公共団体にまかすようにして、貸付の迅速なる実施をはかるべきである」という点であります。この点については、「審査等の事務については、これを大幅に地方公共団体に委託するとともに、貸付の決定については、公庫出先機関を督促して、できる限り迅速に行いたい」との答弁があり、地方公共団体が公庫の貸付金の償還を保証するという点に關しましては、田中自治庁長官より、「地方自治法その他現行法令に照らしても、地方公共団体がそのような保証を行うことは何ら差しつかえないと思う。自治庁当局がこれを禁止したり押えたりするようなことはしないようにする。なお、再整備団体に對しては、財政再建計画を著しく阻害しない限り、一般団体と同様の扱いをする」旨の答弁がございました。

た。

第二に、中高層耐火建築物に対する融資につきましては、「この制度によると、住宅以外の部分に対しても建設費の貸付が行われるが、この場合、あるいは不要不急の用途のものや、さらには風紀上好ましくぬ用途のものにまで融資がなされるおそれがあるのではないか。さらにはまた、この中高層耐火建築物に対する貸付が利権を伴って不当に利用されるおそれはないか」との点についてであります。これに対しては、「住宅以外の部分に対する貸付については、公庫の業務方法書等において明細に規定するとともに、貸付の審査に当たっては不正不当の生ずることのないよう厳重に注意する」旨の答弁がございました。

なお、質疑の詳細につきましては速記録を御参照願いたいと存じます。

かくて、討論に入り、日本社会党を代表して小川豊明君より賛成意見の開陳が行われ、採決に入り、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

続いて、三鍋義三君より次のような附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本法案の附帯決議とすべきものと決定した次第であります。

附帯決議の内容は次の通りであります。

附帯決議

政府は、本法制定の主旨に鑑み、住宅金融公庫の新規事業実施に際しては、特に左の点について遺憾なきを期すべきである。

- 一、災害復興住宅に対する貸付については、業務の迅速なる処理によりその目的達成に遺憾なからしめるとともに、特に地方公共団体が公庫よりの借入金について保証を行う場合には、貸付の決定を特に迅速ならしめるよう格別の配慮をすること。
- 二、中高層耐火建築物に対する貸付については、住宅部分以外に対しても貸付を行う点に鑑み、店舗、事務所等の部分についてはその用途等につき適当なる規制を行うとともに、貸付の審査に当たっては特に慎重を期し、公庫本来の主旨を逸脱するような不当な貸付を行うことのないよう措置すること。

右、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(三月二十九日)

(国土開発縦貫自動車道建設法(昭三二一法六八)の委員長報告と一括して掲載)

案の通り可決いたしましたのであります。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(産業投資特別会計法の一部を改正する法律(昭三二一法三四)の委員長報告と一括して掲載)

◎日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律 (昭三二、四、五法五二)

一、提案理由(二月八日)

(昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭三二一法二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(二月二十一日)

○山本幸一君 たいま議題となりました日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、昭和二十四年度におきまして、政府が、日本国有鉄道に対し、その歳入不足を補てんするために貸し付けた貸付金三十億五千二百三十六万三千円の償還期限が本年四月三十日に到来することとなっておりますので、現在の日本国有鉄道の財政状況並びに今後における弁済能力等を考えまして、その償還期限をさらに延期し、昭和三十三年から昭和三十六年度までの五年間に分割して償還させることといたそうとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、昨二十日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律

◎理科教育振興法の一部を改正する法律

(昭三二、四、五法五三)

一、提案理由(二月二十八日)

○国務大臣(灘尾弘吉君) 提案理由の御説明を申し上げます前にお許しを得まして一言ごあいさつ申し上げます。

先般の石橋内閣の総辞職、引き続き岸内閣の成立に伴いまして、私は再び文部大臣の重責を汚すことになりました。どうぞ相変らず御指導、御鞭撻のほどを心からお願ひする次第でございます。

ただいま議題となりました理科教育振興法の一部を改正する法律案並びに私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案につきまして、それぞれその提案の理由を御説明申し上げます。

まず、理科教育振興法の一部を改正する法律案でございますが、現在、わが国の急務とされている科学水準の向上をはかるためには、初等教育及び中等教育における理科教育を一段と充実させ振興させる必要があるであります。

このため従来、理科教育振興法に基づき、公立学校に対しては、相当の援助を行なってきたのでありますが、さらに私立学校に対しても公立学校と同様の措置を行うことが適当であると考えるのであります。

この法律案は、以上の理由によりまして、国の補助を私立学校に及ぼすともに関係規定の整備をいたしたものであります。

これがこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略でございます。

次に私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

私立大学が、わが国の高等教育において重要な地位を占めており、人材の養成はもちろんのこと、学術の研究においても、わが国学術の振興上重要な使命をになつてゐることは、申すまでもありません。

このような私立大学の使命とその研究設備の状況にかんがみ、昭和二十八年年度以来、私立大学の基礎的な研究設備の整備について、助成の措置を講じてきたのでありますが、政府は、その重要性にかんがみ、この際私立大学の研究設備に対する国の補助に関する制度を確立することがきわめて適当であると認めまして、本法律案を提出した次第であります。

次に法律案の内容の概略を申し上げます。

第一は、私立大学を設置する学校法人に対し、予算の範囲内で、その学校法人の設置する大学が行う学術の基礎的研究に通常必要な設備の購入費の二分の一以内を補助することを規定いたしましたことであります。

第二は、補助に関する配分の方針または交付の決定を適正に行うために、私立大学研究設備審議会を設け、その意見を聞くべきことを規定するとともに、関係法律の規定の整備をいたしたことであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。何とぞ各案につきまして十分御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

二、参議院文教委員長報告(三月十五日)

○岡三郎君 ただいま議題となりました理科教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、現在わが国の急務であります科学水準の向上をはかるためには、初等教育及び中等教育における理科教育を一そう充実、振興させる必要があるという理由により、理科教育振興法に基づき、従来、公立学校に対して行なつたと同様に、私立学校に対しても、理科教育設備等の充実のため、国が補助を行うことの改正規定を加えんとするものであります。

委員会の審議の過程におきましての質疑応答の主要点を申し上げますと、まず、矢嶋委員からの、「応急最低基準に到達するには、幾年を要し、その額は幾ばくであるか」との質問に対しましては、「公立学校については、国庫補助約六十億円を要し、約十三年、私立学校については十七億円を要する。何年というようなゆうちょうなことではなく、次の機会には、ぜひ十分な予算を取り、すみやかに充実したい」という答弁がありました。また、「理科教育にたずさるる助手の不足並びにその身分、待遇等について」の質問に対しましては、「その充実をはかるため十分検討したい」との答弁であり

理科教育振興法の一部を改正する法律

ました。次に、湯山委員からの「補助金配分について」の質問に対しまして、「現在は、奨励金の程度を出ないから、将来は、一校当りの補助金も高め、補助金の交付を受ける学校数をも増加しなければ間に合わないと思う」旨の答弁がなされました。「都道府県知事の管轄下にある私立学校と教育委員会の管轄を受ける公立学校との間に、補助金等についても、ややもすれば差別的取扱ひがあるのは遺憾であるが」との安部委員の質問に対しましては、「今後そのようなことのないよう注意する」旨の答弁がありました。高田委員からの、「私学財政の貧困等の理由で、二分の一の国庫補助を受けられない例もあり、それが学校差の素因となるのではないか」との質問に対しましては、「外部の人々の声をもよく聞き、最善の努力を試みる」旨の答弁が、文部大臣からなされました。「教員の養成計画、理科教育の内容いかん」との加賀山委員の質問に対しましては、「理科教育審議会からの建議も出ており、この際、検討中である」との答弁がありました。

かくて討論に入り、高田委員から賛成意見の開陳がなされましたが、その詳細については、会議録に譲ることにいたします。

次いで、矢嶋委員より、次のごとき付帯決議を付すべき旨の提案がありました。付帯決議案を朗読いたします。

本委員会は、理科教育振興法の一部を改正する法律案を可決するに際し、次の付帯決議を付する。

政府は次の事項の実施に努めるべきである。

一、理科教育振興のための設備基準を可及的すみやかに高める

べく、省令を改めるとともに、設備充実の経費について、強力な予算措置を講ずること。

二、理科教育における実験、実習に従事する助手の定数を確保するとともに、その待遇を改善するためすみやかに適切な措置を講ずること。

三、理科教育振興のため、教員の養成計画を樹立し、特に現職教員の再教育に意を注ぐこと。

以上であります。

続いて採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、付帯決議につきましても、全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院文教委員長報告(三月二十九日)

○長谷川保君 たいま議題となりました二法案のうち、まず、理科教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本案は内閣提出でありまして、その要旨は、国が予算の範囲内で私立学校に対してもその理科教育設備等に補助ができるように現行法を改正するとともに、関係法律の整備をするものであります。

本案は、去る三月十五日日本委員会に付託されて以来、理科教育振興のため、予算の増額、現職教員の再教育等について慎重に審議を重ねて参りましたが、その詳細については会議録によって御承知願

いたいと存じます。

かくて、三月二十八日に至り質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次に、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案について、その概要、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

申すまでもなく、私立大学は、わが国の学術研究の分野において、国立、公立の大学と同様、きわめて重要な地位を占め、教育、学術の振興に重大な使命をなっているものであります。しかしながら、近代科学の急速な進歩と物価の急変とは、学術の研究にきわめて莫大な経費を要するに至りましたので、昭和二十八年年度以来、その基礎的な研究設備の整備に若干の助成を行なっておりますが、研究設備の現状はまだまだ十分とは申せないのであります。それゆえ、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する制度を確立し、学術研究の進歩向上に寄与せしめようとするのが、本案提出の理由であります。

内容のおもな点を申しますと、第一は、四年制の大学を設置する学校法人に対し、予算の範囲内で、学術の研究に必要な設備の購入費の二分の一以内を国庫補助することができる旨を規定しております。第二は、文部大臣は、補助金に関する配分の方針を定め、または交付の決定を適正に行うため、私立大学研究設備審議会を設けまして、その意見を聞くべきことを規定しております。

本案は参議院先議にかかり、二月二十七日政府より提案理由の説明を聴取、三月二十七日参議院において修正議決の上本院に送付せられ、文教委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、本案の重要性にかんがみ、きわめて慎重に審査を進めて参りました。委員会における質疑のおもなものとしては、第二条中における基礎的研究の解釈及び私立大学研究設備審議会の構成内容等でありまして、その詳細については会議録によりごらん願いたいと存じます。

かくて、三月二十九日本案に対する質疑を終了、討論を省略して採決いたしました結果、全会一致をもって、次の附帯決議を付して、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

本案に対する附帯決議を朗読いたします。

附帯決議

大学における学術の研究は、極めて重要であり、その各部門のあらゆる研究は、それぞれ広く経済、産業、医療とともに、社会秩序、文化一般の発達に関して、その基礎根幹をなしつつある現実にかんがみて、政府は大学におけるすべての部門の研究の奨励助成について、万全の措置を講ずる必要がある。

右決議する。

以上をもって二法案の御報告を終わります。

◎開拓融資保証法の一部を改正する法律

(昭三二、四、六法五四)

一、提案理由(三月七日)

○八木政府委員 開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

戦後開拓地に入植した開拓農家は、おおむね良好とは言いがたい立地条件のもとで、たび重なる天災に災いされながらも、主として畑作経営を行い、日夜営農に精進し、その成果は期すべきものがありますが、開拓農家の営農を一段と促進し、これを確立するためには十分な営農資金の調達が必要であります。

昭和二十二年以来現在まで、政府は、開拓農家に対し、農機具、家畜等の基本的な生産手段を調達するための長期営農資金については、開拓者資金融通法により政府より直接融通しておりますが、さらに短期の流通資金たとえば肥料、飼料、種苗等の購入に要する資金につきましては、農業手形制度の利用が困難なために、昭和二十八年開拓融資保証法を施行し、中央、地方に開拓融資保証協会を設立して、開拓農家の債務を保証することによって、円滑な資金の融通をはかってきたのであります。

しかしながら、開拓農家の農業経営を充実安定させるには、その立地条件のもとにおいては、特に家畜を導入しなければならぬ現状にあります。大家畜の導入につきましては、すでに、開拓者資金

融通法等によって、その道が開かれておりますが、今般中小家畜につきまして、この融資保証制度により、所要の資金の融通増加をはかることが適当と考えますので、これがため、中央保証協会に対する政府の出資が従来二億五千万円でありましたのをさらに三千万円増額して二億八千万円とし、従来の肥料、飼料、種苗等の購入資金の確保をはかるほか、中小家畜の導入を積極的にはかるための資金の確保をしようとするものであります。

以上がこの法案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

二、衆議院農林水産委員長報告(三月二十九日)

○小枝一雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

政府は、従来、開拓者に対し短期営農資金の融通を円滑ならしめるため開拓融資保証制度を設け、中央開拓融資保証協会に二億五千万円を出資して参ったのでありますが、今回新たに三千万円を増額して二億八千万円とし、これによって開拓者に中小家畜の導入を容易ならしめようとするのが、本案提出の理由であります。

本案については、三月十九日から本日まで五日間にわたり質疑を行いました後、討論を省略して採決しましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上をもって御報告を終わります。

三、参議院農林水産委員長報告(四月五日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三二一法六六)の委員長報告と一括して掲載)

◎揮発油税法 (昭三二、四、六法五五)

一、提案理由(三月八日)

(租税特別措置法(昭三二一法二六)の提案理由と二括して掲載)

○山本幸一君 たいま議題となりました揮発油税法外一法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

まず、揮発油税法案について申し上げます。

本案のおもな改正の第一点は、税率を、一キロリットルにつき、現行の一万一千円から四千八百円引き上げて一万五千八百円とする

こととしたしております。次に、現行揮発油税法では、製造場から引き取りの際課税を受け、そのつど納税する制度となっておりますが、これを、他の間接税と同様に、製造場から移出した月の翌月末日に一括納税する制度に改めるとともに、この移出課税制度への切りかえに伴いまして、製造場から移出したときの徴収猶予は納期後二カ月以内とする

こととしたしております。次に、税率の引き上げに伴いまして、改正法の施行日である昭和三十三年四月一日現在、製造場及び保税地域以外の場所

で合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対して、一キロリットルにつき四千八百円の税率で手持品課税を行うこととしております。

次に、新たに工業用の揮発油のうち石油化学工業の原料に用いられる揮発油等についても、航空機用の揮発油と同様に、一定の手続のもとに免税措置を講ずることとし、このため本案の附則で租税特別措置法の一部を改正することとしたしております。

以上の改正により、初年度約百二十八億円の増収を見込んでおります。次に、地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の改正の要点は、税率を、一キロリットルにつき、現行の二千円から一千七百円引き上げ三千七百円とすることとしたしております。

次に、揮発油税法における移出課税制度の採用等の改正に伴い所要の改正を行うとともに、手持品課税については、揮発油税にあわせて、一キロリットルにつき一千七百円の税率で地方道路税を徴収することとしたしております。また、石油化学工業用の工業用揮発油につきましても、揮発油税の免税措置にあわせて、地方道路税を免税することとしたしております。

以上の改正により、初年度約四十五億円の増収を見込んでおります。以上の両法案につきましては、去る二十日以降、当委員会におい

て慎重に審議を続けるとともに、二十五日及び二十七日の二回におたつて、地方行政委員会、運輸委員会及び建設委員会と連合審査を行いました。これら委員会及び連合審査会における質疑応答の詳細は、一々ここに御報告申し上げます。余裕はございませんので、主要な点を要約いたしますと、おおむね次の通りでございます。

すなわち、揮発油税及び地方道路税の増徴は、いわゆる一十億減税下における大幅増税でありますので、まず揮発油税等をどうしても増徴しなければならぬ理由はどこにあるのか、また、自動車業者の担税力はすでに限界に達しておるから、このような増税にどうしていたえられないのではないか、また、これらの増税が運賃の値上げを来たし、大衆負担に転嫁せられることにはならないか、また、揮発油税は道路整備費の財源等に関する臨時措置法により道路整備費の財源とすることにきめられておるのであるが、これが臨時就労対策事業とか特別失業対策事業等にも支出せられておるのは法律違反ではないか、また、道路整備費の財源としては、道路整備五カ年計画実施中は揮発油税の増徴を行うべきでなく、なお揮発油税だけでなく、一般会計からもっと多額を出すべきではないかといった質疑がこもこも行われ、これに対して、大蔵大臣、建設大臣、その他政府委員より、それぞれ答弁がございました。

以上二法律案は、慎重審議の結果、二法律案に対して小山長規君外二十五名提案による修正案が提出せられました。その修正案の内容容について申し上げますと、揮発油税の税率を原案の一万五千八百円から一万四千八百円に引き下げるとともに、地方道路税の税率も

原案の三千七百円から三千五百円に引き下げるものであります。この修正案により増収額は、揮発油税において七千六百万円の減収となり、地方道路税においては逆に七千六百万円の増収となるので、これらを差し引きますと、税収額に対しては影響ないことになるといふ提案者小山委員からの説明がございました。

以上の二修正案につきましては、国会法第五十七條の三の規定により内閣の意見を聴取いたしましたところ、しいて反対しない旨の意見が述べられたのであります。

次いで、質疑を打ち切り、直ちに討論に入りましたところ、社会党を代表して横山利秋委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、二法律案について、おのおの修正案及び修正部分を除く原案についてそれぞれ採決に入りましたところ、いずれも起立多数をもって可決され、よって、二法律案は修正議決せられたのであります。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(四月五日)

○広瀬久忠君 たいま議題となりました二つの法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、揮発油税法案について申し上げます。

本案は、道路整備事業の緊急性にかんがみ、その財源を確保する見地から、揮発油税の税率を引き上げる等、実情に即する諸規定の整備をはかるため、現行法の全文を改正しようとするものであります。

改正内容の概要について申し上げますと、税率を一キロリットルにつき、現行の一万一千円から一万四千八百円に引き上げるとともに、従来の引き取り課税制度を、他の間接税と同様に移出課税制度に改め、また、道路整備事業と直接関連のないエチレン等石油化学工業の原料用のもの等について免税措置を講ずるため、租税特別措置法の一部を改正することとしております。なお、本案は衆議院において、税率を一キロリットルにつき一千円引き下げる旨の修正議決がなされたものであります。

本案審議につきましては、揮発油税の引き上げ措置が、国民経済に甚大な影響を及ぼす重要な法案でありますから、地方行政、運輸、建設の各委員会と連合審査会を開いて、慎重に審議をいたしたのであります。

なお、質疑の過程において論議の焦点となりましたものは、揮発油の需給見込量三百九十万キロリットルは、運輸省の最近の積算見込みによる四百二十一万キロリットルと相当の開きが見られ、かつ例年の伸びから見ても、いささか過小のきらいがあるのではないかと。また政府は、両院の運輸委員会の決議を軽視してまでも、あえて増徴を決定するに至ったその理由はどういうわけか。また、道路整備事業と関連の薄い特別失業対策、道路公団補助等、本来の目的にやや沿わない方面に使用することは筋が通らないのではないかと。また、道路利用者が整備による利益を現実には受けるのは、将来のことである。従って今のうちには、むしろ道路公債を発行するか、あるいは何らかの措置を講ずるべきではないかというような意見、ま

た、揮発油税に目的税的な性格を与えるのは、現状においては、いかなるものであろうかというような点でありました。その他これらの問題に関連して、諸外国の実例、原油の輸入計画、道路整備計画等については、熱心な論議がなされたのであります。その詳細は会議録によって御承知願いたいと思っております。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、揮発油税法の改正理由と同様な趣旨において、税率の引き上げ等、諸規定の整備を行おうとするものであります。おもなる改正点は、現行税率二千円を三千五百円に引き上げること、現行の引き取り課税制度を移出課税制度に改めること、石油化学工業用の工業用揮発油についても、免税措置を講ずることとしております。なお本案は、衆議院において、税率を一キロリットルにつき二百円引き下げる旨の修正議決がなされたものであります。委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、二案の修正案について諮りましたところ、木内委員より、「施行日をそれぞれ公布の日と翌日とし、これに伴う所要の規定の整備をはかる」旨の修正案が提出され、また、杉山委員より、「揮発油税の税率を一キロリットル当り八百円引き下げて一万四千円に改めるとともに、地方道路税の税率を一キロリットル当り三百円引き下げて三千二百円に改めるほか、施行日をそれぞれ公布の日と翌日とし、これに伴う所要規定の整備をはかる。なおこの

修正措置は、過去三年間の実績に徴してみると、本年度においても、需給見込量は五%程度の伸びが予測されるから、国庫収入には減少を来たさない」旨の修正案が提出されました。なお、この修正案については、国会法第五十七条の三の規定により、政府に対し意見を求めたところ、政府においては、「予算の執行に重大な影響を及ぼし、健全財政を阻害するものであって、反対である」との意見が述べられました。

次いで二案を一括して討論に入りましたところ、木内委員より、「杉山委員提出の修正案については、税率の改正部分については反対、税率部分を除く部分については賛成する」旨の意見が述べられ、次いで平林委員より、「杉山委員提出の修正案については賛成する」旨の意見が述べられました。二案を一括して採決に入り、まず、両修正案の共通部分を除いた部分、すなわち杉山委員提出の修正案中、税率部分について採決の結果、可否同数となり、委員長の決するところにより可決せられました。次いで両修正案の共通部分について採決の結果、全会一致をもって可決せられ、さらに、修正部分を除く原案について採決の結果、全会一致をもって可決せられ、本案を修正可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

◎地方道路税法の一部を改正する法律

(昭三二、四、六法五六)

一、提案理由(三月八日)

(租税特別措置法(昭三二―法二六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十日)

(揮発油税法(昭三二―法五五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(四月五日)

(揮発油税法(昭三二―法五五)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律

(昭三二、四、六法五七(衆)

一、提案理由(三十一年十二月十二日)

○本名委員 たいま議題となりました笹山茂太郎他七名提出にかかる昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。御承知の通り、本年七月初旬から八月下旬にかけての異常気象により、北海道を初め東北、北陸その他の地域において冷害の発生を見、また八月から九月にかけて本邦を襲った屢次の台風により九州、中国、四国等の地域の農作物がかなりの被害をこうむったのであります。

特に水稲においては、冷害により著しい生育の遅延、受精障害あるいは登熟障害を生じ、北海道は言うまでもなく、東北の一部の地域におきましてもまれな凶作となり、これがために農家の経済は極度に窮迫し、日々の食糧にも事欠くありさまとなっているのであります。

よって、このような農家に対し政府所有の米穀を特別価格で売り渡すことにより、その食糧不安を解消し、もって農家経済の安定、農業再生産の確保に寄与しようというのが本法律案の提案の理由で

昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律

あります。

以下本法律案の概要について申し上げます。

まず、本法により米穀の売り渡しを受けられる農家は、災害により著しい減収のため生産した農作物がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものとしております。

次に、米穀の売り渡しの方法についてであります。市町村が被害農家に対し、その飯用消費量を基準として、災害による減収の程度をしんしゃくして、農林大臣の定める数量の米穀を売り渡すのに必要な数量の米穀を、都道府県が市町村に売り渡す場合には、政府は、都道府県に対し、これに必要な数量の米穀を売り渡すようにいたしております。

次に、米穀の売り渡し価格であります。これはおおむね生産者価格程度で被害農家に売り渡すことができますよう、農林大臣が定める価格の標準となる価格を掲げることいたしました。

以上が本法律案の提案の理由及びそのおもな内容であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

二、衆議院農林水産委員長報告(三月十三日)

○小枝一雄君 たいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及びその結果について御報告申し上げます。

本案は、昨年夏季における異常気象のため、北海道を初め東北、北陸その他の地域において未曾有の冷害が発生し、また、八月から九月にかけて本邦を襲った数次の台風により、九州、中国及び四国等の地域の農作物はかなりの被害をこうむったのであります。特に、これら災害による水稻の被害には著しいものがあり、これがため、北海道を初めとして、これら被害農家の経済は極度に窮迫し、日々の食糧にも事欠く状態となつてゐるのであります。よつて、これら被害農家に対し、政府所有の米穀を特別価格で売り渡すことにより、その食糧不安を解消し、もつて農家経済の安定、農業再生産の確保に寄与しようとするものであります。

以下、本法案の概要について申し上げます。

まず、本法により米穀の売り渡しを受けられる農家は、災害による著しい減収のため、生産した農作物がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けた者としたしておるのであります。

次に、売り渡しの方法については、市町村が、被害農家に対し、その飯用消費量を基準として、災害による減収の程度を参酌して、農林大臣の定める数量の米穀を売り渡す場合には、政府は都道府県に対し、これに必要な数量の米穀を売り渡すようにいたしてあります。なお、米穀の売り渡し価格であります。これは、おおむね生産者価格程度で被害農家に売り渡すことができるよう農林大臣が定めることとしており、本法の施行に伴う経費としては、昭和三十一年度において約一億円を予定してあるのであります。

本案は、第二十五国会において、自民及び社会両党の議員によつて共同提案せられ、本国会に継続審査して参つたものであります。

本案は、主として北海道等の冷害対策として立案せられたものでありますので、早急に成立をはかる必要があり、三月十二日の委員会において、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全員の賛成を得て可決されたのであります。

なお、笹山茂太郎君より、本案の成立が遅延した実情にかんがみ、政府は、本案の施行の日から本年十月末日までの間、被害農家に対し、現行の持配分のほか、月四日分に相当する準内地米の加配の措置をとるべきである旨の附帯決議を付すべきであるとの動議が提出せられ、これまた、全会一致をもつてこれを可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもつて御報告を終わります。

三、参議院農林水産委員長報告(三月二十日)

(農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三二一法五)の委員長報告と一括して掲載)

◎開拓営農振興臨時措置法

(昭三二、四、六法五八)

一、提案理由(三月七日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三二一法六六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(三月三十日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三二一法六六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(四月五日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三二一法六六)の委員長報告と一括して掲載)

◎行政機関職員定員法の一部を改正する法律

(昭三二、四、一〇法五九)

一、提案理由(二月二十七日)

○大久保国務大臣 御説明を申し上げる前に一言ごあいさつを申し上げますねばなりません。実は私は公案委員長と行管の長官と両方兼務いたしておりますが、この会には特別にいろいろ関係がございまして、今日から審議を始めます行政機関の問題、あるいは行政機構の改革の問題及び治安の問題等皆さんに御審議を願う点がたくさんあると存じます。実は今ごろごあいさつを申し上げるのは間が抜けてはなはだおそい感がありました。今後いろいろとお世話になると存じますから、冒頭においてごあいさつを申し上げる次第であります。よろしくお願いいたします。

なおたまたま提案になりました議案について一応御説明を申し上げます。今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案でございますが、これは昭和三十二年度におきます各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行いますとともに、業務の縮小に伴う余剰定員の縮減を行います。行政機関全般の定員の適正化をはかろうとするものであります。

今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案でございますが、これは昭和三十二年度におきます各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行いますとともに、業務の縮小に伴う余剰定員の縮減を行います。行政機関全般の定員の適正化をはかろうとするものであります。

二、衆議院内閣委員長報告(三月二十九日)

○保科善四郎君 たいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、三十二年度における各行政機関の事業予定計画に即応して行政機関全般の定員の適正化をはかろうとするものであります。すなわち、各行政機関職員の現定員の合計六十四万二千二十八人に対し、四千三十八人を増加する反面、千九十二人を縮減し、差引二千九百四十六人を増加いたしました。結局定員の合計を六十四万三千九百七十四人といたすこととあります。

増員のおもなるものは、電気通信施設の拡張に伴うもの千七百三十二人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの六百九十六人、国立大学の学年進行及び付属研究所の整備等に伴うもの三百六十一人、刑務所の設置等に伴うもの三百三十二人等で、現業的職員がその大部分を占めております。

減員のおもなるものは、郵政省が受託いたしました電信電話施設の一部を電電公社へ移管するに伴うもの五百人、アルコール工場の民間移譲に伴うもの百十二人、船用米配給事務の簡素化に伴うもの八十一人等とあります。

本案は、二月二十一日日本委員会に付託され、質疑が行われたのであります。その内容は会議録によつて御承知を願います。

本日質疑を終了し、討論の通告がありませんため、直ちに採決を

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

法律案の内容について一言申し上げますと、今回の改正によりまして、第二条第一項の表における各行政機関の職員の定員の合計六十四万二千二十八人に対して、結局二千九百四十六人を増加いたしました。合計六十四万三千九百七十四人といたしました次第でございます。

増員及び減員の内容につきましては、別に詳しく御説明いたしませんけれども、増員のおもなるものを申し上げますれば、科学技術庁附属研究所の設置拡充に伴うもの百十五人、刑務所等の開設強化に伴うもの三百三十二人、国立大学の学年進行及び付属研究所整備等に伴うもの三百六十一人、特許審査審判事務の増加に伴うもの百人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの六百九十六人、電気通信施設の拡張に伴うもの千二百三十二人等とあります。減らしましたもの目立っておりますのは引揚援護事務に関係いたします職員約三百名でございます。

以上申し上げます通り、大体におきまして現業的業務の増加に伴うものが多いのであります。必要やむを得ないものだけを計上いたしました次第でございます。

なおこの改正法律案は四月の一日から施行いたしたいと存じておる次第でございます。

以上が改正法律案のおもなる内容でございます。何とぞ慎重に御審議の上にお決あらんことをお願い申し上げます。次第でございます。

いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決をいたしました。

なお、本案に対し、自由民主党及び日本社会党両党共同による附帯決議案が提出され、これまた全会一致で可決いたしました。

決議文を朗読いたします。

政府は、行政運営の実情に即し、各行政機関における職員の定員配置を適正公平にするともに、職員の労働が過重にならざるよう増員その他適當の措置を講ずるほか、常勤労働者であつて、長期間勤務に服しており、かつ行政機関の恒常的構成員と認められる者は、これを定員法上の職員に繰り入れる措置を講ずべきである。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(四月五日)

○亀田得治君 たいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和三十二年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、事務の増加に伴う所要の増員を行うとともに、業務の縮小に伴う余剰定員の縮減を行い、そのため行政機関職員の定員に改正を加えんとするものであります。今回の改正により、各行政機関の職員の定員を新たに四千三十八人増員するとともに、地方において千九十二人の減員を行い差し引き二千九百四十六人を増加

し、結局、行政機関職員の定員の合計は六十四万三千九百七十四人となるのであります。今回の定員改正における増員のおもなるものといしましては、科学技術庁付属研究所の設置拡充に伴うもの百十五人、刑務所等の開設強化に伴うもの三百十二人、国立大学の学年進行及び付属研究所整備等に伴うもの三百六十一人、特許審査審判事務の増加に伴うもの百人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの六百九十六人、電気通信施設の拡張に伴うもの千二百三十二人等であり。また減員のおもなるものといしましては、印刷局所掌事務の合理化に伴うもの九十五人、アルコール工場の民間移譲に伴うもの百十二人、船用米配給事務の簡素化に伴うもの八十一人、航空保安協力事務の減少に伴うもの六十九人、受託電信電話施設の一部を日本電信電話公社への移管に伴うもの五百人等であります。

内閣委員会は、前後四回にわたり委員会を開き、この間、岸内閣総理大臣及び大久保国務大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その審議におきまして、現内閣の行政機構改革に関する構想、行政審議会の今後の運営方針、官界の刷新及び公務員制度に関する現内閣の方針、定員法のワク外にある常勤労務者及び常勤的非常勤職員の処遇の問題、定員法の基本構想等の諸点につきまして、政府の所見がたゞされ、さらに今回の定員法の改正に関連し、大蔵省及び行政管理庁が、昭和三十二年度における農林省農地局の新規事業に伴う事務増及び郵政省所管の特定郵便局の新設と郵便物の取扱業務量の増加に対応する定員増の措置を十分配慮すべきにかかわらず、今回の定員法の改正におい

て、その配慮のあとが、ほとんどかがわれない点を追及し、大蔵省及び行政管理庁当局が、各省の定員増の要求に対し、いかなる基準及び方法によって査定するか点、またこの点についての政府の今後の措置等につきまして、特に北村、森中の両委員と関係政府委員との間に質疑応答がなされましたが、その詳細は、委員会会議録に譲ります。

なお、委員会審議の過程におきまして、特に中心となつた問題は、さきに述べました定員法のワク外にある常勤労務者及び常勤的非常勤職員の処遇に関する問題でありまして、多数の委員より、第二十二国会において、当委員会が、「これら定員法のワク外にある職員の処遇について、政府がすみやかに根本的検討を加え、具体的措置を講ずべきことを要望する」旨の付帯決議をなし、また第二十四国会においても、当委員会が定員法改正の審議に当り、この問題の早急な解決を政府に要望する旨の質疑及び討論が行われ、これに対し、政府は、「早急にこの問題の具体的解決を講ずる方針である」旨を言明せるにかかわらず、今日に至るも何ら解決せられていないのは、まことに遺憾であつて、この問題に関する政府の所見をたゞしたのに対し、岸内閣総理大臣より、「この問題については十分責任をもつて結論を出す考えである」旨の、また大久保国務大臣より、「御趣旨を尊重して、次期国会には解決したい所存である」旨の言明が、それぞれなされました。

昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して、上原委員より、「政府原案に賛成」の意政機関における定員配置の適正化と勤務条件の改善を期すべきである。

最後に、緑風会を代表して竹下委員より、「修正案及びこれを除く政府原案に賛成」の意見が述べられました。

かくて討論を終り、まず、修正案について採決いたしましたところ、多数をもつて可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた多数をもつて可決すべきものと決定せられました。

なお、さきに討論中に、森中委員より発議せられました付帯決議案につきまして採決いたしましたところ、全会一致をもつて、当委員会の決議とすることに決定せられました。

右、付帯決議につき、大久保国務大臣より特に発言を求められ、「政府は、この決議の趣旨を十分尊重する」旨述べられました。

以上、御報告申し上げます。

見が述べられた後、次の修正案が提出せられました。この修正案を朗読いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条を次のように改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

次いで、八木委員より、「政府原案に反対」の意見が述べられ、また、日本社会党を代表して、森中委員より、「次の付帯決議案を付して、修正案及びこれを除く政府原案に賛成」の意見が述べられました。

次に、付帯決議案を朗読いたします。

付帯決議案

現在、行政機関職員定員法のワク外にある常勤労務者(常勤職員)及び非常勤職員中、その職務の性質、勤務の実態において定員法上の職員と何ら異なる者が多数に上っている。

本委員会は、従来、これら職員の処遇改善につき再三決議を行い、政府もまた早急に解決をはかる旨をしばしば言明せるにかかわらず、今日に至るまで何らの具体的措置がとられていないことは、はなはだ遺憾である。

政府は、すみやかに本問題の抜本的解決をはかり、もつて各行

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

◎地方税法の一部を改正する法律

(昭三三、四、一〇法六〇)

一、提案理由(二月二十八日)

(昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律(昭三二―法一四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院地方行政委員長報告(三月二十八日)

○門司亮君 たいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

政府は、ようやく再建の第一歩を踏み出した地方財政の現状にかんがみ、地方税においては自然増収を財源として積極的に減税を行う余地に乏しいものと見て、むしろ国税の減税に伴う減収をできるだけ回避する措置を講じ、ただ、この機会に、かねて問題となってきた税負担の均衡化並びに合理化をはかるべき点、また税務行政の適正化を期すべき点につき、若干の改正を加える趣旨をもって、本改正案を提出いたしましたのであります。

改正案の内容は多岐にわたっておりますので、おもな点を御説明いたします。

まず、住民税に関して、第一に、所得税の減税に伴い自動的に生ずる所得割の減収をできるだけ回避するとともに、住民負担の軽減

等の一品ごとの免税点を百円から百五十円にそれぞれ引き上げ、これら免税点を越えるものに対しては一律に一〇%の税率とし、さらに、従来五百円以上とされていた飲食店の公給領収証の使用義務を三百円以上に改めようとするなどの諸点でございます。

次に、固定資産税に関して、特別とん税の創設とも関連して、外国船舶に対する固定資産税の課税標準の特例を、価格の三分の一から六分の一に引き下げ、その他の船舶についてもこれを三分の二に減ずる措置をとるほか、大規模償却資産に対する市町村の課税限度額並びに財源保障の割合を、昭和三十年分において経過的に講ぜられた緩和措置をそのまま恒久化すること、及び、新たに建設された工場または発電所の用に供する大規模償却資産につき、最初の年度から五年度分に限り、右の財源保障率を引き上げることなどの改正を行おうとするものでございます。

最後に、軽油引取税について、揮発油課税の増額に対応して、道路整備促進に必要な財源を充実するため、五割程度税率を引き上げようとしているのでございます。

その他、娯楽施設利用税において、スケート場を課税対象から除外し、ゴルフ場に対して外形標準課税の道を開くこと、電気ガス税の非課税範囲を追加すること、木材引取税の税率を引き下げること、入湯税を目的税とすることなどの改正を行い、また、各税目を通じて規定の整備をはかろうとしているのでございます。

本法律案は、二月二十二日本委員会に付託され、同二十八日には田中国務大臣より提案理由の説明があり、その後、地方財政計画と

地方税法の一部を改正する法律

をもある程度考慮して税率の調整を行い、さらに、住民税の課税方式の選択がおおむね市町村の自由にまかされている結果、課税方式を異にすることにより生じている市町村間の住民負担の著しい不均衡を是正するため、この際、第二課税方式及び第三課税方式についても、その課税標準額の段階ごとの率を法定して、市町村をしてこれに準じた運用を行わせようとするものであります。

次に、事業税に関してでございますが、標準税率を、法人につきましては、現行の所得年五十万円以下一〇%を八%に引き上げるほか、軽減税率の適用範囲を広げて、年五十万円をこえ年百万円までの部分を、従来の一〇%から一〇%に引き下げることとし、個人の第一種事業につきましては、課税所得年五十万円、すなわち、基礎控除を含めて年六十二万円までの部分を、従来の一〇%から八%に引き下げようとするものでございます。次に、法人の行う地方鉄道事業及び軌道事業について、いわゆる外形標準課税を改めて、一般事業並びに所得課税とすることとしたのでございます。また、公衆浴場業を第一種事業から第三種事業に移すこととしておるのでございます。

次に、遊興飲食税に関してでございますが、そのおもな点は、芸者等の花代部分に対する税率を三〇%から一五%に引き下げ、旅館の宿泊につき一人一泊八百円以下を免税とし、この免税点を越える宿泊料金は、現行通り五百円の基礎控除を行なった上、一律に一〇%の税率を適用することとし、また、普通飲食店における一人一回の飲食についての免税点を二百円から三百円に、チケット制の食堂

も関連せしめて審議を行い、三月十二日には本案に関し地方団体側並びに納税者側の参考人より意見を聴取し、二十五日及び二十七日には、軽油引取税、道路譲与税との関連において、揮発油税法改正案につき大蔵委員会と連合審査を行い、また、地方税法等改正に関する小委員会を設けて逐条審議を行うなど、審議に特に慎重を期したのでございます。二十六日には、小委員会の審議状況につき山崎小委員長から報告がございました。

委員会における審議の内容は会議録についてごらん願いたいと思っておりますが、本委員会並びに小委員会を通じて論議の集中されました点は、大要次の二点でございましたので、この際御報告申し上げます。

その第一点は、住民税の第二、第三課税方式につき、課税標準額の率を法定する改正に関してでございます。市町村間の住民負担のばなはだしい不均衡をこの際は正しようとする趣旨は了とされるのでございますが、政府は、この措置によつて生ずる減収の大部分を自然増収で補てんできるものとして、明確な財源補てんの措置を講じていないので、自然増収に多くを期待できない弱小市町村にとつては、財政運営に重大な支障を来すことが懸念される、単に特別交付税で激変を緩和するという程度では、きわめて不徹底、不安定であるから、確固たる措置を講ずべきであるということでございます。

第二点は、遊興飲食税の改正において、徴税の簡素化のためとはいえ、飲食店等における一人一回三百円をこえ五百円までの飲食料

金及び旅館における一人一泊八百円をこえ千円までの宿泊料金に対する部分につき税率の引き上げが行われることは、一方芸者の花代に対する税率の引き下げが行われることと考え合せて適当でないとの意見があったのでございます。

なお、スキー・リフトを娯楽施設利用税の対象から除外する件なども問題となりましたが、当局より行政指導により善処する旨の答弁がございました。また、昨二十七日の鈴木委員からの質疑に対し、田中国務大臣は、住民税、事業税及び遊興飲食税等の改正に伴う減収については特別交付税で極力補てんするつもりであるが、なお及ばない場合は、たばこ消費税の税率調整を考慮したい旨の答弁がございました。

かくて、昨二十七日質疑を終了いたしました。質疑終了後、亀山委員より、軽油引取税の税率を改正原案の九千円から八千四百円に引き下げることと内容とする修正案が提出せられまして、その提案理由の説明があり、これに対する質疑を行なったのでございますが、本修正による来年度の減収は三億四千四百万円となるのでございまして、これに対する政府の所見をただしましたところ、田中国務大臣から特別異論はない旨の答弁がございました。

次いで討論に入り、徳田委員は、自由民主党を代表して、修正案並びに修正部分を除く原案に賛成、中井委員は、日本社会党を代表して、両案に対して反対の意見を述べられました。

採決の結果は、修正案並びに修正部分を除く原案いずれも賛成多数をもって可決せられました。よって、本案は修正可決すべきもの

と決した次第でございます。

右、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(四月八日)

○本多市郎君 たいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、政府原案について申し上げますが、その内容は、地方税制の現況にかんがみ、負担の均衡化と合理化、税務行政の適正化のため、現行法に若干の改正を加えようとするものであります。

その改正の骨子は、第一に、住民税については、所得税の減税に伴い自動的に生ずる住民税の減収をできるだけ回避するため、その税率、現行の二二%を昭和三十三年度二六%、三十四年度以降二八%に調整し、また、課税方式を異にすることによる負担の不均衡を緩和するため、いわゆる第二課税方式及び第三課税方式についても、その課税標準額に段階を区分し、当該区分ごとの金額に応じて順次に適用されるべき率を法定し、市町村はこれに準じてその税率を定めるものとしております。

第二に、事業税について、中小企業の税負担を軽減するため、所得を課税標準とする事業を行う一般法人については、現在の所得五十万円以下一〇%を八%に引き下げるほか、さらに軽減税率の適用範囲を広げて、年五十万円をこえ年百万円までの部分を、従来の一二%から一〇%に引き下げ、個人の第一種事業についても、所得年

たしております。

五十万円、基礎控除前六十二万円までの部分を、従来の八%から六%に引き下げ、また、バス事業との間における負担の均衡をはかるため、地方鉄道事業及び軌道事業の課税標準を、現行の収入金額から所得に改め、さらに公衆浴場業を第一種事業から第三種事業に移すことといたしております。

第三に、娯楽施設利用税について、スケート場を法定の課税対象施設の範囲から除くとともに、ゴルフ場の利用に対して外形課税の道を開き、条例の定めるところにより、利用の日ごとに定額により課税できることとして、その標準税率を一人につき三百円としております。

第四に、遊興飲食税について、租税負担の合理化と徴収事務の簡素化のために、(一)芸者等の花代に対する税率現行三〇%を、他の遊興行為に対するものと一律にして一五%とし、(二)旅館について、新たに一人一泊につき八百円の免税点を設け、免税点をこえる宿泊及びこれに伴う飲食料金については、現行通り五百円を基礎控除して、税率はすべて一〇%とし、(三)普通飯食店における一人一回の飲食についての免税点を、従来の二百円から三百円に引き上げ、免税点をこえる飲食に対する税率は、すべて一〇%とし、(四)チケット制の食堂等における一品ごとの免税点を従来の百円から百五十円に引き上げ、免税点をこえる品目に対する税率を一〇%に改め、(五)従来、飲食店において二百円から五百円までのものについては公給領収証の使用を要しないものとされていたのを、今後は免税点をこえるものについては、すべて領収証を發行することに改めることといた

第五に、固定資産税について、(一)国際競争を考慮し、外航船舶に対する固定資産税の課税標準を、価格の三分の一から六分の一に引き下げ、これとの均衡上、その他の船舶についての課税標準を価格の三分の二に改め、(二)大規模償却資産に対して、所在の市町村が固定資産税を課し得る人口段階ごとの価格の限度をそれぞれ引き上げるとともに、この規定を適用した結果、当該市町村の基準財政収入見込額が基準財政需要額の一定割合に相当する額を下回る場合の財源保障の割合を、百分の二十から百分の三十に引き上げ、(三)新たに建設された工場または発電所の用に供する大規模償却資産については、これらの資産の建設当初における市町村の財政需要の増高等を考慮して、右の財源保障率を、最初の年度から五年度分の固定資産税に限り特に引き上げるものとし、最初の年度は百分の百八十、次の二年度は百分の百六十、最終の年度は百分の百四十とすることといたしております。

第六は、電気ガス税について、(一)漁民保護の見地から、漁業協同組合等が、その設置する製氷工場において製造する氷を、もっぱら漁船などにおける水産物保存の用に供している場合には、当該工場が直接氷の製造に使用する電気を非課税とし、またこれらの工場に併置する水産物冷凍専用の冷蔵倉庫で直接水産物の冷凍に使用する電気を同様に非課税とし、(二)基礎資材製造等について、原材料課税となるようなことを避けるために、水銀鉱、焼成燐肥等の掘採または製造のために使用する電気を非課税とすることといたしております。

第七に、木材引取税について、価格を課税標準として課する場合における標準税率現行百分の五を百分の四に、制限税率現行百分の六を百分の五に、それぞれ引き下げ、第八に、入場税について、これを環境衛生施設その他観光施設の整備に充てるための目的税に改めることとしたしております。

第九に、軽油引取税について、道路整備事業充実の財源として、別途計画されている揮発油に対する税率の引き上げに対応して、軽油引取税の税率を、四月から一キロリットルにつき従来の六千円から九千円に引き上げ、その他各税目を通じて規定の整備を行おうとするものでありますが、かくのごとき内容の政府原案に対し、衆議院においては、軽油引取税の税率、軽油一キロリットルにつき現行六千円を九千円に引き上げる原案を八千四百円に改め、また経過規定により、軽油の引き取りとみなされる場合の税率、軽油一キロリットルにつき原案三千円を二千四百円に改めるといふ修正を加えて、本院に送付して参った次第であります。

以上、地方税法の一部改正案について、地方行政委員会におきましては、二月二十八日には田中国務大臣より提案理由の説明を聞き、三月二十九日には亀山衆議院議員より衆議院修正理由の説明を聞いた後、連日、政府側との間に質疑応答を重ねるほか、特に本法案の重要性にかんがみ、三月二十九日には一橋大学学長井藤半弥君その他六人の参考人より意見の公述を聞き、また四月二日には、本法案に関連して、揮発油税法案につき、大蔵、地方行政、運輸、建

設各委員会の連合審査会を開く等、熱心かつ慎重に審査を行なったのでありますが、その詳細は会議録によつてごらんを願いたいたのであります。

四月八日、軽油引取税の税率を八千四百円から八千円に引き下げ、同様に経過規定により、軽油の引き取りとみなされる場合の税率二千四百円を二千円に引き下げるとともに、この法律の施行期日、昭和三十三年四月一日を、公布の日の翌日に改めるといふ意味の修正案が、森委員より提案されました。

次いで討論に入り、占部委員は日本社会党を代表して、「修正案並びに原案を通覧するに、財源を中央に温存して地方にこれをしわ寄せするものである等の理由により反対である」旨を述べられまし。大沢委員は、「本法案は、修正案を含めて、従来の税制調査会その他の答申、さきの当委員会付帯決議等の線に沿い、内容おおむね妥当であるから、これに賛成である」旨を述べられ、次の付帯決議案を提出されました、すなわち、

付帯決議案

地方税制の内容については、なお検討の余地があるものと認められる。政府は左の諸点につき検討を加え、昭和三十三年度において適当に措置すべきである。

一、遊興飲食税に関しては、遊興面の徴税に重点を置くとともに、普通飲食の免税範囲をさらに拡張するほか、徴収実績等を勘案して、公給領収証制度の検討と負担の合理化、徴収事務の簡素化をはかること。

二、住民税は方式が錯雑し、かつ負担はその居住地域の異同によつて著しく不均衡を生じ、特に給与所得者には過酷となる場合が多いから、これが軽減につき適當の考慮を加えること。

三、軽油引取税については、これが取扱いにつき、将来、適宜考慮を加えること。

四、冷凍、冷蔵事業に対する電気ガス税の免除は、製氷事業に付置せざるもの及び農畜産物等についても将来これを考慮すること。

右決議する。

という内容のものであります。

次に森委員は、「本法案には修正案を含めて賛成、なおこの際、税制の基本について政府の最善の留意を望む」旨を述べられ、千田委員は、「内容に税負担の均衡化に逆行する点が見られる等の理由で、修正案及び原案いずれにも反対」の旨を述べられました。

かくて採決の結果、修正案並びに修正部分を除く衆議院送付原案は、いずれも多数をもつてこれを可決すべきものと決定いたしました。よつて本案は、修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、大沢君提出の付帯決議案は、採決の結果、多数をもつて、これを本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

◎雇用審議会設置法 (昭三二、四、一五法六一)

一、提案理由(三月五日)

○政府委員(田中栄一君) たいま議題となりました雇用審議会設置法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

最近におきましては、経済規模の著しい拡大に伴いまして、雇用状態も相当に改善されてきているのでありますが、労働人口の就業内容あるいは日雇労働市場等、なお改善の度の薄い面も見られるのでありまして、今後における生産年齢人口の著増をあらかじめ考慮し、雇用問題の解決は、今日及び将来にわたってなおきわめて困難な問題であると認められるのであります。

政府は、諸施策の目標の一つとして完全雇用の達成を掲げ、この問題の解決に努めているのであります。しかしながら、雇用に関する問題は関連するところきわめて多く、総合的な見地から検討すべき問題であり、また政府の諸施策で雇用状態に影響の及ぶ施策も広範囲にわたるのであります。従って、政府が雇用に関する問題点を的確に把握し、完全雇用達成の目標に向って諸施策を運営して参りますためには、各方面の有識者の意見を徴していくことがきわめて必要であると考えるのであります。

以上のような事情にかんがみまして、政府は、雇用及び失業に関する重要事項に審議する諮問機関として、従来総理府に設置せられておりました失業対策審議会を改組強化し、ここに雇用審議会を設

置することとした次第であります。

次に、法律案の概要を申し上げます。

第一条は、この法律の目的及び審議会の設置を規定し、第二条は、審議会の所掌事務を規定したものでありまして、審議会は、雇用構造その他雇用及び失業の状態に関する事項、雇用状態の改善のための施策に関する事項、失業対策に関する事項、その他雇用及び失業に関する重要な事項について調査審議し、これらの事項に関する、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に応じ、かつ、所要の意見を述べ、または報告する旨を規定しております。

第三条から第七条までは、審議会の組織に関する規定でありまして、まず委員は、三十人以上とし、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命し、任期は二年といたしました。次に、審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によりこれを定めることとし、また専門委員三十人以上、幹事二十人以上を置くこととしました。さらに、第八条では、審議会に部会を置くことができる旨及びその構成について規定しております。

第九条では、審議会はその所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係各行政機関の長に対し、資料の提出等必要な協力を求めることができる旨を規定し、第十条は、審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する旨を規定し、第十一条は、この法律で規定したほか、審議会に必要事項については、政令で定める旨の委任規定であります。

なお、付則におきまして、この法律は、昭和三十二年四月一日か

ら施行すること及び総理府設置法第十五条第一項の表中失業対策審議会の項を雇用審議会に改めることを規定いたしました。

以上が、この法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、参議院内閣委員長報告(三月二十五日)

○亀田得治君 たいま議題となりました雇用審議会設置法案及び労働省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、雇用審議会設置法案について申し上げます。

政府が今回この法律案を提出して、雇用審議会を設ける理由として、政府は、完全雇用の達成を施策の重要な目標として掲げ、雇用問題の解決に努めているが、この雇用に関する問題点を的確に把握し、完全雇用達成の目標に向って諸施策を運営して行くがためには、各方面の有識者の意見を徴することがきわめて必要であると考え、従来、総理府に設置されていた失業対策審議会を改組、強化して、雇用審議会を設置することとしたのであります。

次に、本法律案の内容の概略を申し上げますと、雇用審議会は、完全雇用の達成を目標として、政府の諸施策の運営に資するため設けられる総理府の付属機関でありまして、雇用構造その他雇用及び失業の状態に関する事項、雇用状態の改善のための施策に関する事項、失業対策に関する事項、その他雇用及び失業に関する重要な事項について調査審議し、これらの事項に関し、内閣総理大臣ま

たは関係各大臣の諮問に応じ、かつ所要の意見を述べ、または報告することとする所掌事務としております。本審議会は、学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する非常勤の委員三十人以上をもつて組織し、その任期は二年とし、会長及び副会長は委員の互選によつて定めることとなっております。なお、専門の事項を調査審議させるため、専門委員三十人以上と、委員及び専門委員の補佐として幹事二十人以上を置くことができることとなっております。また、審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係各行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳説明、その他必要な協力を求めることができることとなっております。なお本審議会の設置に要する経費として、三十二年度予算には二百三十六千円が計上されております。

内閣委員会は、委員会を四回開きまして、本法律案の審議に当りました。この審議におきまして、従来置かれていた失業対策審議会を廃止して、新たに本審議会を設ける理由、従来、失業対策審議会の答申を政府は施策の上にか取り入れたか、また、今後いかに取り入れるかの点、完全雇用に関連する各種の問題、特に政府の完全雇用に対する考え方、完全雇用実現のために政府が今後実施せんとする基本施策、経済規模の拡大と雇用との関係、本審議会の今後の運営方針などの諸点につきまして、松浦労働大臣その他関係政府委員と内閣委員との間に質疑応答が重ねられました。その詳細は、委員会会議録に譲ることといたします。

去る二十二日の委員会におきまして、質疑も終結いたしました。

で、討論に入りましたところ、秋山委員は日本社会党を代表して、また上原委員は自由民主党を代表して、それぞれ本法律案に賛成の旨の発言がありました。特に秋山委員より、「わが国の雇用問題は、単純な失業対策問題でなく、これを含めてのより広範な就業問題であり、一千万をこえる不完全就業者、半失業者の賃金、その他労働条件の改善にその重点が置かれなければならない、政府のいわゆる経済拡大政策が、最低賃金法、家内労働法、雇用基本法などの法的裏づけを伴わなければ、雇用問題の解決には役立たない、本審議会は、これら雇用、就業問題につき徹底的調査を行い、遺憾なき政策の立案に努められたい、また政府は、本審議会委員の人选については、雇用問題の重要性にかんがみ、旧套にとらわれず、最任者を得るよう十分検討されたい」旨の政府に対する要望が述べられました。最後に八木委員は、「本法律案には反対である」、その理由として、「従来、各種審議会の例を見ると、審議会の運営は、とかく形式に流れ、また政府の責任のがれのきらいがある」旨の発言がありました。

かくて討論を終り、直ちに本法律案について採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定されました。次に、労働省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正点は、労働大臣官房に官房長を置くことではありません。その理由として、政府の述べるところによれば、「労働行政においては、省内各部門を通じ、総合調整を要する事項が多いのである」と存じます。

同日質疑を終りましたところ、大平委員より、本案に対し、施行期日を公布の日に改めるとの修正案が提出されました。別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入りまして、まず修正案について採決の結果、全会一致をもってこれを可決し、次に修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決定をいたし、本案を修正議決した次第であります。

一右、御報告申し上げます。

るが、特に最近では、経済政策、社会政策などとの関連で、総合的角度から検討を要する事項が増大し、従って省内各部門にわたり調整を要する事項も量的、質的に増大したものと、また、他のほとんどの省に官房長が置かれておる例に徴して、今回、労働省においても官房長を置く必要がある」というのであります。

内閣委員会は、前後三回、委員会を開き、その間、松浦労働大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その審議におきましては、今回新たに労働省に官房長を置くに至った理由、現在、官房長を置く省と置かない省とがあるが、官房長を置くのはいかなる基準によってきめるのか、官房長を置いた場合、仕事の面における事務次官と官房長との関係などの諸点につきまして質疑応答が行われましたが、その詳細は、委員会会議録に譲ることといたします。

去る二十二日の委員会におきましては、別に討論もなく、直ちに本法律案につき採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定されました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院内閣委員長報告(四月九日)

○山本正一君 ただいま議題となりました雇用審議会設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、雇用問題の解決をはかるため従来総理府に設置さ

◎捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律

(昭三二、四、一五法六二)

一、提案理由(二月十五日)

○宮沢内務大臣 捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律は、日本国との平和条約第十七条に規定する義務を履行するため、連合国の要請がありました場合に、旧捕獲審検所が検定いたしました事件で、連合国人の所有権に係るものを、国際法に従って再審査することを目的とする法律であります。

捕獲審検の再審査の要請について、平和条約におきましては期限が定められておりませんが、事柄の性質上、平和条約の効力が発生いたしました後、比較的短期間に連合国の要請が出尽すものと予想せられ、国内法であるこの法律の存続期間は当初三年と定められておりましたところ、第二十二回特別国会において三年を四年に、第二十四国会において四年を五年に改められ、すなわち昭和三十三年四月二十七日限り失効することとなっております。しかしながら日本国との平和条約の批准の状況及び再審査の要請に関する連合国の状況にかんがみまして、なおその要請に対する受け入れ態勢を整

備しておくことは、平和条約を誠実に履行するために必要なことと考えられます。これがためには、この法律の一部を改正してその存続期間をなお一年延長いたし、その間に連合国の模様を見たいと存じます。これがこの法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(三月二十八日)

○淵上房太郎君 たいま議題となりました捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案及び港湾法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の趣旨を簡単に御説明いたしますと、現行法は、日本国との平和条約第十七条に規定する義務を履行するため、旧捕獲審検所が検定した事件に対しまして、連合国より要請がありました場合に、これを国際法に従って再審査することを目的とするものであります。この法律の性質上、法律の有効期間は、平和条約発効の日から五年間、すなわち本年四月二十七日までと規定されております。しかしながら、日本国との平和条約の批准状況並びに連合国の再審査の要請状況にかんがみまして、なお今後その要請があるものと予想されますので、これが受け入れ態勢を存続させるため、法律の

有効期間をさらに一カ年延長しようとするものであります。

本法案は、去る二月十四日本委員会に付託され、翌十五日政府より提案理由の説明を聴取し、三月二十六日質疑に入りましたが、何らの発言もなく、引き続き討論を省略いたし直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案通り可決した次第であります。

次に、港湾法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案の趣旨を簡単に御説明いたしますと、現行法におきましては、重要港湾の港湾施設に対する工事費の負担割合は、恒久制度といたしましては、国と港湾管理者がそれぞれ五割ずつと規定されており、また、地方財政の再建のための臨時特例といたしましては、国が六割を、港湾管理者が四割を負担することに定められておりますが、最近船型の大型化に伴いまして、港湾施設の整備拡充方が強く要望され、特に石油、石炭、鉱石等の大量貨物を原材料とする産業界におきましては、その企業の合理化をはかるため、工事費の一部負担を条件として、関係港湾の施設の急速な整備方を熱望しているものであります。よって、かかる要望に即応いたしまして、受益者が工事費の五割を負担する場合は、恒久制度といたしましては、国と港湾管理者がそれぞれ工事費の二割五分を負担することとし、また、地方財政の再建のための臨時特例といたしましては、国が工事費の三割を、港湾管理者が工事費の二割を負担するように、その負担率について例外規定を設けようとするものであります。

本法案は、三月二日本委員会に付託され、五日政府より提案理由の説明を聴取し、三月二十六日質疑に入りまして、受益者負担によ

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律

る製品価格への影響、港湾施設の整備方針等について熱心なる質疑が行われましたが、その内容は会議録により御承知を願います。

かくて、三月二十七日質疑を終了し、直ちに討論に入り、日本社会党を代表して山口委員より、受益者の負担金額の増加を抑制し、もって製品価格の値上りを防止すること、港湾施設の使用について特定受益者の専用に陥らせないこと、港湾工事用器材の急速な整備をはかること等の希望条件を付して、本法案に賛成の旨が述べられました。

次いで、採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案の通り可決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(四月十日)

○戸叶武君 たいま議題となりました捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

現行法は、日本国との平和条約第十七条に規定する義務を履行するため、旧捕獲審検所が検定いたしました事件に対しまして、連合国から要請がありました場合に、国際法に従って再審査することを目的とするものであります。

この法律の存続期間は、当初三年と定められておりましたところ、第二十二回特別国会において一年延期し、第二十四国会において、さらに一年延期し、本年四月二十七日限りとなつておりま

す。しかしながら連合国の再審査の要求については、その要請状況を見ましても、現在連合国より補償請求に関連して照会のある事実にかんがみまして、今後もお再審査の要請があるものと予想されますので、この際、その要請に応ずる受け入れ態勢を継続するため、本法の存続期間をさらに一年延長しようとするものであります。

本委員会におきましては、質疑に入りましたところ、相沢委員より、本法の有効期限をさらに一年延長すべき詳細な理由、また柴谷委員より、本法の有効期限を一年々々小刻みに延長していくのが、わが国にとって望ましいことかというような趣旨の質疑がありましたのに対し、政府委員より、現在再審査中の事件、または再審査の要請の見通しについての内容説明の答弁があり、さらに、「わが国にとつてはできるだけ早く、こういつた仕事を打ち切るのが望ましいが、再審査の要請の見通しのある間は、その受け入れ態勢を継続する必要がある」との答弁がございました。

これにて質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎結核予防法の一部を改正する法律

(昭三二、四、一五法六三)

一、提案理由(二月二十二日)

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭三二一法四一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(三月二十六日)

(公衆衛生修学資金貸与法(昭三二一法六五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(四月八日)

(公衆衛生修学資金貸与法(昭三二一法六五)の委員長報告と一括して掲載)

◎母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

(昭三二、四、一五法六四)

一、提案理由(三月十五日)

○神田国務大臣 ただいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

母子福祉資金の貸付は、都道府県が行なっておりますが、国は、現在都道府県が貸付金の財源として計上する金額と同額の金額を都道府県に貸し付け、都道府県は、この合算額を財源として生業資金、支度資金、修学資金等八種類の貸付金を母子家庭や父母のない児童に貸し付けているのであります。

その財源の総額は、昭和二十八年この法律の施行以来昭和三十一年一月末現在におきまして約三十三億円に達しており、わが国の母子福祉対策に多大の寄与をしておるわけでありますが、現在までの貸付状況によりますと貸付金の財源が十分でないために母子家庭等からの借入申込に対し十分応ずることができない実情にあるのであります。

これは地方財政事情の窮乏とも関連する問題と考えられるのであります。現行の国の都道府県に対する貸付率をもつては、貸付金の財源を十分に確保してこの法律の所期の目的を達成すること

が困難でありますので、今回この貸付率を従来の二分の一から三分の二に引上げることとし、国は都道府県が貸付金の財源として計上する金額の倍額に相当する金額を貸し付けることにより母子家庭の福祉を一そう増進しようとするものであります。

以上が改正案の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

次は、ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

改正のおもな点について申し上げますと、第一点は、児童福祉施設の一種として新たに精神薄弱児通園施設を設け、これに必要な事項につき規定したことであり、精神薄弱の児童は、従来厚生省といたしましては、もっぱら、児童福祉施設の一つであります精神薄弱児施設に入所させ、これをいわゆる二十四時間収容いたしましたその保護指導にとめて参ったのであります。今回、さらに精神薄弱児対策の完備をはかるために、精神薄弱児中、通園が可能な児童を日々保護者のもとから通わせて、これを保護指導するため新たに精神薄弱児通園施設の制度を設け、その入所の措置は都道府県知事、指定都市の市長にとらせることとした次第であります。

第二は、国の設置する精神薄弱児施設における在所期限の延長を規定したことであり、国の設置する精神薄弱児施設におきましては、別に厚生省設置法に定めるところによりまして、もっぱら精神薄弱の程度が著しい児童または盲もしくはろうである精神薄弱児を入所させることとなつていたのであります。これらの者はその

性状等からみて一般の精神薄弱児より以上に長期にわたり保護指導を加える必要がありますので、この国立の施設に入所した児童につきましましては、その者が社会生活に順応することができるようになるまで在所させることができるようにいたしました次第であります。

以上が、この法律案を提案する主な理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。第であります。

次は、ただいま議題となりました食品衛生法の一部を改正する法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

まず、改正の第一点は、添加物の概念を明確にしようとしたこととあります。御承知の通り、近時食品工業が飛躍的に発展したことに伴い、食品の製造の過程において添加使用されるものが年々ともに増加して参っておりますが、かかるものについて食品衛生法の適用上添加物として取締りの徹底を期することができないことは危険なこととございます。先般の森永ドライミルク事件にもかんがみまして、食品の製造の過程において添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用される物質を、添加物として取り扱うよう添加物の概念を明確にいたしまして、添加物による食品の危害を未然に防ぎたいものと考えております。

改正の第二点は、食品衛生管理者を設けようとしたこととございます。御承知の通り、乳製品、化学的合成品たる添加物等の食品及び添加物は、その製造または加工についてきわめて高度の技術を必要といたしますとともに、その製造または加工の過程における取り

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

扱いを誤りますれば、製造されまたは加工された食品に及ぼす危険性が大きく、かつ、その被害が広範囲に及ぶことが予想されます。従いまして、これらのもののうち、このような危険性の特に大きいものとして政令で定めるものの製造または加工を行なっている営業者は、その製造または加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を設置しなければならないこととしたのであります。この食品衛生管理者が職務を怠つたことにより、右の違反が起きた場合には罰則が適用せられることとすること等により、右の食品衛生管理者がその職務を十分に全うすることを期待するものであります。

第三に改正したい点は、食品、添加物、器具または容器包装に関する標示についてであります。食品、添加物等はそのものが何時どこで製造されたか不明でありました。また、添加、混和、浸潤等の方法によつて食品に使用することを目的として製造、加工されたかどうか判明いたしませんでは、使用者にとりましてきわめて不安であります。かかることを明確にいたしますために、食品、添加物等につき公衆衛生の見地から必要な標示についての基準を定めまして、この基準が定められた食品、添加物等であつて、その基準に合う標示がないものはこれを販売したり、販売の用に供するたに陳列したり、または業務上使用してはならないことといたしたい、さように考えるのでございます。

第四の改正点は、化学的合成品について、その定義を法律上明確に規定しようとするのでございます。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

一八六

最後に改正したい点は、罰則の整備についてであります。食品衛生法に規定してある罰則には従来から不均衡な点がありましたので、今回の改正を機としてこれが整備を行い、均衡を失うことのないようにしようとするものでございます。

以上が政府が提案いたしましたおもな理由であります。参議院におきまして、若干の点につきまして修正がございました。その修正の内容を要約いたしますと、第一に、厚生大臣が基準規格を定めた添加物を収載した食品添加物公定書を作成し、添加物の適正な使用を周知させることとする事、第二に、販売の用に供し、または営業上使用する食品、添加物、器具または容器包装を国外から輸入する者は、その都度厚生大臣に届け出なければならないこととする事、第三に、歯科医師または大学等におきまして歯学の課程を修めて卒業した者も食品衛生管理者になることができることとする事、第四に、食品衛生に関する費用の国庫負担に関する規定を削除しないこととしたこと等でございます。

以上がこの法律案を提案いたしました理由でございます。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第でございます。

二、衆議院社会労働委員長報告(三月二十六日)

(公衆衛生修学資金貸与法(昭三二一法六五)の委員長報告と一括して掲載)

◎公衆衛生修学資金貸与法

(昭三二、四、一五法六五)

一、提案理由(二月二十二日)

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭三二一法四一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(三月二十六日)

○大坪保雄君 たいまいま議題となりました公衆衛生修学資金貸与法案、結核予防法の一部を改正する法律案、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案及び失業保険法の一部を改正する法律案の五法案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、公衆衛生修学資金貸与法案について申し上げますれば、戦後におけるわが国の公衆衛生行政は飛躍的發展を見たのであります。公衆衛生行政の第一線機関ともいふべき保健所の基幹職員たる医師、歯科医師については、公衆衛生方面に対する関心の少いこと及び民間の医療機関に比べて著しく給与の低いこと等の理由により、その充足についてはすこぶる困難をきわめ、現在数は所要定員を大幅に下回る実情であり、公衆衛生諸施策の実施に重大なる支障を生ずることが懸念されますので、今回学資貸与の道を開くことに

公衆衛生修学資金貸与法

三、参議院社会労働委員長報告(四月八日)

(公衆衛生修学資金貸与法(昭三二一法六五)の委員長報告と一括して掲載)

より保健所勤務医師等の質的並びに量的充実をはかろうとするのが、政府の本法案提案の理由でございます。

本案は、二月二十一日本委員会に付託せられ、同二十二日神田厚生大臣より提案理由の説明を聴取し、本月十八日審議に入りましたが、二十日の委員会において質疑を終了し、同二十二日討論を省略して採決に入りましたところ、本案は原案の通り全会一致可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

次に、結核予防法の一部を改正する法律案について申し上げますれば、現在わが国の結核死亡率は戦前の約四分の一近くまで減少いたしました。結核患者数はなお二百九十二万人の多数に上る実情で、一そう強力なる結核対策の実施を必要とするため、今回、現行結核予防法の一部を改正し、従来本法に基いて実施した健康診断、ツベルクリン反応検査または予防接種について受診者またはその保護者から徴収できることとなっておりました実費徴収を廃止し、その経費はすべてこれを公費負担とすることとして、健康診断、予防接種の徹底をはかろうとするのが、政府の本法案提出の理由及び概要であります。

本案は、二月二十一日本委員会に付託せられ、同二十二日神田厚生大臣より提案理由の説明を聴取し、本月二十日審議を行い、同日質疑を終了いたしました。二十二日討論を省略して採決に入り、また同二十三日、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次いで、本案について滝井委員より附帯決議を付すべきであると

一八七

の動議が提出せられ、その趣旨の弁明がございました。朗読いたします。

附帯決議

政府は、社会保障制度審議会の医療保障制度に関する勧告を尊重し、急速、抜本的に結核撲滅対策を樹立すべきであり、その過渡的措置とし、至急に結核予防法第三十四条及び第五十七条を改正し、結核医療費に対する公費負担の義務化とその負担率及び医療費並びに健康診断、予防接種に対する国庫補助率の引上げを図るべきである。

かくて、本動議について採決を行いましたところ、これまた全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、母子福祉資金について、国は都道府県が貸付金の財源として計上する金額と同額の金額を都道府県に貸し付け、都道府県は、この合算額を財源として、母子家庭等に生業資金その他各種の貸付金を貸与いたしておりますが、地方財政の窮乏等の事情もあり、貸付金の財源が十分でないため、母子家庭等からの借り入れ申し込みに対し十分応ずることができない実情にあるのでございます。よって、今回、国の都道府県に対する貸付率を現行の二分の一から三分の二に引き上げて、国は都道府県が貸付金の財源として計上する金額の倍額に相当する金額を貸し付けることにより貸付金の財源を確保して、母子家庭の福祉を一そう増進いたそうとするの

が、政府の本法案の提案の理由であります。

本法案は、二月二十五日本委員会に付託せられ、本月十五日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたが、去る二十日の委員会において質疑を終了いたし、二十二日討論を省略して採決に入りましたところ、本法律案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

なお、山下委員より次の附帯決議を付する動議が提出せられ、同委員より趣旨の説明がありました。朗読いたします。

附帯決議

母子相談員に要する費用はその二分の一を国が負担する規定の存するにも拘らず現在その適用が停止されているため、母子相談員の手当の支給については事実上円滑を欠く場合が少くないので、政府は売春防止法における婦人相談員の場合におけると同様の予算措置を講ずることとして、母子相談員の活動の一層の充実を図るよう速かに善処されんことを要望する。

右決議する。

次いで、採決を行いましたところ、全会一致をもって附帯決議を付することに決したのであります。

次に、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案について申し上げます。

原子爆弾による被爆者は、十余年を経過した今日、なお多数の要医療者を数えるほか、これら被害者の健康状態は今も医師の綿密な観察指導を必要とする現状であり、政府においても、昭和二十九年

度以降、広島、長崎両県に居住する一部の人々に対し逐次精密検査及び研究治療を行なって参つたのでありますが、今回、これら被爆者の現状にかんがみ、全国的に必要な健康管理と医療とを行うこととし、その福祉をはかるうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本法案は、二月二十一日本委員会に付託せられ、同二十二日神田厚生大臣より提案理由の説明を聴取し、本年二十五日の委員会において審議を行い、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党及び日本社会党の共同提案による修正案が提出せられ、田中委員よりその趣旨の説明がありました。その要旨は、附則に一項を加え、地方税法における法人事業税の課税標準の算定方法に関する第七十二条の十四の規定並びに個人事業税の課税標準の算定に関する第七十二条の十七の規定を改め、本法案に基く医療につき支払いを受けた金額は総益金または総収入金額に算入せず、また、本法案に基く医療にかかる経費は総損金または必要な経費に算入しないこととしたそうとするものであります。

次いで、討論を省略し、修正案並びに修正部分を除く原案の他の部分について順次採決に入りましたところ、本法案は全会一致修正議決すべきものと議決いたしました次第であります。

次いで、本法案について、自由民主党及び日本社会党の共同提案で、次の附帯決議を付すべきであるとの動議が提出され、佐竹委員よりその趣旨の弁明がございました。朗読いたします。

附帯決議

公衆衛生修学資金貸与法

一、政府は、原爆被災者の更正のため必要あるときは、低所得階層対策費の世帯更生資金貸付を行わしむることとし、その予算的措置についても遺憾なきを期せられたい。

二、政府は、第二条の被爆者に関する政令の制定に当っては、現実の要治療者を逸しないように配慮するとともに被爆時の胎児以外の被爆者の子についても罹病の有無を急速に調査の上、適切な処置を講ぜられたい。

三、政府は、原子爆弾その他に因る放射能障害についての研究及び之に対する治療法の進歩を図るため、積極的施策を講ぜられたい。

かくて、本動議について採決を行いましたところ、これまた全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

最後に、失業保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案は、日雇い労働者に対する失業保険の給付内容を改善するとともに、失業保険事業の円滑をはかるため、失業保険金額の自動的変更等について合理化しようとするものであります。

次に、そのおもな内容について申し上げますと、第一は日雇い労働者失業保険の保険給付内容の改善であります。最近、日雇い労働者被保険者の賃金水準が本制度創設当時を比して相当上昇しており、失業対策事業の就労者の賃金も昭和三十二年度より引き上げられる関係上、この失業保険金に二百円の月額を新たに設けて第一級とし、従来の百四十円を第二級としたこととあります。第二は、日雇

い労働者の失業保険制度の適用区域は従来市町村単位に定めておつたのでありますが、最近、市町村合併によって市町村の区域に変動があり、山間僻地等においては実情に即しない箇所も出て参りましたので、これらを適用区域から除外する道を開いたこと等でありま

す。
本改正案は、去る二月二十日本委員会に付託せられ、同二十一日松浦労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、数回にわたり、きわめて熱心な質疑応答が行われたのでありますが、本月二十二日質疑を終了いたしましたところ、本日の委員会において、日本社会党八木一男君外十三名による修正案が提出せられました。その内容は次の通りであります。

第一に、失業保険金額の自動的変更並びに適用区域を現行法のままとすること。

第二に、日雇い労働被保険者に支払われた賃金日額が二百八十円以上の場合第一級、二百八十円未満の場合は第二級とすることとなつてゐるのを、基準となる賃金日額を二百二十円に引き下げること。

第三に、新たに日雇い失業保険については国庫負担を二分の一とし、また、失業保険金の支給における待期間について、通算六日を五日とすること等であります。

次いで、原案並びに修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して五島委員より、修正案に賛成し、修正部分を除く原案に賛成する旨の意見が述べられ、自由民主党を代表して田

中委員より、原案に賛成し、修正案に反対する旨の意見が述べられたのであります。

次いで採決に入り、まず八木一男君外十三名提出の修正案について採決いたしましたところ、賛成少数をもって否決すべきものと議決せられ、次いで原案について採決いたしましたところ、多数をもって可決すべきものと議決せられた次第であります。

なお、大坪委員より附帯決議を付すべき旨の動議が提出され、全会一致をもって附帯決議を付することと決しました。朗読いたします。

附帯決議

一、政府は、社会保障制度の拡大という見地から、従業員五人未満の事業所についても、失業保険を適用し得るよう速かに実態調査を進められたい。

二、失業保険法第三十八条の十一第一項に規定する二百八十円の額については、政府は改正法律の施行後における日雇失業保険制度の運営の実態を勘案して、これを引下げよう努められたい。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(四月八日)

○千葉信君 たいだいま議題となりました公衆衛生修学資金貸与法案外三件について、社会労働委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、公衆衛生修学資金貸与法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

公衆衛生行政の第一線機関である保健所の基幹職員ともいへべき医師及び歯科医師につきましては、その現在数は所要数を大幅に下回つてゐる実情であります。かくては、結核予防を初めとする公衆衛生諸施策の実施に、また、ひいては医療保障制度全般の確立及び推進に重大な支障を生ずることが懸念されるのでありまして、この問題をより根本的に解決すべく、その一つの方法として、医学または歯学を専攻する者で、将来、保健所に勤務しようとする者を募集し、これに対して修学資金を貸与し、もつて医師または歯科医師たる保健所の職員の質的並びに量的充実をはかろうとするのが、この法律案を提案する理由であります。

次に、この法律案の骨子について簡単に御説明いたします。

第一は、政府は、大学において医学または歯学を専攻する者及び実地修練を行なつてゐる者で、将来、保健所に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができるものと

職期間がこの二分の三に相当する期間に満たない場合には、その一部を免除することができるものとなっております。以上が、本法律案の概要であります。

本案に対する委員会の審議におきましては、保健所の医師、歯科医師の欠員を生ずる原因、保健所職員の待遇改善、修学資金貸与制度に対する条件の緩和、保健所経費に対する国庫補助率の引き上げ等につきまして、熱心な質疑が行われたのでありますが、その詳細は会議録により御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了しましたところ、榎原委員から修正案が提出されました。その要旨は、「この法律の施行期日が昭和三十二年四月一日となつてゐるのを公布の日から施行すること」に改めることとあります。

かくて討論に移りましたが、別に御意見もなく、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案は、ともに全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、結核予防法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本改正案の要点は、結核予防法に基づく健康診断、ツベルクリン反応検査または予防接種に要する実費を受診者またはその保護者から徴収しないこととしたこととあります。従来、健康診断実施者または予防接種実施者は、結核予防法に基いて実施した健康診断、ツベルクリン反応検査または予防接種の実費を受診者またはその保護者から徴収できる旨の規定により、受診者の種別により、それぞれ実費

を徴収していただきますが、この際、実費徴収に関する規定を削除することにより、健康診断、予防接種の実施の徹底をはかり、もって結核予防対策の一そうの推進を期そうとするものであります。以上が、この法律案の要旨であります。

本委員会におきましては、結核患者の実態とその根本対策に関する諸問題、なかんずく船員の結核対策について熱心が質疑が行われたのであります。

本法案に対する質疑を終了しましたところ、榊原委員より、修正案が提出されました。この要旨は、「この法案は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用すること、並びに施行期日の変更に伴う条文の整理を行うこと」であります。

次いで討論に入りましたが、別段の意見もなく、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案ともに、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

まず、その要旨を申し上げますと、母子福祉資金の貸付は、現在都道府県が貸付金の財源として計上する金額と同額の金額を国が都道府県に貸し付け、都道府県は、この合算額を財源として、母子家庭や父母のない児童に貸し付けているのであります。その財源の総額は、この法律の施行以来、現在までに約三十三億円の巨額に達しており、わが国の母子福祉対策に多大の寄与をしているわけであり、今日までの貸付状況によりますと、貸付金の財源が十分に

ないために、母子家庭からの借り入れ申し込みに対し、十分応ずることができない実情であります。これは地方財政事情の窮乏とも関連するのであります。今回、国の貸付率を従来の二分の一から三分の二に引き上げることとし、国は都道府県が貸付金の財源として計上する金額の倍額に相当する金額を貸し付けることにより、母子家庭の福祉を一そう増進しようとするものであります。以上が、この法案の要旨であります。委員会におきましては、母子福祉対策に関する政府の方針、母子年金制度の実施、母子福祉単独法の制定及び母子福祉資金の貸付状況等について、熱心な質疑応答が行われましたが、その内容は会議録によって御了承願います。

質疑を終了しましたところ、榊原委員より、本法案に対する修正案が提出されたのであります。その要旨は、「この法律の施行期日を、公布の日から改め、国が母子福祉資金の財源として都道府県に貸し付ける部分の規定については、昭和三十二年四月一日から適用する」としたことであります。

かくて討論に入りましたところ、山下委員より、日本社会党を代表して、修正案並びに修正部分を除く原案に賛意を表された後、特に政府に対し、「母子年金制度の実現、母子福祉対策の強化推進並びに母子福祉関係団体の指導監督等について格段の配慮方を要望」されたのであります。次いで自由民主党の紅露委員は、修正案並びに修正部分を除く原案に賛意を表され、あわせて「母子相談員の活動を促進するため、これに要する費用は、国からひもつきとして補助するよう、政府に対し強く要望」されたのであります。

討論を終り、修正案並びに修正部分を除く原案に対し、順次採決いたしました結果、本法案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対しましては、政府委員より、「討論の際に述べられました御意見は十分にこれを尊重いたし、その趣旨に沿うよう努力いたしたい」旨の所信を表明されたのであります。

最後に、社会福祉事業等の施設に関する措置法案について御報告申し上げます。

この法律案は、本院議員小林英三君外三名より、第二十二回国会に提出されて以来、引き続き本委員会に継続審査に相なっておった法律案でございます。

まず、本法律案の提出理由並びにその要旨を申し上げます。わが国における社会福祉事業経営の実際におきましては、都道府県知事または市町村長の委託に基づきまして、その事業を経営する社会福祉法人が少なくないのであります。これらのものは、もとより所定の委託費を交付されているのであります。施設に要する経費につきましては交付されていない実情であります。このゆえに、委託を受けて事業遂行に当る社会福祉法人は、過当の負担を招き、ひいてはその事業の健全な発達を阻害する原因ともなっているものであります。右の関係は、更生保護の事業につきましても同様であります。以上のような事情にかんがみまして、社会福祉法人、更生保護会等が、国または地方公共団体から委託を受けて要保護者の収容その他の措置を行なっている場合におきましては、国有財産の無償貸付を

受け得る道を開くようにいたそうというのが、本法案提出の主たる理由であります。

次に、本法案の要旨を申し上げます。国が国有財産たる普通財産を無償で貸付し得る場合は、主として次の三つの場合であります。

第一は、社会福祉法人が、生活保護法に基づきまして、都道府県知事または市町村長の委託を受けて行う保護の用に約八割を充てる施設として用いる場合であります。第二は、社会福祉法人が、児童福祉法に基づきまして、都道府県知事または市町村長の委託を受けて行う児童福祉施設への入所の措置のために約八割以上を充てる施設として用いる場合であります。第三は、更生保護会が、国の委託を受けて行う更生保護の事業のために約八割以上を充てる施設として用いる場合であります。なお、地方公共団体につきましても、社会福祉事業及び更生保護の事業を行うことがありますので、これを無償貸付の対象としてあります。右のほか、貸付を受けた者に対する監督規定及びこれに違反した者に対する処分の規定を設けてあります。以上が本法律案の概要であります。

本法案につきましては、第二十二回国会以来十分に検討を加えてありますので、委員会においてはあらためて質疑が行われず、ただ、国の予算に関係がありますので、本法案に対する内閣の意見を求めましたところ、政府委員より、「本法案は、社会福祉を増進せしめるものとして賛意を表する。実施後は、その趣旨に沿うよう協力したい」旨、意見を表明されました。

かくて討論に移りましたところ、別段の意見もなく、採決いたし

ました結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。
以上、御報告申し上げます。

◎天災による被害農林漁業者等に対する
資金の融通に関する暫定措置法の一部
を改正する法律 (昭三二、四、一五法六六)

一、提案理由(三月七日)

○八木政府委員 だいま提案になりました天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この改正法律案の内容のおもなる点を要約いたしますと、おおむね次の五点の通りであります。その第一点は、第二条第三項第三号の規定に関するものでありまして、年三分五厘以内の利率の適用の基準が現行規定では単に政令で指定する地域における被害農林漁業者に適用するということとどまるのでありますが、これによっては指定の基準が不明確でありますのと指定された地域内の被害農林漁業者が被害の程度のいかにかわらわず年三分五厘以内の資金の融通を受け得ることとなり不均衡を生ずる場合もありますので、この点を是正するため年三分五厘以内の利率を適用するための地域を指定する基準を明確にするとともに、その地域(特別被害地域と称しております)内の被害が著しい者(特別被害農、林、漁業者と称しております)のみに年三分五厘の利率が適用されるようにいたしましたのであります。ここで特別被害農、林、漁業者とは生産物の収入減

五割以上ないし所有施設の損失額七割以上の者で市町村長の認定を受けた者を、特別被害地域とは特別被害農、林、漁業者が被害農、林、漁業者のそれぞれにつき一割以上に達する地区で都道府県知事が農林大臣の承認を受けた者を申します。

次に第二点は、第三条第一項の規定に関するものでありまして、現行規定では国が補助いたします利子補給及び損失補償の契約方式が複雑に過ぎ、末端の被害農林漁業者への資金の融通が確実に行われないおそれもあり、また債権管理の面からも不十分でありますので、この契約方式を整備単純化いたしましたして、利子補給につきましては末端の単協に対してこれを行うこととし、損失補償につきましても原則として単協に対して行うこととし、ただ自己資金を欠くかまたは著しく乏しい特定の組合のみについては連合会の単協に対する転貸資金の貸付についても損失補償を認め、資金の融通に万遺憾ないよういたしたいと存するのであります。

第三点は、第二条第三項第一号の規定に関するものでありまして、現在牛の所有農家に対しましてその経営資金の借入れ限度を三万円上増ししておるのでありますが、乳牛の所有農家には、その経営の実情にかんがみ、その借入れ限度の上増しの特例を現行の三万円から五万円に引き上げようとするものであります。

第四点は、第四条第二項の規定に関するものでありまして、三分五厘資金の利子補給についての国の補助率が現行規定によりますれば利子補給額から年二分五厘の額を控除した額となっておりましての利子補給額の百分の六十五に相当する額に改めようとするもので

あります。すなわち現行規定では金利の動きのいかんにかかわらず地方公共団体は常に二分五厘を負担しなければならぬのでありますが、これを国の補助率を定率に改めることにより、金利の動きに応じた地方公共団体の負担が軽減されるようにしようとするものであります。

第五点は、この法律の運用の適正をはかるため農林大臣の権限の一部を都道府県知事に委任できる規定を新たに設けて、単協の貸付事務の指導監督を都道府県知事をして行わしめようとするものであります。

また以上のほか、これらの改正に伴う字句の修正等法文上必要な整理を加えることとしております。

以上、簡単にこの法案の内容と改正の趣旨を御説明いたしました。次に関拓管農振臨時措置法案について、その趣旨を御説明します。

戦後、多くの国内人口をかかえ、食糧増産、戦災者、引揚者の収容、あるいは国土の高度の開発利用という緊急の要請にこたえて発足した開拓事業も、ここに約十年余を経ましたが、その間、政府といたしましてはこの事業の達成のために多大の努力を払い、また、開拓者も生産の増大、営農の安定のために日夜精進して参りましたため、その生産力も年々高まりつつあります。

すなわち、その実績の概要を申し上げますと、開墾面積約五十八万町歩、入植戸数約十五万五千戸、増反戸数約八十二万戸に及び、

このうち増反者を除きました開拓者の昭和三十年度の生産額は、約二百九十億円に達しているであります。

しかしながら、開拓者の営農の現状を見ますと、入植後十年を経ずしてすでに既存農家の水準を越え、新しい農業経営の先駆者と認められる者もありますが、他面、おおむね良好とはいいがたい立地条件の開拓地に入植し、加うるに、ここ数年來の連続災害に災いされましていまだに営農の基礎も確立できない不安定な開拓者も少なくないのであります。

右の実情にかんがみまして、政府といたしましては、都道府県と協力いたしまして、これらの開拓者に対し、自主的に計画を立てて共同して営農の改善をはからしめるため、第一に開拓者が既往の災害によって借り入れた資金を償還可能な条件の資金に借りかえる措置を行い、その融資について利子補給及び損失補償の道を開き、第二にこれらの開拓者の耕作する開拓農地についての農地法施行法に基く成功検査の時期を三年を限度といたしまして延期するとともに、これらの農地についての耕土培養事業についても必要な調査及び事業を行う等の特別の措置を講ずるほか、計画の達成に必要な資金の融通及び開墾建設工事の促進、その他必要な援助に努めまして、開拓者の営農の基礎をすみやかに確立し、開拓地における農業の健全な発展を期するものであります。

以上がこの法案の趣旨でございます。

次に土地改良法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

と考えたのであります。

以上が土地改良法の一部を改正する法律案を提出いたしました主要な理由であります。

以下、法案の内容について簡単に御説明申し上げます。

第一は、土地改良事業の開始手続を簡素化したことであり、すなわち、従来土地改良区の設立、農業協同組合、市町村等による事業の開始手続としましては、土地改良事業計画の概要等につきまして、都道府県知事が事業の適否の認定と本審査との二段階の審査手続をとってきたのでありますが、本改正法案では、本審査のみで土地改良事業計画等の審査をいたすこととし、事業の適否の認定の手続を省略して手続を簡素化することにいたしました。同様の趣旨によりまして、国営、県営事業の開始手続につきましては、従来の予備審査にかえて事業の適否の決定の手続をとることとし、これを簡素化いたしました。

第二は、土地改良区に関する規定を整備したことであり、土地改良区は、土地改良事業実施の母体となる農業者の団体であり、土地改良区の適正な運営をはかることによつて、初めて、土地改良事業の円滑な推進が期待されるのであります。本改正法案におきましては、従来の経験にかんがみまして、理事の任期の延長、総代の定数の減少をはかるとともに、賦課金等の徴収手続、理事が欠けた場合の措置を定める等、不備と見られていた点を改めたのであります。

第三は、特定土地改良工事特別会計の設置に照応しまして、土地

土地改良法は、土地改良事業実施の基本法として昭和二十四年に制定されまして、以来七年有余を経過いたしました。その間、農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるとともに、食糧増産に寄与するため、本法に基きまして、農地の改良、開発、保全及び集団化の事業が推進されて参つたのです。

しかし昭和二十八年には土地改良事業の実施手続の簡素化を主眼にして一部改正がなされたものであります。その後の土地改良法の運営実施の状況にかんがみまして、なお、土地改良事業の実施手続の面でやや煩瑣に過ぎ、または不備であると考えられる諸点がございまして、実情に即して適切なる是正をはかる必要が痛感されるに至つたのであります。

また、政府は、このたび、国が行う特定の灌漑排水事業、干拓事業等につきまして、その事業資金の拡充と効率的実施をはかるため、特定土地改良工事特別会計を設置したいと考へ、今国会に別途特定土地改良工事特別会計法案を提案しておりますが、これに照応しまして、土地改良法の関係部分につき一部を補正することといたしたのであります。

さらに、土地改良事業の施行上重要な役割を果しております土地改良区等が行う土地改良事業、いわゆる団体営事業につきまして、より一そう適切かつ効率的な実施をはかるため、かねてより、技術面、運営面にわたつての連合組織による指導体制の確立が望まれていたのであります。そこで、これら土地改良事業施行者の協同組織として土地改良事業団体連合会を設置し得る規定を新たに設けたい

改良法の関係規定を補正することとあります。言うまでもなく、国営土地改良事業は、土地改良事業の基幹となるものでありまして、これが効果的実施をはかることが強く要望されておりまして、このたび政府は、国が土地改良法に基いて行う特定の灌漑排水施設の建設、干拓等の工事につきまして、特定土地改良工事特別会計において、事業費のうち国庫負担分を一般会計から繰り入れるとともに、地元負担金に見合う部分は資金運用部等から借り入れて事業を行うことができることとし、もって事業量の増大と工事の早期完成をはかることといたしておりますが、本改正法案におきましては、この特別会計において行う特定土地改良工事を実施するための基礎的規定を設けますとともに、干拓事業につきましては、干拓地の処理に関する規定を補足いたすこととしたのであります。

第四は、土地改良事業団体連合会に関する規定を設けたこととあります。土地改良事業団体連合会は、土地改良区、農業協同組合等の土地改良事業団体の協同組織により、土地改良事業の効率的運営を確保することを目的とする法人でありまして、都道府県または全国を地区とするものであります。連合会の事業は、組合員に対する土地改良事業に関する技術的援助、情報の提供、調査研究等でありますが、その他、定款、役員、総会等につきまして必要な規定を設けてあります。

なお、以上のほか、多目的事業の一環として行われる土地改良事業の実施手続、都道府県の分担金の徴収、国有土地特件の管理、処分等につきましても、それぞれ所要の改正を加えました。

本案は、三月十二日から五日間にわたり政府に対し質疑を行い、自來その取扱いについて協議して参りましたが、三分五厘資金に対する国からの利子補給率の引き上げに伴い、特別平衡交付金の交付率をも当然これに見合せて引き上げべきであるとの有力な意見があり、この点について、三月三十日、委員長より田中務大臣に対し質問を行いましたところ、了承する旨の答弁がありましたので、これをもって一切の質疑を終了することとし、次いで、芳賀貞君から次のごとき内容の修正案が提出されたのであります。すなわち、昭和三十一年度災害の農林漁業者等に与えた被害の激甚なるにかんがみ、この災害中特に著しい被害をこうむった農林漁業者等に対し融資した三分五厘資金の利子補給については、昭和三十一年度以降の支払い分より新法による補助率を適用し、地方公共団体の利子負担の軽減をはかろうとするものであります。

この修正案及び原案につき、討論を省略して採決いたしました結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

次に、開拓営農振興臨時措置法案について御報告申し上げます。戦後今日まで実施して参りました開拓事業により、開拓者が食糧増産面において果たした役割は、これを高く評価しなければならぬのであります。しかし、開拓農家の経営の実態については、遺憾ながら、開拓政策上の欠陥、その立地条件の劣悪、連年の災害、経済事情の変動等の影響を受けて、最近著しく悪化しておるのであります。よって、これらの開拓者の経営を安定させますために、国及び

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

以上が土地改良法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

二、衆議院農林水産委員長報告(三月三十日)

○小枝一雄君 たいま議題となりました二法案につき、農林水産委員会における審議の経過及び結果につき御報告いたします。

まず、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、天災によって損失を受けた農林漁業者等に対して金融機関が融資した場合の利子補給及び損失補償の制度を定めたものであります。今日まで本法により実施した災害対策の経験に徴し、明確を欠き、または不十分とせられた点を改善しようとして、この改正案が提案せられたのであります。

改正点のおもなものを申し上げますと、第一は、激甚な災害を受けて年三分五厘の低利資金を借り入れることとなる特別の被害地域における特別の被害農林漁業者について、その範囲及び基準を明確にして、融資を円滑に行おうというのであります。

第二は、この天災融資に対して国は利子補給を行うわけでありませんが、信連または中金等に対して行う利子補給を廃止し、都道府県及び市町村を通じて直接単協に補助するようにいたし、融資の適正をはかろうというのであります。

第三は、三分五厘資金における国と地方公共団体との利子負担の割合を国六五%、地方公共団体三五%に改め、地方公共団体の負担を軽減しようというのであります。

都道府県は協力してその対策を樹立実行することとし、まず、開拓農家をして自主的に振興計画を立てて営農の改善を行わしめるとともに、また、既往の災害によって借り入れた資金が開拓農家の経営を著しく圧迫している事実にかんがみ、これを償還可能な条件の資金に借りかえさせ、その融資については利子補給及び損失補償を行い、さらに、これらの開拓者が耕作する農地についての成功検査の時期を三年を限度として延期し、また、耕土培養事業について必要な調査及び事業を行う等、諸般の措置を講じて、もって経営不振開拓農家を一日も早く立ち直らせようというのが、提案の理由及びその内容の概略であります。

本案は、数回にわたり質疑を行いました。三月三十日、討論を省略し、採決を行いましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案の効果を一そう高からしめますために、全員の賛成を得て次の附帯決議を付したことを申し添えております。すなわち

開拓営農振興臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、地区別営農振興計画の達成に必要な措置を積極的に講ずるはもろん、とりあえずこのさい、経営不振地区の開拓農家に対し、三十二年以降五カ年間を限り、次の措置を講ずべきである。

(一) 自作農創設維持資金の資金源の拡張に努め、毎年五億円を限度として特別枠を設定し貸付けること。

(二) 農林漁業金融公庫が貸付けた資金の償還額については、実情

に於て償還延期を行うこと。
以上、御報告を終わります。

三、参議院農林水産委員長報告(四月五日)

○堀末治君 たいま議題となりました農林水産関係の三つの法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

暴風雨その他の天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にするため、利子補給及び損失補償等の措置を講じて、その経営の安定に資する目的をもって、去る昭和三十年八月現行法が実施され、今日に至っておりますが、今回、次のような改正を加えるため、この改正法律案が提案されたのでありまして、そのおもな内容は、概略次のようなものであります。

すなわち第一は、天災融資について年三分五厘以内の低利率を適用する場合の基準を明確にしようとするものでありまして、その基準は、現行法では、単に政令で指定する地域における被害農林漁業者に貸し付ける場合とのみ規定され、明確を欠き、かつ不均衡を生ずる場合もあるという理由によって、これを改め、新たに特別被害農林漁業者及び特別被害地域等の規定を設けて、その基準を明確にするるとともに、不均衡の是正をはかることとしたのであります。第

以上が、政府原案の内容の概要であります。かような政府原案に対して、衆議院において、この法律の施行日を公布の日からと改め、かつ、利率三分五厘資金の利子補給に関する国の補助率の改正規定を、昭和三十一年度が発生した災害についても適用するように修正して、当院に送付して参ったのであります。

委員会におきましては、農林当局から必要な説明を聞き、続いて審議に入り、農林当局に対して、幾多の問題について質疑が行われたのでありまして、その際、問題になりました事項を要約いたしますと、融資の適正化に関連して、天災融資の適用対象である被害農林漁業者は、市町村長の認定を受けた者であることになっておるが、その際における市町村長の認定の方法及びその当否、市町村長の認定の適確性に関する確認方法、適用対象となる天災の範囲及びその当否並びにこれを農作物の病害虫、家畜の伝染病及び汚濁水等による魚貝類の損害等による被害にまで拡大することの当否、融資条件及び融資限度並びにその当否、地方財政の現況とこの法律運用との関連、従来の天災融資に対する会計検査院の批難事項及びかかる批難事項が発生する根本的な原因等でありまして、その詳細については会議録に譲ることを御了承願います。問題になりましたが、問題になりました融資の適正化について、農林当局から、天災融資は、天災によって農林漁業者が深刻な被害を受け、混乱を起している際、一日もすみやかに融通をしなければならぬのであるが、従来、市町村長における被害者の認定に関する基準に明確を欠いていたところがある中で、今回これを明確にし、従来問題を起したものの中に、連合会の

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

二は、国の補助にかかる利子補給及び損失補償の対象となる融資の契約方式を改めようとするものでありまして、現行法では、その方式が複雑に過ぎ、資金の融通並びに債権の管理上遺憾な点がある中で、これを整備単純化し、利子補給及び損失補償を行う場合を、原則として市町村と組合との契約によるものみに一元化することにいたしましたのであります。もつとも、市町村が特に弱小な場合、また、組合の信用が特に薄弱な場合に備えて、その救済の道が開かれております。第三は、乳牛を所有する被害農業者について、資金の借り入れ限度を引き上げようとするものでありまして、現在は、牛または馬を所有する被害農業者に対する融資は、通常の借り入れ限度に三万円を増しすることになっておりますが、乳牛の所有農家に限って、これを五万円に引き上げることになっておるのであります。第四は、金利三分五厘の資金の利子補給に対する国の補助率を改めようとするものでありまして、現行の規定では、三分五厘資金の利子補給については、都道府県負担分を二分五厘と固定し、それを控除した残りの部分を国が補助することになっておるのであります。第五は、制度運用の便をはかって、農林大臣の権限の一部を、政令の定めるところによって、都道府県知事に委任できることにいたしましたのであります。なお、この改正法律案は四月一日から施行することとし、この法律施行以前の天災については、従前の例によることになっております。

段階において利子補給の補助が行われ、低利の資金が組合に流れることが原因となつておるものが多いことにかんがみ、これを是正することとし、また、融資の指導及び融資機関の検査等の事務を知事に委任して、監査の周到を期することにした等によって、今までの弊害は除かれるものと思ふ」との趣旨の答弁が行われております。

かくして質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、開拓融資保証法の一部を改正する法律案及び開拓営農振興臨時措置法案について申し上げます。

まず、前者についてであります。開拓者の肥料、飼料及び種苗等の購入に必要な短期営農資金の融通を円滑にするため、昭和二十八年、開拓融資保証法が制定され、開拓者の団体と政府または都道府県との共同の出資によって、中央と地方に開拓融資保証協会を設立し、これら保証協会がその会員の金融機関に対する債務を保証する制度を設けて今日に至っておりますが、今度、開拓農家における中小家畜の導入に対して、これがため必要な資金の融通を促進するため、この融資保証制度を拡大することとし、中央保証協会に対する政府の出資を三千万円増額して、現在二億五千万円でありましたを、二億八千万円としようとするのが、この法律案が提出された理由及びその内容であります。

次に後者について申し上げます。この法律案は、営農の基礎が不安定な開拓者が、協同して自主的にその営農の改善をはかるうと

する場合に、これに必要な助成等の措置を講ずることによって、これらの開拓者に営農の基礎を確立させ、もって開拓地における農業の健全な発展に資することを目的とするものでありまして、戦後、緊急の要請にこたえて、開拓事業が発足してからすでに十年余りたちましたが、その間において、開拓者の中には、いまだに営農の基礎が確立せず、不安定な状態にあるものが少なくないのでありまして、かような開拓者の営農条件の改善をはかろうとするのが、提出の理由とされております。しかし、これがおもな内容を申し上げますと、概略次のようであります。

すなわち第一は、この法律による開拓営農振興の仕組についてでありまして、そのもとをなすものは開拓営農振興組合と振興計画とであつて、開拓営農振興組合というのは、土地の自然的条件の劣悪、開墾建設工事の遅延、その他の者の責に帰することのできない原因で農業生産が不振であり、あるいはその者の負債が過大である開拓者を組合員とする農業協同組合とし、その開拓者の申請に基づき、総会の議決を経て、知事の承認を受けて振興計画を立てることになっております。第二は、国の助成措置についてでありまして、政府は、農林中央金庫または都道府県信用農業協同組合連合会等の融資機関が、都道府県との契約によつて、開拓営農振興組合に、組合員が天災によつて借り受けた経営資金の返済に充てるための資金を、一定の条件で貸し付けた場合において、その融資に対して、都道府県が利子補給及び損失補償を行うために必要な経費の一部を補助することになっております。しかし、国は、利子補給に

ついては、補給額の百分の五十ないし百分の六十五、損失補償については補償額の百分の五十となつております。第三は、国及び都道府県の援助についてでありまして、前に述べました助成措置のほか、国及び都道府県は、開拓営農振興組合に対して、その振興計画達成のため必要な援助に努めることになっております。第四は、農地法等の特例を設けたことでありまして、従来、開拓地に対する成功検査は、自作農創設特別措置法により、国から売り渡してから五年後に行ふことになっておりますが、この法律の対象となる開拓者の開拓地の成功検査については、その申請によつてこれを三カ年を限つて延期することとし、これに歩調を合せてその土地の処分の制限その他の特例に関する期限をも、これを延期することとしたしております。

委員会におきましては、これら開拓関係二法案を一括議題として審議に入り、開拓事業の実績、開拓営農の現況、開拓者の負債の状況、開拓及び開拓営農に関する基本方針並びにその当否、営農類型の策定方針並びにその当否、この法案に基いて作成されることとなる振興計画の具体的内容、振興計画達成のための裏づけとなる予算的及び資金的措置、この法律案第六条の規定による国及び都道府県の援助の具体的内容とその実現性並びにこれが実行方法、開拓営農振興対策の一環としての生産物及び生産資材の価格対策、生産物価格支持に関連して外国農産物の輸入方式、開拓地における労働の生産性の向上並びに生活改善及び文化施設の整備その他の問題について、農林当局に対して政府の方針がただされ、これに対して、開拓

営農に関し、営農類型については現在五類型であるが、これを七類型とすることとし、収入基準も従来より引き上げ、ここにしばらく育成措置を集中実施して、開拓営農の基盤をつちかい、将来の発展を期待することとし、これら育成措置としては、一方において道路及び排水溝その他の基本的施設の整備、経営面積の過小なものに対する開拓財産の売り払い、生産拡大に要する資金の投入及び国有家畜の貸付等を行うとともに、他方、負債の圧力を除くため、天災融資については、この法案に基いてその借りかえによる条件の緩和をはかるとともに、政府融資については、国の債権の管理に関する法律により、また農林漁業金融公庫融資については、その業務方法書の定めるところによつて、それぞれこれが条件の緩和をはかるとして、個人負債については、自作農維持創設資金の融通等によつて対処することとし、これらの対策によつて当面する問題の解決に努めるとともに、今後、基本的対策の確立について善処したい等の趣旨が述べられておるのでありまして、これが詳細については会議録によつて御了承を願ひたいのであります。

かくして質疑を終り、両法案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して田中委員から、「今回の措置は、当面急急の措置であつて、これはこれとして、それが計画通り完全に実施されるよう政府において最善の努力を払うはもちろんであるが、さらに、政府は全力をあげて基本的対策の確立を期すべきである」とことを要望して賛成され、日本社会党を代表して東委員から、「この法律案による措置は、はなはだ不十分であるが、今の段階においてはや

むを得ないものとして賛成する、しかし開拓事業をこのまま放任するにおいては、自滅するおそれがあるので、施策を集中実施して、その確立をはかるべきである」との趣旨を述べられて賛成され、島村委員から、「戦後対策としての開拓政策という考え方を改めて、わが国農政の一環として、積極的な意図をもつて開拓政策の発展と確立とをはかるべきである」と述べられて賛成され、千田委員から、「不満ながら一段階として賛成するが、率先開拓に挺身せられた現在の開拓者の労苦を思い、これに報いるため、強力な開拓施策を実行すべきこと」を要望して賛成され、なおその際、右の各委員から、当委員会においても開拓問題を重要課題として、今後その調査に一段と努力すべきことを提議されたのであります。

かくして討論を終り、採決に入りましたところ、両法案とも、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。右、御報告いたします。

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

(昭三二、四、一六六六七)

一、提案理由(三月七日)

○国務大臣(中村梅吉君) ただいま議題に供されました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に所要の改正を加えようとするものであります。以下、簡単に今回の改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、簡易裁判所の名称で所在地の市町村の名称を冠しておるものは、市町村の廃置分合またはその名称変更に伴いまして、これを改める必要がありますので、三重県多気郡三瀬谷町の廃止、大台町の設置に伴い、三瀬谷簡易裁判所の名称を大台簡易裁判所に変更し、青森県三本木市を十和田市とする名称変更に伴いまして、三本木簡易裁判所の名称を十和田簡易裁判所に変更しようとするものであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、裁判所の管轄区域は、行政区画またはこれに準ずべき区域を基準として定められておりますが、町村の廃置分合等に伴い、二つの簡易裁判所の管轄に分属することになった新設町村の区域を一体として、単一の簡易裁判所の管轄に属させることとする等の必要がありますので、埼玉県入間郡富士見村の設置に伴い、浦和簡易裁判所の管轄に属する同県北足立郡旧水谷村の区域を川越簡易裁判所の管轄に変更するほか、二十八簡易裁判所の管轄区域を変更し、また、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、有川簡易裁判所の管轄に属する長崎県北松浦郡小値賀町及び宇久町の区域を佐世保簡易裁判所の管轄に変更しようとするものであります。

第三は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理であります。すなわち、市町村の廃置分合、名称変更等に伴いまして、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行おうとするものでございます。

なお、以上説明いたしました簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更につきましては、いずれも地元市町村、関係官公署、弁護士会等の意見を十分しんしゃくし、最高裁判所とも協議の上決定したものでございます。

以上がこの法律案の趣旨でございます。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

二、参議院法務委員長報告(三月十三日)

○山本木治君 ただいま上程されました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過とその結果について御報告いたします。

この法律案の改正点は、第一に、市町村の廃置分合または名称変更に伴い、三瀬谷及び三本木各簡易裁判所の名称を変更し、第二に、町村の廃置分合あるいは交通上の都合等に伴い、川越簡易裁判所外三十一カ所の簡易裁判所の管轄区域を変更し、第三に、この法律の別表について、市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、当然必要とされる第四、第五表の整理を行おうとするものであります。

委員会におきましては、慎重に審議をいたしましたし、いまだ開庁してない六カ所の簡易裁判所の状況等について質疑がなされましたが、これらの詳細は、会議録によって御承知を願いたいと存じません。

討論に入りましては、格別に発言もなく、採決いたしましたところ、全会一致をもって、政府原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、簡単ながら御報告申し上げます。

三、衆議院法務委員長報告(四月六日)

○池田清志君 ただいま議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案の要点は次の三点であります。

第一は、最近における市町村の廃置分合等に伴いまして、三瀬谷簡易裁判所外一簡易裁判所の庁名を改称しようとするものであります。第二は、市町村その他の行政区画の変更に伴いまして、浦和簡

易裁判所外三十一簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。第三は、従前の市町村の一部合併または分離に伴い、下級裁判所の管轄区域の基準となっておる行政区画に変更等のあったものについて、この法律の別表第四表及び第五表について所要の整理を行おうとするものであります。

さて、法務委員会におきましては、三月十五日中村法務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、政府当局に対し質疑を行いました。四月五日質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決に付しましたところ、本法案は政府原案の通り全会一致をもって可決せられた次第であります。

右、御報告申し上げます。

◎国土開発縦貫自動車道建設法

(昭三二、四、一六法六八)衆

一、提案理由(三十年七月十五日)

○小沢重喜君 たいま議題になりました国土開発縦貫自動車道建設法案につきまして、その提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

国土開発縦貫自動車道建設法案の第一の考え方は、国土を縦貫する高速幹線自動車道を開設しようとするのであります。その規模は、北海道より九州に至る延長約三千キロでございます。わが国土の重要地域を最短距離、最短時間で結ぶとともに、既開発及び未開発の地域を貫通させます。これを二十年計画により完成することを期しております。国力の進展によりまして、これより短期間に実現いたしますならば幸いであります。この高速幹線自動車道は、もっぱら自動車の交通の用に供する道たる自動車道でございます。一般交通に供する道たる道路とは異なることであります。普通の道路は混交交通でありますから、自動車交通は平均時速二十キロないし四十キロを出ることができません。のみならず最近の自動車交通は、高速化に加えて大型化、長距離化の方向に發展しておりますので、従来の道路上を走るだけでは、その交通需要が充足されないのであります。どうしても自動車の専用路線が必要となるのであります。自動車道においては、その速度も三倍の時速六十キロな

いし百二十キロの高速で走ることができるようのみならず、一車一キロ当りの経費もはるかに低減されまして、低運賃、長距離輸送が可能となるのであります。

第二に、この高速幹線自動車道を幹線としまして、これに接続する主要な道路または一般自動車道、合計延長約二千五百キロの整備を促進し、その組合せによりまして、高速自動車交通網を新たに形成しようとするのであります。これは前述のごとき自動車交通の發展に対処するとともに、その利便を最高度を利用するため、わが国における陸上交通上、従来の道路網及び鉄道網に加えまして、いわば第三陸上交通路たる高速自動車交通網の確立が急務であると考へるからであります。

これによりまして近代的陸上交通調整をはかり、それぞれの交通手段の適正な整備による効用發揮を期待したのであります。

第三に、この新たな高速自動車交通網を完成することによりまして、従来のいかなる手段によりましても達成することができなかった国土の普遍的開發、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大をはかることとすることがあります。これが、本法案を提出いたしました窮極にして最大の目的でございます。

従いまして、高速幹線自動車道の建設、支線となるべき主要な道路または一般自動車道の整備と相待ちまして、沿線地帯における資源の開發、耕地牧野草地の改良、鉱工業の立地条件整備、新都市及び新農村の建設等につきまして、総合的な実施を意図しているのであります。これによりまして、現在遅々として進まない国土総合

開發の施策の展開をはかりたいものと考えます。

高速自動車交通によりますならば、第一に従来の三分一ないし二分一の間で、国内各地域間が連絡されるとともに、東京または大阪から国内重要都市にすべて半日ないし一日行程で達することができることとなり、第二に同一距離について、従来の六〇%以下の輸送コストで済むようになるのでございます。

このことが国土の普遍的開發、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大の基本条件となるのであります。

今、東京―青森間高速幹線自動車道たる東北自動車道が開設されますならば、東京から現在国道で福島に着く時間、すなわち十時間前後で青森に着いてしまい、同様に大阪―門司―鹿児島間高速幹線自動車道たる中国及び九州自動車道が開設されますならば、大阪から現在国道で広島に着く時間、すなわち十五時間前後で鹿児島に着いてしまうこととなります。そこで従来多かれ少かれ経済僻遠の地として、産業の立地振興も容易に達せられなかつた北海道、東北、中部、裏日本、四国、南九州等の地方も、新たな交通便利の経済地域としてよみがえることとなるのでございます。これらの地方は、幸い土地、資源、電源等に恵まれていたのでありますから、いわば条件がそろったといえるのであります。またわが国土は狭小といいたがら、なおその二%足らずの平野地帯に人口が蟄集しまして、残りの山地高原地帯の土地利用度はきわめて低い状況であります。これら山地高原地帯といえども、新たな交通便利がもたらされますならば、広範な範囲にわたって、人の住むに値する領域となるのであります。

ます。

高速自動車交通網は、道路網、鉄道網が人口を追っていよいよ平野地帯に錯綜しているのに対しまして、これら未開發後進の山地高原地帯をも縦横断するのでありますから、国土のこの残された地帯に向って国民生活領域を拡大していき、外に失つた領土を、文字通り内に求めることとさせていただきます。以上によりまして、わが国民経済の地域的偏在である人口産業施設の大都市地区への過集中、地方経済の貧困が逐次解消されていき、国土の普遍的開發が達成され、ここに国内各地域がそれぞれ繁榮する直に民主的國家が育成されるのであります。

かかる事態を何か夢物語と感ぜられますならば、明治時代における道路網、大正時代における鉄道網の整備が、わが国の政治、経済、社会、文化の上及び及ぼした影響を見がすものであります。今日、昭和の後半におきまして、高速自動車交通網の完成を期しまするゆえんは、この歴史的な事態をさらに發展させたいからにはかならないのであります。

第四に、以上の施策によりまして、わが国民経済の拡大發展のためのも最も重要な基盤が造成されることとなるのであります。これらの施策に要します経費は、今日及び将来の国民の努力によりまして、国民経済規模の中において十分にまかない得るものであることを確信いたしましたこととさせていただきます。すなわち、高速幹線自動車道の建設に要します経費は、年間約二百億円ないし三百億円でございます。この額は、たとえば政府の研究いた

しました昭和四十年までの総合開発の構想中で必要と認められている公共投資の年平均額の六%程度であり、また現在同様に産業発展の基盤造成として重点的な財政投融資している電源開発事業の年経費を下回っている額であります。その他の総合開発事業に要する経費は、総合的重点的財政投融資によってまかない得べきものと考えます。

第五に、わが国民経済の拡大発展への過程におきまして、国民の完全雇用を期するためには、相当大規模な就労対策事業の継続的実施が必要と考えるのでありますが、以上の事業は、その最も有効な事業であることとあります。

以上申し述べましたかかる画期的な施策の実施に当りましては、政府は、関係者の知能を集め、また関係部局の技術その他の粋を集め、緊密な協力によって、後世に悔いなき成果を上げることが期待しておるのであります。

以上、本法案の提案趣旨の説明をいたしました。何とぞ慎重審議の上すみやかに御決定せられんことをこいねがひまして、提案理由の説明にかえる次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(三月五日)

○薩摩雄次君 たいま議題となりました国土開発縦貫自動車道建設法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、去る第二十二回国会におきまして本院を通過以来、参議

院において継続審査となっていたものでありますが、第二十四回国会におきまして修正議決され、国会法第八十三条の四の規定により衆議院に送付され、自来本院において継続審査となっていたものであります。

参議院における修正のおもなる点は、第一には、本案の対象となつてゐる国土開発縦貫自動車道の定義について、道路運送法の定義を引用してゐるのを改め、この法律自体で定義するものとする、第二には、国土開発縦貫自動車道の予定路線は本案別表に掲げるところによるものとしてゐるのを改め、別表で定める路線を基準として別に法律で定めるものとする等が、そのおもなるものであります。

本案は、去る二月二十六日本委員会に付託されたのでありますが、参議院の修正点その他につきまして、第二十四回国会以来慎重に審査いたし、また、今国会におきましても、数次の理事会において十分検討いたしました結果、去る二月二十七日の本委員会におきましては、別に質疑もなく、二階堂進君より同君外六名提案の次のとき修正案が提出されたのであります。

すなわち、国土開発縦貫自動車道の予定路線中、小牧市付近より吹田市に至る区間については、すでに計画も完了し、昭和三十二年予算案においても予算措置がとられてゐるので、同区間については、別に法律で定めることなく、本法自体で定めるものとする、及び、国土開発縦貫自動車道を初めとする今後の高速自動車道の発達に伴う道路交通取締りの変革に対処するため、国土開発縦貫

自動車道建設審議会の委員に国家公安委員会委員長を加えるものとする等が、そのおもなるものであります。

本案に対する内閣の意見としては、南条建設大臣より、修正は機宜な措置であり、すみやかな成立を望む旨の開陳があり、次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して、前田栄之助君より、参議院の意思を尊重しつつ、来年度における事業の円満なる遂行をはかるものとして、賛成の旨が述べられたのであります。

かくて、修正案及び修正部分を除く原案についてそれぞれ採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(三月二十九日)

○中山福蔵君 たいま議題となりました国土開発縦貫自動車道建設法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院議員提出にかかり、第二十二回国会に上程、衆議院可決、本院に送付、本院において第二十四回国会まで審査を継続いたし、同国会において修正可決、衆議院に送付いたしましたところ、今国会、再び修正を加え本院に送付されたものであります。本院に再送付されました衆議院修正案は、昭和三十二年度における事業の円滑なる遂行をはかるため必要最小限度にとどめるもので

あります。すなわち修正案の第一点は、国土開発縦貫自動車道建設法案の別表予定路線中、小牧市付近より吹田市付近に至る区間につきましては、すでに調査完了し、昭和三十二年予算案にも事業費の一部が計上せられておりますので、この区間に関しては、別に本案に規定せられてゐる所要の立法措置をとらず、本法案自体でこれを決定すること。第二点は、国土開発縦貫自動車道建設審議会の委員に、道路交通取締りの観点から、国家公安委員会委員長を加えることとあります。

本委員会における質疑のおもなる点は、国会に提出すべき法律案の内容たるべき国土開発縦貫自動車道の予定路線の決定並びに予定路線の建設に関する基本計画の立案決定は、内閣総理大臣の権限と定められてゐるが、事実上、これらの立案並びに立案のための調査については、建設大臣並びに運輸大臣が担当するものと思ふが、この法案の内容で調査に支障はないかという点についてであります。これについて、提案者衆議院議員二階堂進君及び中島巖君から、「後日、運用上支障を来すようなことがあれば再考慮したい」との言明があり、南条国務大臣からも同様の発言がありました。

に国土開発縦貫自動車道建設の促進をはかるよう希望が述べられました。

かくして討論を終り、衆議院送付案について採決いたしました結果、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

次に、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

住宅金融公庫は、昭和二十五年六月設立以来、今日までに約四十万戸の住宅建設資金を融通し、住宅不足の緩和に貢献して参つたのであります。このたび、その業務を拡張して、災害により滅失損傷した住宅の復興に必要な資金の貸付を行うことができるようにし、また、土地の合理的利用及び災害防止のために、中高層耐火建築物の建設に必要な資金の貸付を行い、住宅不足の緩和に寄与しようとするのが本法案の趣旨であります。

以下、おもなる内容について申し上げますと、第一は、災害住宅の融通についてであります。すなわち従来は、災害により損傷した住宅を補修するために必要な資金を融通する道がなく、また、公庫融資によって建設する場合には、貸付金の償還期間の三年据置の特別措置のほかは、一般の貸付と同様の手続によっておりましたのを、補修資金について新たに融通の道を開くとともに、小規模な住宅の復興に必要な資金の貸付を行うこととしたわけであります。この場合、金額の限度は政令で定めることといたしました。また、これらの貸付の条件は年利五分五厘、償還期間は据置期間を含め、補

修にあつては八年以内、建設については十五年以内としております。また、災害発生の場合、災害復興住宅の建設または補修を、罹災地の実情に即して、貸付及び回収に関する業務の一部を府県、市町村にも委託することができるようにいたしましたのであります。

第二は、都市における中高層耐火建築物の建設に関する融資措置についてであります。すなわち従来は、地上三階以上の耐火構造の家屋で、その床面積の三分の二以上が住宅部分であるものについて、耐火建築促進法に基く防火建築帯内に建設される場合及び特に必要と認められる場合に限り、非住宅部分についても、主要構造部の建設に必要な標準建設費を貸し付けることができるようになっておりました。今回の改正は、地上三階以上の耐火構造及び簡易耐火構造の建築物並びに防火建築帯内に建設される耐火構造の建築物で、相当の部分の住宅を有するものに限り、住宅部分並びに住宅部分の床面積に相当する商店、事務所等の非住宅部分に対し、それらの標準建設費の七割五分を貸し付けることにしたわけであります。

この場合の利率は、年六分五厘、償還期間は十年であります。第三に、公庫の行う宅地造成事業について、これまでは、公庫の貸付金にかかる住宅の建設のために必要な資金の貸付を行なつてきたのでありますが、今後は、貸付金にかかる住宅のための宅地造成にあわせて、地方公共団体または公益法人等の建設する住宅のための宅地造成事業についても、資金の貸付を行うことにしております。その他、増築貸付の場合の対象家屋の一戸当り床面積の引き上げ、公庫の役員等について改正をいたしております。

次に、委員会における質疑のおもなる点について申し上げますと、「中高層耐火建築物に対する融資が、住宅部分について年六分五厘で十年償還では、従来より後退ではないか」という点でありますが、これについては、「産業労働者住宅資金融通の考えと同趣旨であり、個人住宅または協会住宅等、公益法人の供給する住宅については、一般貸付によるようすすめて行きたい」とのことでありました。次に、「中高層耐火建築物の促進をどのようにはかつて行くか、また、この貸付業務を、建築行政を担当する六大都市に委託する考えはないか」という点につきましては、公庫総裁から、「六大都市の中心市街地並びに中小都市の防火建築帯の指定地域に重点を置いて行きたいこと、また、業務については慎重を要するので、公庫で行う考えであるが、実情を勘案して善処して行きたい」との発言があり、政府からは、「市側の要望もあり、府県とも連絡の上、能力あるところには業務の一部を委託するような指導をして行きたい」との答弁がありました。その他、災害復興住宅に関する貸付業務の市町村委託の場合における措置、役員等について質疑が行われましたが、詳細は会議録で御承知を願いたいと思ひます。

かくて質疑を終り、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

◎土地改良法の一部を改正する法律

(昭三二、四、二〇法六九)

一、提案理由(三月七日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三二一法六六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(四月九日)

○小枝一雄君 ただいま議題となりました法律案について、農林水産委員会における審査の経過及びその結果について御報告申し上げます。

土地改良法は、土地改良事業実施の基本法として、今日まで食糧の増産並びに農業経営の合理化、農家経済の安定のために貢献いたして参りましたことは、各位の御承知の通りであります。今回、土地改良事業の実施上の教訓にかんがみまして、実施手続の簡素化をはかりますとともに、土地改良事業のあり方について各方面から寄せられた批判にこたえ、あわせて、今後一段と強力に土地改良、食糧増産の事業を推進いたしますために、国営土地改良事業の特定のものについては特別会計を設置して、この会計により実施することとし、さらに土地改良事業団体の組織の確立を行いますため、所要の法的措置を講じようとして、この改正法案が提出されたのであ

ります。

おもなる改正点は、第一に、土地改良事業の実施手続の簡素化をはかったこととあります。従来、土地改良区が事業を開始する手続として、都道府県知事が事業の適否の認定と本審査の二段階の審査手続をとってきたのでありますが、この際適否の認定を省略することとしたし、また、国営及び都道府県営事業の開始手続についても、同様の趣旨によって、従来の予備審査にかえて適否の決定の手続をとることとしております。

第二に、土地改良区の運営に関しまして、理事の任期の延長、総代の定数の減少、賦課金等の徴収手続の明確化、理事が欠けた場合の救済措置等の改正を行い、土地改良区の適正な運営をはかることとしたしております。

第三には、本改正案中最も重要な個所ではありますが、特定土地改良工事特別会計の設置に照応して土地改良法の関係条文を補正いたしましたこととあります。すなわち、まず、国は、灌漑排水事業の新設及びこれに関連する災害復旧事業または埋め立て、あるいは干拓事業を行う場合、その工事の特にすみやかな完了を促進するため必要があるときは、別の法律で定めるところにより、工事費の一部を借入金をもって充てることとできることとして、国営事業に対する地元負担金に相当する額をたんこの会計で借入れ、事業量の確保をはかることにいたし、農林大臣は、国営干拓事業により生じた土地及び国営土地改良事業により取得した土地等を、この法律によって管理及び処分をすることができるとし、また、農林大臣は、

国営干拓事業によって造成された土地について土地配分計画を定め、配分申込書を提出した者のうちから自作農として農業に精進する見込みのある者を選定して、その者に配分通知書を交付し、この配分通知書を受けた者をして事業完了の期日に配分通知書の交付を受けた土地の所有権を原始的に取得せしめる等のことを規定いたすと同時に、農地法を改正して、国が行う埋め立てまたは干拓事業によって造成された土地については農地法による管理処分の対象から除外することとし、現行農地制度に与える悪影響を遮断するように取り計らっているであります。

第四に、土地改良事業団体の組織を確立するために、土地改良事業団体連合会の設置を認める規定を設けておるのであります。すなわち、この連合会は、土地改良区等の事業団体の協同組織により事業の効率的運営を確保することを目的とし、都道府県または全国の地区に設け、組合員に対する技術的援助、情報の提供、調査研究等の事業を行うこととしておるのであります。

本案は、別途提案されました特定土地改良工事特別会計法案とともに、今後における国営土地改良事業の地位及び農地制度との関係について、きわめて重要な問題を含んでおりますので、その審議には慎重を期し、大蔵委員会と連合審査を行い、あるいは学者、実務担当者等から参考意見を徴する等、熱心な検討を行なったのであります。主要な論点は、「土地改良区の役員の任期の延長、総代の定数の減少を行うことが改良区の民主的な運営を害することとならないかどうか」、「特定土地改良工事特別会計が取り扱うこととなる干拓

事業について地元負担金を徴収し、その完了のときに原始取得せしめる方式が、結局は現行農地制度を弱体化することにならないかどうか」ということとありましたが、詳細はこの際省略いたします。

以上の経過をもちまして、本日質疑を終了したのでありますが、社会党芳賀委員から、土地改良区の役員の任期及び総代の定数は現行法通りとし、また、土地改良法に基いて国営干拓事業によって生じた土地及び国営土地改良事業のために取得した土地等を農林大臣が管理、処分する点、配分通知書の交付を受けた者は当該土地改良事業の完了の期日に埋め立て予定地の所有権を取得することとした点、国が国営干拓事業に要する費用の一部を地元負担せしめることとした点及びこれらの規定に関連する諸条項は不適當であるから、現行農地法に基いて土地を管理、処分し、国有農地の価格で売り渡すことができるようにする趣旨の修正案が提案されたのであります。

よって、修正案及び原案を議題として討論に付しましたところ、社会党川俣委員から修正部分及び修正部分を除く政府原案に賛成の意見が述べられたのであります。

次いで、両案を採決に付しましたところ、修正案は少数をもって否決され、多数をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもって御報告を終わります。

三、参議院農林水産委員長報告(四月十七日)

(農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法七二))の委員長報告と一括して掲載)

◎食糧管理特別会計法の一部を改正する

法律 (昭三二、四、二〇法七〇)

一、提案理由(二月十三日)

○足立政府委員 ただいま議題となりました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案外四法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

最初に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の内容は、食糧管理特別会計法第四条の二の規定によりまして、食糧管理特別会計の負担に属する証券、借入金及び一時借入金の限度額が三千五百億円と定められておりますのを四千四百億円に引き上げようとするものであります。

この会計の負担に属する借入金等の額は、例年の実績を見ますと、おおよね十二月中に最高額に達しておりますが、昭和三十二年度におきましても、この会計の収入及び支出の状況を勘案いたしますと、例年と同じく、十二月中に最高額に達することが予想されるのであります。すなわち、昭和三十二年十二月末現在の借入金等の見込み額は、昭和三十一年度から持ち越す借入金等の見込み額が約三千四百二十億円、昭和三十二年十二月末における借入金等の増加の見込み額が約三百七十億円、計約三千七百九十億円と推定されるのであります。これに、収入及び支出につきまして変動のある場

合を予想して若干の余裕を見込みますとともに、過去の実績から十二月末日と十二月中における借入金等の最高額に達する日の借入金等の差額を見込みまして、この会計の借入金等の限度額を四千四百億円にいたしたいと存するのであります。

第二に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、国の財政の健全化等の目的から、補助金等の整理につきまして、昭和二十九年以降以降予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものにつきましては、補助金等の臨時特例等に関する法律により所要の措置を講じてきたのであります。

政府といたしましては、補助金制度の合理化につきましては従来に引き続きなお今後も調査検討を進めて参る計画であります。昭和三十二年予算の編成に当りまして、この建前から各種補助金等の整理につき検討の結果、同法による特別措置につきましては、国立公園法に基づく補助金に関するものを除くほか、昭和三十二年度においてもなお引き続き同様の措置を講ずることが妥当であると考へられますので、今回、右特例法につき、国立公園法に基づく補助金に関する規定を削除いたしますとともに、その有効期限を昭和三十三年三月三十一日まで延長いたしますため、この法律案を提出した次第であります。

次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

産業投資特別会計の産業投資の財源は、御承知のように、貸付金の回収金及び利子、余裕金の運用利益金、特定物資納金付処理特別会計からの受入金、前年度の歳計剰余等をもってこれに充てることになっております。しかしながら、これらの財源はきわめて弾力性の乏しいものでありますので、今後、これらの財源のみをもって投資の需要を充足して参りますときは、将来において経済の情勢に應じた適時適切な投資を行う上に、財源の不足が見込まれることもあるわけであり、従いまして、このような場合に備えまして、この財源の不足を補てんするための補てん資金を、あらかじめ財政の事情が許す時期において準備しておき、この資金をもって将来そのつどの財政事情にとらわれることなく、産業投資財源の不足を見た場合、これを弾力的に補うこととすることが、財政経済の調整を推進する考え方からいたしましてきわめて必要かつ適当であると認められます。昭和三十一年度におきましては、相当の自然増収が見込まれる実情でありますので、補正予算をもちまして三百億円を産業投資特別会計に繰り入れて右の資金に充当し、さきに申し上げましたような将来の必要に備えることといたし、ここに産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要を申し上げますと、改正の第一点はこの会計に先ほど申し上げました資金を設けること及び昭和三十一年度において一般会計から三百億円をこの資金に繰り入れること、第二点は、右の資金の経理は、資金の設置の目的から歳入歳出外として整理し、投資を行う際、これを投資部門の歳入歳出に計上すること

としたこと、第三点は、この資金は投資に使用しないときは、資金運用部に預託して運用し、その利子は資金に組み入れることとしたこととありますが、以上のほか規定の整備について所要の改正を行うこととしております。

最後にとん税法案及び特別とん税法案につきまして御説明申し上げます。

これらの法律案は、今次の税制改正の一環として、従来のとん税の税率を引き上げるとともに、別に法律で定めるところによって市町村等に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港について、新たに特別とん税を課することを目的とするものであります。

以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、とん税法案におきましては、諸外国の例等にも願ひまして、その税率を現行の純トン数一トンまでごとに五円を八円に、一年分を一時に納付する場合は二十四円に引き上げるとともに、とん税の納税義務者、納期、非課税の範囲等につきまして、実情に応じて規定の整備を行うこととしております。このとん税の税率の引上げにより、昭和三十一年度におきまして、約一億七千万円程度の増収が見込まれております。

次に、特別とん税法案におきましては、別途考慮されております外航船舶の固定資産税の引下げ措置とも関連いたしまして、開港所在の市町村等に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港につきまして、その純トン数一トンまでごとに十円、一年分を一時に納付する場合は三十円の特例とん税を課することとするにとともに、

特別とん税は、税関がとん税を徴収する際にあわせて徴収することとし、その納税義務者、納期、非課税の範囲等については、とん税の場合と同様としております。この特別とん税の創設による収入といたしましては、昭和三十一年度において約五億八千万円程度が見込まれておりますが、これは別途法律で定めるところによりまして、開港所在の市町村等に譲与することになっております。

以上が食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案外四法律案を提出した理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(四月十二日)

○平岡忠次郎君 たいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、食糧管理特別会計の負担に属する食糧証券、借入金及び一時借入金の限度額が現在三千五百億円と定められておりますのを、四千四百億円に引き上げようとするものであります。すなわち、昭和三十一年十二月末現在の借入金等の見込額は、昭和三十一年度から持ち越す借入金等の見込額が約三千四百二十億円、昭和三十一年十二月末における借入金等の増加の見込額が約三百七十億

円、計約三千七百九十億円と推定されるのであります。これに収入及び支出につきまして変動のある場合を予想して若干の余裕を見込みますとともに、十二月中のピーク時の増加額を見込みまして、この会計の借入金等の限度額を四千四百億円にいたそうとするものであります。

本案に關しましては、黒金泰美君外二十五名提出の修正案が提出いたされております。修正の内容は、附則において「四月一日から」とあります施行期日を「公布の日から」に改めようとするものであります。

本案並びに修正案につきましては、慎重審議の末、去る九日質疑を終了し、討論の通告がありませんでしたので、直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって可決され、よって、本案は修正議決いたしました。

次に、特定土地改良工事特別会計法案について申し上げます。

この法律案は、別途国会に提出いたされました土地改良法の一部を改正する法律案の成立に伴い、同法による国営灌漑排水施設の建設の工事及び埋め立てまたは干拓の工事等に關する経理を一般会計と区分して明確にするため、新たに特定土地改良工事特別会計を設置しようとするものであります。

次に、この法律案のおもなる内容について申し上げます。まず、この会計は農林大臣が管理することとし、その歳入、歳出及び資産、負債の整理並びに予算の配賦等を工事別の区分に従って行うことといたしております。また、国庫負担分以外の工事費等について

は、国会の議決を経た限度額の範囲内で、この会計の負担において借入金を行うことができることといたしております。その他、この会計の予算及び決算の作成及び提出手続等、この会計の経理に關し必要な事項を規定することといたしております。

本案につきましては、去る三月四日当委員会に付託されて以来、農林水産委員会と連合審査会を開くなど、慎重に審議いたして参りましたが、去る十日質疑を終了し、討論の通告がありませんでしたので、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

最後に、国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、勤続期間二十五年以上で、事務の都合により勲褒を受けて退職する者等に対しては、整理退職の場合と同率の退職手当を支給できるとするとともに、日本専売公社及び日本電信電話公社の役員に対する退職手当につきましては、日本国有鉄道の例にならぬ、国家公務員等退職手当暫定措置法の適用から除外し、あわせて、その給与及び退職手当について所要の規定の整備を行うことといたしております。

本案につきましては、去る三月十九日政府側より提案理由の説明を聴取いたしました。質疑及び討論の通告がありませんでしたので、本十二日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。

本案は、土地改良法の一部を改正する法律がただいま成立しましたが、同法の規定により、国が施行する灌漑排水施設の建設の工事、埋立または干拓の工事等に關する経理を明確にするため特別会計を設置しようとするものであります。

以下、本案の要点を申し上げますと、この会計は一般会計からの繰入金、都道府県の負担金及びその利息、受託工事にかかる納付金、借入金等を歳入とし、土地改良工事に要する費用、受託工事に要する費用、借入金の償還金等を歳出とし、歳入歳出並びに資産、負債の整理を工事別の区分に従って行うこととし、また、国庫負担分以外の工事費等について借入金をすることができるとし、その借入金のうち、その年度内に借り入れをしなかつた金額があるときは、その額を限度として、翌年度に借り入れできることとしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、特別会計設置の経緯、今後の土地改良工事促進の問題、用地の売り払い問題等について質疑がありました。詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終り、討論に入りましたところ、野溝委員より、「今回の措置は、農民に対する保護政策から融資政策への切りかえであつて、土地改良事業は減退し、生産を低下せしめ、今後、農地制度について問題を起すであろう等の点から、実体法である土地改良法の一部を改正する法律案は未熟なものであり、それに伴う本案には反対である」旨の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

三、参議院大蔵委員長報告(四月十七日)

○西川甚五郎君 たいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、食糧管理特別会計の食糧証券、借入金等の限度額三千五百億円を四千四百億円に引き上げようとするものであります。この会計の昭和三十二年十二月末の糧券発行見込額についてみますと、前年度から持ち越す額が約三千四百二十億円、発行増加額が約三百七十億円となり、計三千七百九十億円と推定されますが、これに収支面に若干の変動ある場合、及び十二月中のピーク時と末日現在の差額を見込む必要がありますので、食糧証券、借入金等の限度額を四千四百億円にしようとするものであります。なお、この法律の施行日は、衆議院において昭和三十二年四月一日を公布の日とするに修正されております。

委員会の審議に当りましては、この会計の赤字の発生原因と今後の処理方針、病変米の処理基準とその処理状況及び今後の処理方針、麻袋の処理問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

次に、特定土地改良工事特別会計法案について申し上げます。

◎特定土地改良工事特別会計法

(昭三二、四、二〇法七一)

一、提案理由(三月五日)

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭三二一法一一五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(四月十二日)

(食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭三二一法七〇)の提案理由と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(四月十七日)

(食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭三二一法七〇)の提案理由と一括して掲載)

◎農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律

(昭三二、四、二〇法七一(衆))

一、提案理由(三十一年十二月十二日)

○芳賀委員 たいま議題になりました「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案」の提案理由を御説明申し上げます。農業委員会は、御承知の通り、昭和二十六年農業委員会法の制定によって、従来の農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会三者につきそれらの職能を総合整備するため、一委員会として統合し、原則として地方自治体の地域ごとに当該地方自治体の機関である農業に関する行政委員会として設置せられたものであります。しかし同委員会は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化をはかり農民の地位の向上に寄与するため、農民の意思と希望を反映し得るよう農民の選挙による委員及び学識経験者たる委員をもって構成され、その職務は、農地、食糧等関係法令に基く所定の事項、農業に関する総合計画の樹立及び実施に関する建議、答申に関する事項等を処理することとせられたのであります。

かつ、また農業委員会は、当初市町村及び都道府県に設置されたのでありますが、二十九年の改正によりまして都道府県農業委員会はこれが廃止せられ、新たに法人として都道府県農業会議及び全国農業会議所が設けられることになりました。しかしながら市町村の農業委員会につきましては委員の構成等について若干の変更があつたのであります。農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律

たほかはおおむね従前と同様の性格と職務をもって今日に至っているものであります。

当初においては市町村の農業委員会は、原則として一市町村一委員会の割合で全国の市町村数に準じて約一万一千設置されていたのでありますが、その後全国的に町村合併が急速に実施されてきたのに対し、農業委員会については、現行法のもとではこれによる組織その他の実情から直ちに画一的に合併市町村に一委員会の原則を貫くことについては、事態の推移について慎重な考慮を必要とする状況にありましたため、本年九月三十日では、市町村数三千九百七十五に対し、委員会数は七千三百八十五となっている状況にありまして、一市町村一委員会の原則からははなはだしい懸隔を生じている実情にあるのであります。

しかしながら町村合併の現状にかんがみ、農業委員会が本来市町村の行政機関である性格とその職務の遂行からして、農業委員会は市町村内一体として強力なものであることが望ましく、これによって合併市町村ごとに行政庁に農民の意思と希望を強力に反映して、地域内の農業に関する施策を統一的かつ実効的に浸透するため、原則として合併市町村ごとに一個の農業委員会を設置することが適切であり、急速にこれを実現することが必要となつたと考えられるのであります。

しかるに今日町村合併の現状について見ますに、合併後の市町村の規模は、一般に著しく拡大し、かつその地域内の産業等の態様にかんがりの変化を来しておりますので農業委員会と農民その他関

係団体等との結びつきを密接にいたしまして、あわせて農業の地域性及び特殊性に応じて農民及び農業の利害を公正に反映できるように、現行の農業委員会の組織に改正を行う必要があるものであります。

さらにまたわが国農業の動向と農業委員会の設置及び運営の経緯に照らし、その目的を一そう十分に達成せしめるためには、農業委員会が、各種の行政機関及び農業団体等と力を合せて農業施策を一そう充実させまたその浸透の徹底を果し得るよう、その所掌事務を必要かつ適正に拡充するとともに、農業委員会の職員の資質を向上し、さらにその身分の安定化をはかることが緊要であると考えられるのであります。

農業委員会について右の改正をいたしますとともに、この際都道府県農業会議の組織及び業務の上において農業委員会との連絡及び協力を緊密にする所要の改正を行い、全国農業会議所とともにその機能を十全に發揮し得るよういたしましたのであります。しかしして右の機関及び団体は、農業協同組合、農業共済組合等の農業団体と協調しておのおのその職分に応じて農業と農民のためそれぞれの機能を發揮することを期待してあります。

以上の趣旨にのっとりまして今般農業委員会等に関する法律の一部改正を行うこととした次第であります。

以下その内容の主要な点について概略御説明申し上げます。

第一は、農業委員会を原則として合併後の市町村の地域に合せて設置することとし、その職能の円滑な遂行をはかるため必要な統合

たその理事は組合ごとに必ず一人ずつ市町村長が委員に選任し、さらにまた組織の万全を期しまして従来の制度を踏襲し市町村議会の推薦した学識経験者をも五人以内においてこれまた市町村長が委員に選任する制度といたしております。

右の結果によりまして一農業委員会当りの委員の数は現在に比し相当増加することとなりますので、農業委員会の運営を实情に即し適切にするために新たに部会の制度を設けることといたしました。

すなわち農地問題を処理するために、必ず農地部会を設置するとともに、その他の所掌事務を処理するために、その他の部会を置くことができることとしたのであります。しかしして部会の構成は、選挙による委員の互選による者が十人ないし十五人とし、その三分の一以内の人数において条例の定めるところにより、それぞれ農業団体の推薦による委員の互選による者及び学識経験者の互選による者をもってこれに充てることといたしております。

この部会の設置に伴い、農業委員会におきましては、行政庁の諮問に対する答申、農業及び農村に関する振興計画の事務についての基本方針の決定並びに会長の選任及び解任の三事項については、必ず全委員の会議で議決いたすのであります。その他の事項については、部会がその所掌事項について議決をしたときは、その議決をもって農業委員会の決定といたしたのであります。

第三は、農業委員会の所掌事務について改正を行なったことでもあります。現行法における農業委員会の所掌事務は、農地法、土地改良法その他の法令によりその権限に属させられた事項を初めとし、

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律

を進めることに関する規定を整備したことであります。

前に述べましたところにより合併市町村において農業委員会が職能を極力円滑に發揮するためにはなるべく一市町村一委員会に統合することが望ましいと考えられるのであります。現行法においては農業委員会の統合を進めていくためこれに関する所要の規定が不備でありますのでこれを整備いたしましたのであります。

第二は、農業委員会の組織についての改正であります。すなわち、現行法においては農業委員会の委員のうちその根幹となるべき選挙による委員は、農業委員会の全区域を単位として公職選挙法を準用した選挙により十人ないし十五人選出されることとなっており、しかるに先に申し上げました通り市町村の地域の拡大とこれに伴う態様の変化に関連しまして、農業委員会の組織を従前のままとするならば、農民と農業委員会のつながりは稀薄となると考えられますので、今回これを改め、選挙委員の定数を十人から四十人までに拡大し、さらに必要がある場合は、都道府県知事の承認を得て、市町村条例によって、農業委員会の区域内に選挙区を設けることができることとしたのであります。

また現行法の農業委員会は、選挙によらない委員について、市町村長が五人以内を限りいわゆる総合農業協同組合または農業共済組合から推薦されたその理事及び市町村議会から推薦された学識経験者の中から委員として選任してあります。この改正法案においては農業委員会にいわゆる総合農業協同組合及び農業共済組合の代表者を網羅的に委員として加えるためこれらの団体の推薦し農地等の利用関係及び交換分合のあっせん等に関する事務を行い、さらにまた農地、農業技術、農畜産物の処理、農業経営の合理化及び農民生活の改善等にかかる総合計画の樹立及び実施について、市町村長に建議し、その諮問に応じて答申することとなっているのであります。改正法案では、前述いたしました趣旨により農業委員会の職能を必要かつ適切に拡充することといたしております。なお当然のことではありますが、その際市町村長及び他の執行機関が権限に基いて行う職分との調整に留意し、また各種農業団体との間には適切な協力連絡を保つことを本旨といたしております。

すなわち、その所掌する事務としましては、農地法、土地改良法その他の法令に基き権限として行う事務は従来の通りとするほか、農地等の利用関係及び交換分合のあっせんに関する事務と農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事務のほか、農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進、農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事務を行い、農業及び農民に関する事項についての調査研究と啓蒙宣伝を行いさらに農業その諮問に対し答申を行うことができることとしたのであります。

第四は、農業委員会の職員に関する改正であります。農業委員会が、その使命に基き職能を十全に發揮するためには、その職員の資質の向上と身分の安定が緊要なことは申すまでもないところであります。ことに農業委員会の所掌事務の最も基幹となる事務であり、かつ、最も利害の錯綜する事務である農地に関する事務を担当

する職員についてこのことは最も必要であると考えられるのであります。

そこで、農業委員会の職員を分けて農地主事及びその他の職員として、農地主事については、政令で定める一定の資格を要するとともにその任免は都道府県知事の承認を必要とし、さらにその身分につき不利な取扱いを受けたときは農林大臣にその旨を申し述べる道を開いたのであります。

第五は、都道府県農業会議の組織に関する改正であります。同農業会議は、本改正法案におきましても従来と同様の性格を有する法人といたしておりますが、その会議員につきましては、現行法では当該都道府県の区域をおおむね郡別に十から十五に分けてその区域ごとに都道府県知事の招集する代表者会議で互選された農業委員会の委員または農業協同組合もしくは農業共済組合の理事一人ずつとしてその合計十人ないし十五人の外、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会、省令で定める農業協同組合及び同連合会、省令で定める農業団体等の推薦する者及び学識経験者で会長の指名する者をもって、構成されることとなっております。

本改正法案におきましては、先に述べました通り農業会議と農業委員会の連絡協力の度を増す趣旨に従いまして、各市町村ごとに農業委員会が指名する委員一人を同農業会議の会議員とすることとし、その他の会議員は現行通りといたしております。

その結果会議員の数が大幅に増加いたしますので、都道府県農業会議の運用を考慮いたしまして、新たに部会の制度を設けることと産委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、町村合併の進展あるいは農業事情の変化に即応し、農業委員会、農業会議等の構成及び業務の内容を適切に拡充改善することを目的として提案せられたものでありますが、改正案の骨子を申し上げますと、まず農業委員会についてであります。これを一市町村一委員会の原則に従って合併後の地域に合せて設置し、その機能の円滑なる遂行をはかるため、その統合を促進することについて規定を整備しております。また、農業委員会の組織について、第一号委員の定数は、農業委員会ごとに、十人から四十人までの範囲内で、農家戸数、農地面積等を勘案して、政令で定める基準に従って市町村条例で定めることとし、その選出方法は、従来通り、委員会の区域を単位として、公職選挙法を準用して選挙することとしております。その他の選挙によらない委員は、総合農協及び農業共済組合の代表者を網羅的に委員とするため、これらの団体の推薦したその理事は、必ず一人ずつ市町村長が委員に選任し、さらにまた、従来通り、市町村長の推薦した学識経験者も五人以内において委員とすることとしております。

右の結果、一農業委員会当りの委員の数は、現在に比し相当増加することとなりますので、その運営を実情に即し適切にするため、新たに部会の制度を設けるようにいたしております。すなわち、農地問題を処理するため、農地部会はこれを必置することとし、その

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律

いたしました。すなわち農業委員会と同様に必置の部会として、農地部会を、任意設置の部会として、その他の部会を置くことといたしているのとあります。しかして農地部会は、農業委員会の委員として会議員となった者の互選により、十人ないし十五人と学識経験者としての会議員の全員をもって構成し、その他の部会は農業委員会の委員として会議員となった者の互選による十人ないし十五人と、それと同数でその他の会議員の互選による者で構成することといたしているのとあります。

しかして都道府県農業会議の事務に関する議決につきましては、農業委員会と同様、部会の所掌に属せられた事項については、部会の議決をもって都道府県農業会議の決定といたしているのであります。

最後にこの法律の施行についてであります。新しい組織と所掌事務を与えられた農業委員会が発足するには、現在の農業委員会の委員の大部分がその任期を満了し、新しく選ばれた委員が就任するときに最も適切であると考えられますので、原則として、明年七月二十日より施行することといたします。

以上が本法律案の提案理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院農林水産委員長報告(四月五日)

○小枝一雄君 ただいま議題となりました二法案について、農林水

他の所掌事務を処理する部会は各市町村の条例によって置くことができることとしております。

さらに、農業委員会における職員の資質の向上と身分の安定についての事項を追加しております。すなわち、農業委員会に一定の資格を有する農地主事を置き、その任免は都道府県知事の承認を必要とし、その身分に不利な取扱いを受けたときは農林大臣にその旨を申し述べる道を開いているのであります。その他、農業委員会の所掌事務について、従来事務のほか、区域内の農業及び農村に関する振興計画の樹立、その他必要な業務の推進事項について意見を公表し、行政庁に建議し、その諮問に対し答申を行うこと等ができることとしております。

次に、都道府県農業会議に関する改正であります。都道府県農業会議の組織は、その地域内の一市町村に一委員会がある場合には、その委員会が指名した委員一人が第一号会議員となり、また、一市町村に二つ以上の農業委員会がある場合には、当該農業委員会が協議して指名した者一人が第一号会議員となることとし、第二号会議員以下は現行法通りとしております。なお、都道府県農業会議にも農地部会を必置することとし、その他の業務を処理する部会は必要に応じて設置できることとしております。

本案は、第二十四国会に内閣から提出されました改正案に対し、農業委員の選任方法、農地部会の制度、農地主事の身分安定等数点にわたる修正を加え、それを内容として、第二十五国会において別途に自民、社会両党から共同提案せられ、今日まで継続審査に付し

ていたものでありますが、本日一切の質疑を終了しましたので、討論を省略し採決の結果、全会一致原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業組合再建整備法は、終戦後経営状況が不振に陥った農林漁業組合に対して増資奨励金及び固定資金利子補給金を国庫より交付する等、その再建整備に寄与してきたのでありますが、昨年三月末日をもって五カ年に及ぶ再建整備期間が終了し、その間、本法の適用を受けた組合の大半は大体目標を達成したのでありますが、再建整備の途中において生じた災害等によりなお若干の未達成組合もあり、これらの組合に対しては今後もなお増資等を行なって再建の努力を継続させますために、この際再建整備期間をさらに二カ年延長すると同時に、すでに再建目的を達成した組合に対しては、現行法第十四条により、目的達成後一年を経過した後交付された奨励金に利息を加算して償還することとなっておりますが、これまた、政令で定める場合で、農林大臣が大蔵大臣と協議して、その組合の健全な経営の持続のため必要があると認めるときは、その納付を免除できるよう、第十四条にただし書きを追加し、もって再建整備の目的の達成に遺憾なからしめようとして提案せられたものであります。なお、本法は昭和三十一年三月三十一日に遡及して適用することといたしております。

本案は、第二十四国会において提案され継続審査となつた社会党

合とするものとする。

以上の通りであります。

これを採決の結果、これまた全会一致をもって可決いたしました。

この附帯決議に対しましては、政府を代表して、足立大蔵政務次官、八木農林政務次官より、本法及び附帯決議の趣旨を十分尊重いたしたい旨の言明がありました。

以上、御報告を終わります。

三、参議院農林水産委員長報告(四月十七日)

○堀末治君 たいま農林水産委員会関係の三つの法律案が議題になり、これから、これらの法律案について委員会における審査の経過及び結果を報告いたすわけですが、報告に先立ち、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案と農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案の二つの法律案について、その取扱いに関する今までのいきさつを申し上げておくことにいたします。

まず、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案であります。過ぐる第二十四国会に、内閣から、この種の法律案を提出、当院には予備審査のため送付、その後、衆議院において各派の協議によつて、政府の原案が大幅に修正され、新たに衆議院議員村松久義君外七君による議員立法をもつて、たいま議題となつておりますものが提出され、昨年十二月五日、本院に予備審査のため送付、自來、継続審査に付せられておりましたところ、去る四月五日、衆

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律

案と、第二十五国会に提案された自民党案との二法案の趣旨を体して、新たに第二十五国会において自民、社会両党から共同提案せられ、今日まで継続審査して参つたものであります。先の農業委員会等に関する法律の改正案とともに、農業団体関係二法案として熱心な審議を行なつたのであります。四月五日質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決しました。

次いで、自民党吉川久衛君より、この改正法運用の重要ポイントともいべき第十四条のただし書きに掲げる政令の内容及び運用方針につき、次のごとき附帯決議を付すべき動議がなされました。これを朗読いたします。

農林漁業組合の今後における再建整備を促進するため、この法律制定後、同法第十四条ただし書の規定に基いて定める政令は左記の内容を含むものとし、農林漁業組合がこれに該当する場合は、政府においてすみやかに奨励金の納付を免除するよう同条を運用すべきである。

記

第十四条ただし書の規定に基き政令で定める場合は、当該農林漁業組合が全国の区域未満の区域を地区とするものである場合及び全国の区域を地区とする農林漁業組合にあっては第四条第一項各号に掲げる再建整備の条件をみたすに至つてから一年を経過した日の属する事業年度の終了の日における第二条第二項に規定する準備金の額が同日における出資金の額の四分の一に達しない場

議院本会議において全会一致で可決、同日、衆議院から当院に提出されたのであります。

また、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案については、第二十四国会に衆議院議員芳賀貢君外十二名によつて提案されたもの、第二十五国会に衆議院議員小枝一雄君によつて提案されたもの、及びたいま議題になっております衆議院議員村松久義君及び足鹿寛両君によつて提案されたもの三通りがありまして、いずれも継続審査となつて今日に至つておりましたが、たいま議題になつておりますものが、去る四月五日の衆議院本会議において全会一致で可決、同日、衆議院から当院に提出されたのであります。たいま議題になつております以外のものは、いずれも四月五日、衆議院農林水産委員会において議決を要しないものと決し、当院に通知して参つておるのであります。

以上、申し上げて、これから報告に入ることいたします。まず、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行の農業委員会等に関する法律は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化をはかり、農民の地位の向上に寄与するため、農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所について、その組織及び運営を定める目的をもつて、昭和二十六年実施され、その後、数次の改正を経て今日に至つております。しかして今回の改正は、農業生産力の発展及び農民の地位の強化に寄与するため、農業委員会等の構成及び組織を合理化する必要があるという理由によつて提案

され、そのおもな内容は概略次のようであります。
すなわち、まず農業委員会に関するものについて、第一は、その設置についてでありまして、農業委員会は、原則として一市町村一委員会に統合して、合併後の市町村の地域にあわせてこれを設置する方針をもって、これが統合を進めるため必要な規定を整備し、第二は、その委員についてでありまして、委員のうち、選挙による委員は、現行法では、農業委員会の全地域を単位として、公職選挙法を準用した選挙によって、十人ないし十五人を選出することになっておりますが、市町村の合併により、地域の拡大等に伴って、これを十人から四十人までと改め、なお、必要によっては都道府県知事の承認を得て、市町村条例で農業委員会の区域内に二つ以上の選挙区を設けることができるとし、また選挙によらない選任による委員については、いわゆる総合農業協同組合及び農業共済組合が、組合ごとに推薦した理事各一人と、市町村議会が推薦した学識経験者五人以内を市町村長が選任することとし、第三は、部会についてでありまして、農業委員会に農地問題を処理するため必ず農地部会を設置し、その他の所掌事務を処理するため、別に一つないし二つ以上の部会を置くことができるとし、これら部会の構成、運営及び権限等についてそれぞれ規定を設けたのであります。もともと選挙による委員の定員が二十人以下の農業委員会にあっては部会を置かないことになっております。第四は、所掌事務についてでありまして、この際、農業委員会の職能を必要かつ適切に拡充する意図をもって、その所掌事務の整備調整をはかり、第五は、農業委員会

の職員についてでありまして、その職員を農業主事と、その他の職員とし、農地主事については一定の資格を必要とするともに、その任免については都道府県知事の承認を必要とし、さらに、その意に反して身分上不利な取扱いを受けたときは、農林大臣にその事情を述べることができることとしたのであります。
次は、都道府県農業会議に関するものについて、第一は、その組織についてでありまして、農業会議と農業委員会との連絡を密にする趣旨によって、各市町村ごとに、農業委員会がその委員の中から指名する者一人は、当然、農業会議の会議員となることに改め、その他の会議員は現行通りとし、第二は、部会についてでありまして、必置の部会として農地部会を、また別に任意設置の部会として、一つないし二つ以上の部会を設け、しかしその構成その他について規定されておることは、農業委員会とおおむね同様であります。最後に、この法律の施行期日についてでありまして、農業委員会が再発足するためには、現在の委員の大部分がその任期を満了し、新しく選ばれた委員が就任するときに適当であるとの趣旨によって、農業委員会の統合その他一、二の規定を除いて、原則として本年七月二十日から施行することになっております。
委員会におきましては、まず提案者代表及び政府委員から必要な説明を聞き、続いて質疑に入り、農業団体の現況とその対策、いわゆる農業団体再編成について、この法律案は最終的のものか、あるいは暫定的のものか、そのねらい、この法律案は、当初政府から提案されたものに比べて大幅な修正が加えられているが、この法律案

に対する政府の見解並びにその予算措置、選挙による委員の定数決定の基礎、従来の選挙における投票状況、選挙制と推薦制との当否並びに選挙費予算、政府案による常任委員制度と、この法律案による部会との当否、農業委員会の使命と、これが今後のあり方、並びにそのあり方から見て、農地部会だけを必置の部会とし、かつ農地主事を他と区別して、その身分の安定について特別な規定を設けたその理由並びにこれが当否、農地主事の定数及び資格並びに現在の職員の切りかえ措置、部会の設置及び総会と部会との関係並びに部会の議決をもって農業委員会の決定とすることの当否、全国農業会議所の役員とその資格並びにこれが取扱ひ方、農地部会の構成とその当否、農業委員会委員の選挙区の分割を知事の承認事項とするとの当否、農地改革の成果の維持と農業委員会の使命、その他の問題をめぐって、提案者代表並びに農林大臣及び政府委員との間に質疑応答が行われたのでありまして、質疑の間に明らかにされた一、二の問題を拾って御紹介申し上げますと、昭和三十二年度の関係予算は、この衆議院提出法律案に基いて編成されており、話し合いの間に特にそのような発言があったわけではないが、政府から提案された法律案は、長い問題になっていたのであるが、政府から提案に対する一応の終止符として受け入れて審査され、今回の共同提案となつたものと了解しており、この法律案をもって農業団体問題の恒久的かつ最終的なものとは断定してはいないが、多年にわたつて論議されてきたいわゆる農業団体再編成の一応の結論と了解し、客観情勢に大きな変化の起らない限り、当面はこの辺でおさめたい。市町

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律

村の合併の進行過程において、一律に一市町村一選挙区とすることは実情に沿わないので、特に必要な場合には、特例として知事の承認を受けて、区域内に二つ以上の選挙区を設けることができることとし、農地主事の身分については、農地問題はとかく紛争的になるものであるから、その事務の主任者は、身分を安定の上に置いて問題の処理に当らせたいという結論によるものであるなどと、その見解が説かれていたのであります。
かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、清沢委員から、「この法律案に対して根本的には不満であるが、衆議院において最小限度の希望が取り入れられているので、その範囲において賛成する。農業委員会が農地、食糧調整及び農業改良の三つの全く異なる性格の業務を統合一元化して所掌し、かつ農民の階層を無視しておいて、農民は民主的に成長していない、かくては農民を民主的に訓練する機会を失い、反動化を空気が強く、農政の逆転をおそれるものであって、農地法の運用に遺憾があつてはならない。農業委員会本来の姿に帰り、農地問題とその他を区別して、すっきりした真の農民のための立法を日本社会党として希望する」旨を述べて賛成せられ、次に河野委員から、「この法律案については、その効果に疑問があり、しかも、その予算的裏づけに見るべきものがなく、今後予算的裏づけを得て農業委員会の活動が活発になると、ここに他の団体との間にあつれきや紛争が起ることがおそれられる、よつて次のような付帯決議を付して賛成したい」旨を述べられたのであ

りまして、その付帯決議は、
 農業団体のあり方いかんは、今後、わが国農政上きわめて重要な課題であるにかんがみ、この法律案による措置にかかわらず、政府は、農業団体のあり方について根本的な検討を加え、その結果に基づいて遺憾なく措置すべきである。

次に、重政委員から、「この法律案においては農地部会が重視され過ぎており、二つ以上の選挙区の設定及び農地主事の身分の保障に関する規定について問題はあがあるが、諸般のいきさつから賛成する」旨を述べられ、次に千田委員から、「法理に一貫性がなく、今後の運用に照してその改廃を考へるべきであり、衆議院における全会一致の可決にかんがみ、不満であるが賛成する」旨が述べられ、かくして討論を終り、採決に入り、全会一致をもって、この法律案は、河野委員の提案にかかる付帯決議を付して、可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のように、昭和二十六年四月、農林漁業組合再建整備法が実施され、自來、農林漁業組合の再建整備に努力が払われてきたのでありますが、これが現況にかんがみ、今回この改正法律案が提案され、次の二つの点についての改正をその内容としてしております。

すなわちその一つは、再建整備期間を延長しようとするものであ

りまして、現行法においては、再建整備実施期間は再建整備の指定日から五カ年以内と規定され、昨昭和三十一年三月末をもって終了したのであります。ところが災害その他の原因によって、期間内に再建整備の目標を達成することができなかった組合が相当数残されており、これらの組合も、かすに時日をもってすれば、その大部分は目標を達成することができるものと思われるので、再建整備実施期間を二カ年延長しようとするものであり、また一つは、政府から交付を受けた再建整備奨励金の償還を免除することができることとしてしようとするものであります。現行法によりますと、奨励金の交付を受けた農林漁業組合は再建整備の目標を達成してから一カ年後において、政令の定めるところによって、交付された奨励金を、その利子を加算して政府に納付しなければならぬことになっておりますが、今日再建整備の目標を達成した組合といっても、ようやく経営安定のめどがついた程度にすぎないのであって、真の健全性が確立されたと思われるのは困難な実情であるから、政令で定める場合で、農林大臣が大蔵大臣と協議して、組合が健全な経営を持続するため必要があると認めるときは、その納付を免除することができることとしてしようとするものであります。なお、これらの改正規定は昭和三十一年三月三十一日にさかのぼって適用することとなっております。

委員会において、この法律案について特に問題になりましたのは、奨励金の納付を免除する場合に関する政府の取扱いについてであります。奨励金償還の規定は、再建整備法が占領下という異常漁業組合に対する注射であって、今日奨励金を返還せしめることは取りやめるべきであり、付帯決議とともに賛成する「旨述べられ、次に島村委員から、「この法律案に賛成はするが、組合の再建整備をして今日あらしめられた関係者の努力にもかかわらず、その現状において奨励金を返還させることは不適當であり、かつまた、行政指導の趣旨にも反するものである」旨を述べられ、さらに、千田委員から、「原始産業の育成に対する政府の施策はまことに遺憾であるが、今回の処置は一歩前進であると認めて賛成する」旨述べられ、かくして討論を終り、採決に入り、全会一致をもって、この法律案は藤野委員の提案にかかる付帯決議を付して可決すべきものと決定いたしました。

最後に、土地改良法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のように、土地改良法は、土地改良事業実施の基本法として昭和二十四年六月実施され、その後数回の改正を経て今日に至っておりますが、土地改良事業実施の手續及び土地改良区の運営において、なお残されている不備の点を是正し、さらに、今度新たに設けられる特定土地改良工事特別会計に照応して、特定土地改良工事に関する規定を補足し、かつまた、土地改良事業施行者の協同組織としての土地改良事業団体連合会に関する規定を設ける等のため、この法律案が提出されたのであります。そのおもな内容は概略次のようであります。

すなわち第一は、土地改良事業の開始手續の簡素化についてであ

な情勢のもとにおいて制定されたため仕方なく挿入されたものであって、方針としては償還を要しないものとして指導されてきたものであり、たとえ再建整備が達成されたとしても、奨励金を返還するにおいては直ちに転落することになるのであるから、かような経過と実情から見ても償還を取りやめるべきであるとして、政府の方針がただされましたところ、これに対して、当時の指導方針は明らかでないが、すべて国民の税金によるものであるから、その締めくくりを明瞭にしておく必要がある。しかし、組合の発展を期待しているのであるから、その発展が阻害されるようなことがあってはならないので、実情に照らし、能力に応じて区切ることが必要であると思う。実情を調査し、御意思を尊重して、農林、大蔵両省協議して善処したい旨答えられておるのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、藤野委員から、「再建整備の目標を達したといつても、奨励金を返還することになれば直ちに転落することとなるから、農林漁業組合が今後においてその健全な経営を持続するため、政府は、この法律の第十四条ただし書きの運用に当って、全国区域未達の区域を地区とする農林漁業組合並びに全国の区域を地区とする組合であつても、再建整備完了後一年を経過した日の属する事業年度の終りの日における準備金の額が、その日における出資金の額の四分の一に達しないものについては、奨励金の納付を免除すべきである趣旨の付帯決議を付して賛成する」旨を述べられ、次に、東委員から、「再建整備法は、戦後の要請によって設立され、しかも戦後の混乱によって打撃を受けた農林

りまして、従来は土地改良区の土地改良事業の開始手続は、都道府県知事の適否認定と本審査の二段階になっていたものでありますが、これを改め、適否認定の手続を廃止して、本審査のみによることとし、また国営及び都道府県営事業の開始手続については、従来行われていた予備審査にかえて、適否の決定の手続をとることとし、第二は、土地改良区の管理に関する規定の整備についてでありまして、役員任期の延長、総代の定数の減少、役員が欠けた場合における仮理事の選任及び賦課金等の徴収手続の整備等がそのおもなものであり、第三は、特定土地改良工事についてでありまして、特定土地改良工事特別会計で行う特定土地改良工事の範囲及びその実施に関する基礎的な規定を設け、それとともに、国営干拓事業によって造成される埋立地及び干拓地の処置に関する規定を補足整備し、第四は、土地改良事業団体連合会についてでありまして、土地改良事業団体連合会は、土地改良区及び農業協同組合等の土地改良事業団体の協同組織によって、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し及びその共同の利益を増進することを目的とする法人とし、都道府県を地区とするものと全国を地区とするものとに分ち、会員の加入及び脱退は任意であつて、その事業は、会員の行う土地改良事業に関する技術的援助、土地改良事業に関する教育及び情報の提供並びに調査及び研究その他となつており、これが性格、設立及び運営等に必要な規定が定められております。

なお、以上のほか、小面積の換地における金銭による清算、発電事業及び水道事業その他公共の利益となる多目的事業の一環として

行われる土地改良事業等の実施及びその手続、都道府県の分担金の徴収手続、国有土地物件たる土地改良財産の管理及び処分等に関する規定について、必要な整備を行い、必要な改正を加えることになつております。

委員会におきましては、この法律案の前提条件、法律案の内容並びにこれが運用方針等、諸般の事項にわたつて当局の見解がただされたのでありまして、その際問題になりましたことを要約いたしますと、第一は、土地改良事業団体連合会についてでありまして、これが設置の目的、その業務及び性格、この際、かような団体をこのように法制化することの要否、現在設けられている全国土地改良協会及び都道府県土地改良協会の現状並びにこれら協会と連合会との関係、連合会の経費及びその調達方法並びにこれが農家経済に及ぼす影響、外郭団体の現状及びその整理、連合会の指導及び監督、連合会に対する国の補助の有無及びその当否等が、そのおもなものでありまして、

第二は、特定土地改良工事についてでありまして、特別会計方式の対象となる土地改良工事は、灌漑排水施設については、昭和三十一年度以降新規着工のもの及びその工事によつてできた施設の災害復旧とし、また埋立干拓工事にあつては、国営及び代行を通じて継続及び新規を含めたものとなつており、また工事費に対する地元受益者の負担率が、従来のやり方比べて引き上げられることになり、これを灌漑排水事業について見ると、従来は四〇%であつたものが新方式では四二%と、借入金利息、すなわち建設利息を加え

たものとなり、干拓事業にあつては、従来は農地法による売渡価格によつて反当平均一万二千円くらいであつたものが、今後は継続事業では三十一年度までに支出済みの事業費についてはその五%、三十二年以降支払うべきもの及び新規事業では二〇%、すなわち三万円以上五、六万円と建設利息を加えたものとなるのであるが、かような方針と現実に当面して、今回の特別会計方式のねらい、並びに国の経済上また農家の経済上から見たこの方式の得失、灌漑排水事業について新規事業のみをその対象とした理由及び経緯、従来のやり方比べて新方式によるものの工事促進の度合い、工事費の農家負担増の原因、増加額の算定基礎及びその当否、この法案による理め立て、または干拓地の処分方法と農地法による売り払いとの関係、並びに農地法から見てその当否、工事費の地元負担金の徴収方法及びその金利並びにこれが当否等が、そのおもなるものであります。

なお、以上のほか、土地改良事業及び土地改良区の運営をめぐる紛争、非難あるいはスキャンダル、並びにその発生原因及びこれが防止対策、土地改良事業にからまる紛争の調停機関の要否、役員任期の延長及び総代の定数の縮小の当否、連合会の役員資格要件、連合会の活動の促進とこれに必要な予算的裏づけ、並びに連合会の事業及び経理に対する監督、特定土地改良工事の拡充と一般土地改良工事との関係等についても問題となつたのであります。

しかして、政府今回の措置は、土地改良事業進展のため一応了承されることであるが、特に問題となるのは、特定土地改良工事の

事業費及びその利息について、受益農業者の負担が増加することであるとして、工事の完成速度、事業費の利息及び事業費の償還期間等について政府の方針がただされたのに対して、「土地作りは国の重要施策であつて、ここに特別会計を設けて土地改良工事の完成を促進することとした。しかし特別会計は独立採算制を確立することが要件であり、事業費利息については今のところ六分程度はがまんしてもらいたい。しかし今後一般金利が下れば下げることになり、国庫余裕金の利用によつて建設利息の軽減について考えたい。受益者の負担が若干増しても農地の造成が促進されれば、結局は有利であり、償還期間については実情に沿うように考慮し、干拓事業については、二十年を予定しているが、ある程度延ばすことができるものと思ふ。なお竣工期間は、実際の工事のことであるから一がいには言えないが、できるだけすみやかに完成することにした。また既往の灌漑排水事業についても、特別会計に組み入れて行うのが筋であると思ふ」等の旨が答えられ、また連合会については、「すでに関係団体の強い要請があり、連合会の業務の重点は、会員の行う土地改良事業に関する技術的援助であつて、団体がみずからの技術者を持つて、みずから技術援助を行うことは望ましいことであり、加入は任意として強制を避け、設立は農林大臣の認可とし、監督規定を設けて、経理及び事業の監査に遺憾なきを期したい」旨が述べられておるのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、重政委員から、「わが国情に照らして、土地改良事業を拡大し、その実施を効率的

にすることはきわめて必要なことであつて、その一環として、政府今回の措置はおおむね妥当と認め、この法律案に賛成するものであるが、この法律が実施の運びとなつた場合、その運用を一そう効果的ならしめるため、継続施行中の灌漑排水施設及びその付帯工事について、すみやかに特別会計で行うことができることとする。と、特定土地改良工事の建設利息について、受益者の負担を極力軽減すること、事業費の地元負担分の徴収期限を極力延期し、特に埋立干拓事業については、事業完了後二十五年以上とすること、及び工事の完了を極力促進し、七カ年以内に竣工せしめることを内容とする付帯決議をつけること」を提案され、東委員から、日本社会党を代表し、この法律案について反対を表明され、その理由として、「わが国農政の根本は土地問題であるが、この法律案に伴う特別会計のやり方について、農地法との関連において農地制度上遺憾な点があることが感ぜられ、また改正の中心をなしている土地改良区の役員任期の延長及び総代の定数の縮小は、土地改良区の民主化に逆行するものであつて、改悪といふべきであり、土地改良事業団体連合会の法制化は便乗的であつて、さらに根本的な検討を必要とする」等をあげられ、次いで島村委員から、「今回の措置は一步前進であるが、今後事業の運営について、受益農業者の負担の軽減に努め、土地改良区に関する手続の簡素化を徹底し、連合会の事業について一段の工夫をもつて、これが活動を促進し、真に農民のものたらしめ、連合会の経費の賦課を適正にし、指導監督を厳正にする」とともに、これが補助助成をはかるべきこと」を希望して賛成せら

れ、次いで千田委員から、「不満な点があるが賛成する。しかしして、わが国の原始産業の育成に関する政府の方針は遺憾であつて、食糧増産対策を再検討し、その助成を厚くすべきであつて、特に金利の低下を徹底せしむべきであり、また現在の土地改良協会には幾多の問題を残しているようであるが、今回の連合会には、かような事態を繰り返さないよう監督を十分にすべきである」旨を述べられたのであります。

かくして、討論を終り、採決の結果、多数をもつて、原案通り可決すべきものと決定され、次いで、討論中に述べられた重政委員提案の付帯決議については、全会一致をもつて可決されたのでありまして、以上、審査の内容の詳細については、会議録に譲ることを御了承いただきたいのであります。

なお、それぞれの付帯決議につきましては、農林大臣から、「その趣旨を尊重して善処したい」旨述べられておりますことを申し添えて、報告を終ります。

◎農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律 (昭三二、四、二〇法七三)(衆)

一、提案理由(三十一年十二月十二日)

○足鹿覚君 たいま議題となりました、村松久義、足鹿覚両君提出農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

わが国の農林漁業を振興いたすためには、その基本組織たる農林漁業組合の整備強化をはかる必要があることは今さら申すまでもないところであります。このため、昭和二十六年に農林漁業組合再建整備法を制定し、これに基づき今日まで、鋭意不振組合の再建整備をはかってきたのであります。本法による再建整備の措置は、再建整備期間が、指定日から五年ということになっておりまして、本年三月をもって終了いたしましたのであります。その間、本法の適用を受けた農林漁業組合の大半は、計画通り再建整備措置が進捗し、おのおの所期の目標を達成することができたのであります。しかし不幸にも、再建整備の途中において遭遇した災害等の原因による再建整備未達成組合も若干ながら存在することも事実であります。しかし、これらの未達成組合も、再建整備の目標達成が全く不可能というわけではなく、今後引き続き若干の期間再建整備について努力いたしますならば、その大部分は目標達成が可能であらうと信ずるのであります。従つて、これらの組合の増資等に対する今日までの努力

を無にすることなく、今後ともできるだけ増資を行わせ、その経営の確立に資するとともに、国の財政支出の効率化をはかるためにも、この際、本法に定められた再建整備期間を現在の五年以内を二年延長して七年以内とすることとし、第四条等に所要の改正を加へたいのであります。

次に、再建整備達成後の奨励金の償還についてであります。再建整備の目標を達成した農林漁業組合についても、このたびの再建整備措置によりようやく経営安定のめどがついたという程度にすぎない実情でありますから、真の意味において経営全体にわたりその健全性を確立できたものと見ることは困難と思われるのであります。従つて、現行法に基づき、再建整備の目標達成後一年後に利息を加えて奨励金を償還させますならば、いまだなお弱体を免れない再建整備組合の現状から見ても、再びその経営を危うくするおそれ全くなしとしないのであります。よつてこの際、政府をして償還につき何らかの配慮を加えさせる必要があるのであります。かかる実情に即応し、政令で定める場合で、農林大臣が、大蔵大臣と協議して、その組合の健全な経営の持続のため必要があると認めるときには、その納付を免除できることとしたし、この趣旨をもつて、第十四条にただし書きを追加することしたのであります。

なお、この改正法は、昭和三十一年三月三十一日に適及して適用することとし、取扱い上遺憾のないよう配慮いたしました。

以上が本法案の概要でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第でございます。

二、衆議院農林水産委員長報告(四月五日)

(農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法七二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(四月十七日)

(農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法七二)の委員長報告と一括して掲載)

◎国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律

(昭三二、四、二〇法七四)

一、提案理由(三月十九日)

○足立政府委員 ただいま議題となりました国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

勤続期間二十五年以上で退職する国家公務員等に対し、整理退職の場合と同じ割増率の退職手当を支給するとともに、日本専売公社及び日本電信電話公社の役員を国家公務員等退職手当暫定措置法の適用から除外するためにこの法律案を提出した次第でございます。

次に、その改正の要点を御説明いたします。
第一点は、二十五年以上勤続した国家公務員等の退職手当についてであります。

現行国家公務員等退職手当暫定措置法によりますと、退職手当の最高率は、定員の減少または組織の改廃その他これらに準ずる事由により過員または廃職を生ずることにより退職した者に対してのみ適用されることとなっておりますが、今般諸般の情勢を考慮いたしまして、勤続期間二十五年以上にあたる長期勤続者が退職する場合等にも整理退職の場合と同率の退職手当を支給することができることといたしました。

国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律

第二点は、日本専売公社及び日本電信電話公社の役員を本法の適用から除外しようとするものであります。

昨年、日本国有鉄道法の一部改正法が施行せられ、同公社の役員は、国家公務員等退職手当暫定措置法の適用から除外せられ、その者に対する退職手当につきましては、運輸大臣の承認を受けて公社が定めることとなりました。

日本専売公社及び日本電信電話公社の役員に対する退職手当につきましても、日本国有鉄道の例にならい、国家公務員等退職手当暫定措置法からこれを適用除外することといたし、あわせて日本専売公社法及び日本電信電話公社法の一部について必要な改正を加えることといたしました。

以上がこの法律案の提出の理由及びその概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、参議院内閣委員長報告(四月十日)

○亀田得治君 ただいま議題となりました国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、二十五年以上勤続した国家公務員等の退職手当についてであり、現在、国家公務員等に支給される退職手当の最高率は、定員の減少または組織の改廃その他これらに準ずる事由により過員または廃職を生ずることにより退職した場合にのみ適用されることとなつ

国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律

ておるのですが、今般、諸般の情勢を考慮して、勤続期間二十五年以上にわたる長期勤続者が事務の都合により勸奨を受けて退職する等の場合にも、整理退職と同じ割増率の退職手当を支給することができるといたしております。

その第二点は、日本専売公社及び日本電信電話公社の役員を、本法の適用から除外しようとするものであります。昨年、日本国有鉄道法の一部改正法が施行せられ、同公社の役員は、国家公務員等退職手当暫定措置法の適用から除外せられ、その者に対する退職手当については、運輸大臣の承認を受けて定めることとなりましたので、今回、日本専売公社、日本電信電話公社の役員に対しても、これにならった措置を行うこととし、国家公務員等退職手当暫定措置法から適用除外するとともに、あわせて日本専売公社及び日本電信電話公社法の一部について必要な改正を加えることといたしております。

内閣委員会は、前後三回委員会を開き、この間、松浦國務大臣及び関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りました。その審議において、国家公務員等退職手当暫定措置法と退職年金制度との関係、特に、さきに人事院よりなされた退職年金制度の意見の申し出を政府は尊重して実施する考えであるか。また、いつその法案を提出する予定であるかとの点、三公社役員を本法の適用から除外した理由、二十五年以上の長期勤続者が勸奨を受けて退職する場合に、整理退職の場合と同様の率の退職手当を支給する理由と、この勸奨の意義、この改正による退職手当の割増し支給の措置

は、将来公務員制度に停年制を設けんとする前提ではないか。また二十五年以上の長期勤続者が、自発的に退職する場合にも、同様の割増措置を講じてはどうか等の諸点のほか、なお、本法律案に関連して、人事院廃止と国家公務員の基本権との関係、公務員制度改革に対する政府の基本構想等の点につきまして、松浦國務大臣及び関係政府委員との間に質疑応答がなされましたが、その詳細は、委員会会議録に譲ります。

昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論に入りましたところ、別に討論もなく、よって直ちに、本法律案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院大蔵委員長報告(四月十二日)

(食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭三二一法七〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎法務省設置法の一部を改正する法律
(昭三二、四、二二法七五)

一、提案理由(三月七日)

○松平政府委員 法務省設置法の一部を改正する法律案についてその趣旨を御説明します。

出入国管理行政は、申すまでもなく、わが国における外国人の公正な管理を目的とするものでありまして、その基調は、あくまで円満な国際常識にのっとりつつ、国内治安その他の国の安全及び利益の面をも考慮し、円滑かつ強力にこれを実施することとなければならぬと考えておりますが、最近における諸外国との国交の回復、国際連合加盟等によりわが国と外国との往来はますますひんぱんとなり、外国人管理行政は今後ますますその複雑性と困難性を加えるものと思われれます。

そこで、政府は、これらの新事態に対処するため、この際出入国管理行政の機構上の不備を改善し、一そう適切な業務の運営を行い得るよう、その体制を整備いたしたいと存じまして、本法律案を提出いたしました次第であります。

以下本法案の内容について概要を御説明いたします。

第一は、広島入国管理事務所の新設であります。出入国管理行政の地方機関の中枢をなす入国管理事務所は全国十二カ所に設けられておりますが、現在中国地方は下関、高松及び松江の三入国管理事

務所の管轄下に分れているばかりでなく、その中心地たる広島市には下関入国管理事務所の港出張所が設けられているのみで独立の入国管理事務所がなく、中国地方における統一的な治安対策の実施等について関係機関との連絡にも事を欠き、業務の遂行に種々不便を来たしているのであります。

そこで、この際、松江入国管理事務所を廃止して、新たに広島市に広島入国管理事務所を設置し、広島県、岡山県、鳥取県、島根県及び山口県の内岩国市をその管轄区域とするともに、従前の高松入国管理事務所宇野港出張所並びに下関入国管理事務所の広島港出張所、同尾道港出張所及び同岩国空港出張所を広島入国管理事務所に所属を変更し、またこれに新たに松江出張所を配属し、もって中国地方における出入国管理行政の円滑な運営をはかろうとするものであります。

第二は、日ソ国交回復に伴う新事態に対処するため、新たに稚内港、根室港、酒田港及び敦賀港に、それぞれ入国管理事務所の出張所を設け、一応臨機の必要に応ずる体制を整えるとともに、従来駐在官を派遣して出入国管理事務に当らしめておりました立川空港及び板付空港に出張所を設け、これらの空港における出入国審査事務の充実を期したいと存するのであります。

第三は、神戸入国管理事務所の管轄区域中、兵庫県伊丹市を特に大阪入国管理事務所の管轄に変更することとあります。

現在神戸入国管理事務所の管内にある伊丹空港は、客年九月日本航空株式会社の沖繩定期航路が開始されて以来、同社航空機の発着